

包括外部監査の結果に関する報告

及び

これに添えて提出する意見

財政援助団体等の出納その他の事務の執行について

平成 14 年 2 月 14 日

岐阜県包括外部監査人

後藤 等

目次

第1 監査の概要	2
1. 監査の種類	3
2. 監査の対象とした事件名及び期間	3
3. 事件の選定理由	3
4. 監査の実施時期	4
5. 監査補助者氏名	4
6. 監査対象の機関及び団体名	4
7. 監査の着眼点	4
8. 主な監査手続	5
第2 監査の結果	6
.(財)岐阜県広報センター	-1
.(財)岐阜県国際交流センター	-1
.岐阜県土地開発公社	-1
.(財)岐阜県産業経済振興センター	-1
.(財)ソフトピアジャパン	-1
.(財)岐阜県建設研究センター	-1
.岐阜県道路公社	-1
.(財)花の都ぎふ花と緑の推進センター	-1
.岐阜県住宅供給公社	-1
.(社)岐阜県森林公社	-1
第3 利害関係	7

報告書中の数値は、消費税及び地方消費税を除いた金額
で表示しています。また、端数処理等の関係で総額と内
訳の合計とが必ずしも一致しない場合があります。

第 1 監査の概要

第1 監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 . 監査の対象とした事件名及び期間

監査の対象とした事件名

財政援助団体等の出納その他の事務の執行について

監査対象期間

原則として平成 12 年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象期間としています。

3 . 事件の選定理由

県が、出資、出捐、財政援助（補助金）、債務保証などをおこなう、いわゆる財政援助団体等は、県民に深い係わりをもつ質的に重要な事業を行っており、県民の関心も高いものと思われます。

また、これらの財政援助団体等のうち県の出資金、出捐金の割合が 4 分の 1 以上に對する団体への平成 12 年度予算の補助金や委託料等の合計額は 116 億円と多額であり、財政支出の面からも金額的重要性の高いものとなっています。

以上の理由から、財政援助団体等のうち、とくに県との係わりも深く金額的重要性が高いと思われる次の 10 団体を対象とする「財政援助団体等の出納その他の事務の執行について」を特定の事件として選定しました。

- 1 . (財) 岐阜県広報センター
- 2 . (財) 岐阜県国際交流センター
- 3 . 岐阜県土地開発公社
- 4 . (財) 岐阜県産業経済振興センター
- 5 . (財) ソフトピアジャパン
- 6 . (財) 岐阜県建設研究センター
- 7 . 岐阜県道路公社

- 8 . (財) 花の都ぎふ花と緑の推進センター
- 9 . 岐阜県住宅供給公社
- 10 . (社) 岐阜県森林公社

4 . 監査の実施時期

平成 13 年 5 月 29 日から平成 14 年 2 月 14 日まで

5 . 監査補助者氏名

加藤博	豊田裕一	坪井 敦
経塚義也	近藤繁紀	水谷 彰
牧野成治		

6 . 監査対象の機関及び団体名

機関 (主務課)	団 体 名
広報課	(財) 岐阜県広報センター
国際課	(財) 岐阜県国際交流センター
事業経営政策課	岐阜県土地開発公社
商工政策課	(財) 岐阜県産業経済振興センター
情報産業課	(財) ソフトピアジャパン
建設管理政策課	(財) 岐阜県建設研究センター
道路建設課	岐阜県道路公社
公園緑地課	(財) 花の都ぎふ花と緑の推進センター
住宅課	岐阜県住宅供給公社
森林課	(社) 岐阜県森林公社

7 . 監査の着眼点

財政援助等の種別ごとにおもに以下の着眼点に基づいて監査を実施しました。

出資団体

(1) 関係局

ア . 団体に対する指導監督は適切に行われているか

イ . 出資金の支出手続及び時期は適切か

(2) 団体

第1 監査の概要

ア．事業は、出資目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。

イ．会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。

公の施設の管理受託団体

(1) 関係局

ア．公の施設の管理委託に関する指導監督は適切に行われているか

イ．委託金の額及び委託時期は適切か

(2) 団体

ウ．公の施設の管理は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

エ．委託金に係る会計経理は適正に行われているか。

補助金等交付団体

(1) 関係局

ア．補助事業に関する指導監督は適切に行われているか

イ．補助金交付の方法及び時期は適切か

(2) 団体

ア．補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

イ．補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

8 . 主な監査手続

担当責任者等への質問

関係書類の閲覧

なお、監査手続は原則として試査（サンプリング）により実施しました。

第 2 監査の結果

.(財)岐阜県広報センター

1. 監査対象の概要

1.1. 事業の内容

1.1.1. 事業の目的

(財)岐阜県広報センターは、岐阜県における総合的な広報体制の確立及び広報技術の向上を図るとともに、自然、歴史、文化等の持つ豊かな資源、魅力を県内外に向けて積極的にPRし、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを目的としています。

1.1.2. 事業の現況

(財)岐阜県広報センターは、上記の事業の目的を達成するため、主として以下の業務を行っています。

(1) 広報に関する情報センター機能

- ・「岐阜県情報サロン」の運営
- ・ふれあい情報サービスコーナー・情報ギャラリーサロン
- ・街角情報コーナーの充実

(2) 広報刊行物の発行と広報のレベルアップ

- ・「ふれあいくらしと県政」、「日本まん真ん中」など広報刊行物の発行
- ・広報活動の支援・調整

(3) 県のイメージアップ広報

- ・イメージアップ広報の推進（「みの・ひだ情報玉手箱」）
- ・「岐阜ブランド」確立のための支援活動

(4) 広報推進特別事業

- ・広報アドバイザー制度の充実
- ・広報アシスタントネットワークの充実

(5) 県刊行物等の有償頒布

1.1.3. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	5,000 千円 (100%)	5,000 千円 (100%)
その他	千円 (100%)	千円 (%)
合計	5,000 千円	5,000 千円

(2) 借入金

該当ありません。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
	72,211 千円	71,214 千円

補足事項...人件費等の管理費の全額及び、事業費のうち、日本まん真ん中発行費・
広域広報推進費である。

(4) 委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
	637,444 千円	542,599 千円

補足事項...事業費のうち補助対象となるもの及び、広報推進特別事業費を除く
全額について委託料として支払われる。

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証 該当ありません。

保証類似行為 該当ありません。

1.2. 組織

(1) 人員体制

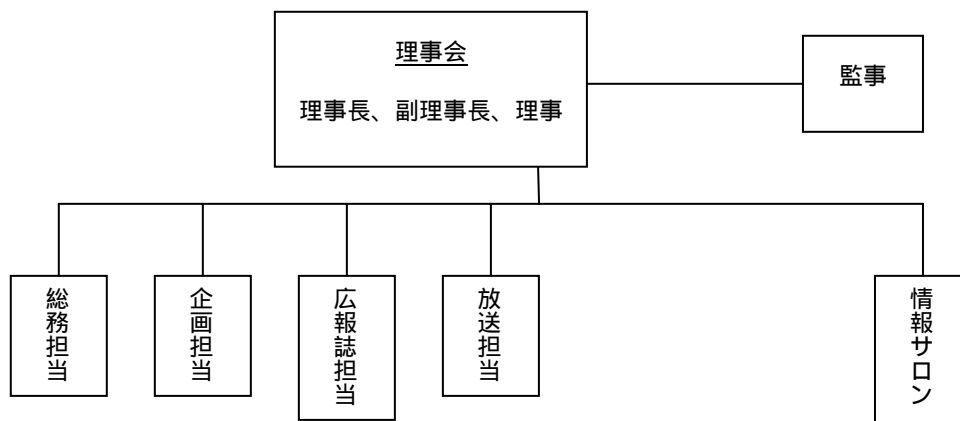
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	1 (-)	1 (-)
理事	12 (12)	12 (12)
監事	2 (2)	2 (2)
県派遣	17 (-)	18 (-)
日々雇用	3 (3)	3 (3)
嘱託	5 (5)	6 (6)
合計	41 (23)	43 (24)

補足事項 1.()内は非常勤

2. その他に平成 11 年度、平成 12 年度ともに会長が 1 人在任

(2) 組織の状況



2. 監査の範囲及び実地監査期間

2.1. 監査の範囲

原則として平成 12 年度

2.2. 実地監査期間

平成 13 年 7 月 17 日～平成 13 年 7 月 19 日まで

3. 監査の結果

3 . 1 . 監査の結果について

3 . 1 . 1 . 収支の状況及び財政状態

収支計算書		(単位:千円)			
科	目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
収入の部					
基本財産収入		9	6	-3	-33%
基金運用収入		6,013	6,015	2	0%
補助金等収入		709,655	613,813	-95,842	-14%
事業収入		5,316	6,964	1,648	31%
事業外収入		1	2	1	100%
雑収入		1,489	3,901	2,412	162%
当期収入合計		722,485	630,704	-91,781	-13%
前期繰越収支差額		16,588	17,764	1,176	7%
収入合計		739,073	648,469	-90,604	-12%
支出の部					
事業費		665,289	574,695	-90,594	-14%
管理費		56,019	55,611	-408	-1%
当期支出合計		721,309	630,307	-91,002	-13%
当期収支差額		1,175	397	-778	-66%
次期繰越収支差額		17,764	18,161	397	2%
正味財産増減計算書					
(単位:千円)					
科	目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
増加の部					
資産増加額					
当期収支差額		1,175	1,164	-11	-1%
その他の固定資産購入額		178	0	-178	-100%
当期商品増加額		741	2,748	2,007	271%
増加額計		2,095	3,913	1,818	87%
減少の部					
資産減少額					
当期収支差額		1,179	767	-412	-35%
当期商品減少額		409	2,040	1,631	399%
什器備品減価償却額		83	258	175	211%
コンピュータソフト減価償却額		0	116	116	-
減少額計		1,671	3,182	1,511	90%
当期正味財産増加額		423	731	308	73%
前期繰越正味財産額		325,968	326,392	424	0%
期末正味財産合計額		326,392	327,123	731	0%
貸借対照表					
(単位:千円)					
科	目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部					
流動資産					
現金・預金		129,440	92,404	-37,036	-29%
未収金		2,229	750	-1,479	-66%
棚卸商品		2,517	3,225	708	28%
固定資産					
基本財産		5,000	5,000	0	0%
その他固定資産		301,110	300,735	-375	0%
資産合計		440,297	402,116	-38,181	-9%
負債の部					
流動負債					
未払金		113,473	74,504	-38,969	-34%
預り金		431	488	57	-13%
負債合計		113,905	74,992	-38,913	34%
正味財産の部					
正味財産		326,392	327,123	731	0%
負債及び正味財産合計		440,297	402,116	-38,181	-9%

収支の状況について

広告掲載の減少により、事業費が減少しています。当該事業費は主に全国紙や地方紙等の新聞広告掲載の委託料であり、それに伴い、県からの受託量が減少しているため、補助金等の収入が減少となっています。

財政状態について

ラジオ・テレビ放送事業費及び受託金精算による戻し入れの未払金等が減少しています。そのため、期末における預金残高が、その分減少しています。

3.1.2. 監査の結果

以上、(財)岐阜県広報センターの平成12年度の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における(財)岐阜県広報センターにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行なわれています。

3.2. 指摘事項

予算超過の支出額の処理について

情報サロンの机等の改修について情報サロン運営費の修繕料で予算が390千円設定されていますが、支出額が追加で発生し予算を超過したため(165千円)超過額について事務局費の修繕料で処理しています。

修繕料という科目は同一ですが、情報サロン運営費は事業費として受託契約によっており、一方、事務局費は管理費として補助金の対象となっており、支出区分が異なっています。

今後、支出額が予算を超過する場合には、同一の事業の区分において予算流用処理をすることが必要です。

3.3. 意見

事業の支出対効果の把握について

(現状及び問題点)

当財団の広報活動について、事業の性質上、事業成果の有効性の判断について客観的

に把握することが困難となっています。

現在、事業の成果の測定手段として、放送局の視聴率調査や、岐阜県が不定期に実施している県政モニターによる県政番組アンケートの結果を利用しています。それに加えて、番組に対する県民の意見や、広報顧問の意見、広報課との協議等総合的判断により広報番組の見直し、入れ替えを行っていますが、広報効果を効果的に測定する手法の確立が望まれます。

(改善策)

県民と行政との相互のコミュニケーションの手段としての広報機能は重要であり、県民に適切な情報を提供することによって、県民の自主的な活動を促すことが期待されます。また、できるだけ少ないコストで多くの効果をあげるため、インターネットを通じた広報を積極的に行なうのも一つの有効な手段かと思われます。県民ニーズや社会情勢の変化に十分に対応し、県民の意見を積極的に取り入れた広報活動を行なうことが今後必要かと思われます。

広報推進特別基金事業について

(現状及び問題点)

特別基金は目的を定め、その運用状況を明確にするため特別会計で処理するのが一般的ですが、貴財団の一般会計で処理されている特別基金3億円は、規程上、目的や運用益の用途等が定められているものの、具体的な事項については明示されていません。また、基金の運用収入と特別事業費の収支を年度別に計算すると、平成7年度以降、特別基金の翌年度繰越収支差額がマイナスとなります。

(改善策)

基金の目的、財源を明確にした事業展開を図ることが肝要です。

(単位:円)

年度	基金運用収入	特別事業費	- 収支差額	特別基金の翌年度 繰越収支差額	一般会計の次期 繰越収支差額
4	12,776,769	7,186,772	5,589,997	5,589,997	10,436,761
5	8,294,222	8,487,697	-193,475	5,396,522	19,381,206
6	7,156,654	9,391,137	-2,234,483	3,162,039	16,370,797
7	3,050,589	8,294,194	-5,243,605	-2,081,566	14,501,497
8	1,593,775	2,895,489	-1,301,714	-3,383,280	14,744,784
9	1,692,321	3,615,187	-1,922,866	-5,306,146	15,865,257
10	6,022,365	4,218,018	1,804,347	-3,501,799	14,643,450
11	6,013,062	6,240,324	-227,262	-3,729,061	14,805,572
12	6,015,955	10,684,482	-4,668,527	-8,397,588	14,038,210
計	52,615,712	61,013,300	-8,397,588	-	-

(注)基金は平成4年3月に設置され平成9年度までは銀行預金で運用されていましたが、平成10年度から県債で運用しています。

有償頒布刊行物の発注方法について

(現状及び問題点)

財団刊行物である「日本まん真ん中」について、一般会計と特別会計で印刷製本費の単価が異なります。

一般会計では、病院等での無料配布情報誌として年間56,000部発行し、特別会計では有償頒布刊行物として同一のものを年間1,200部発行しています。無料配布分は1部235円(消費税抜き)で印刷業者と印刷製本契約を締結していますが、有償頒布分についても同一の業者から1部100円(消費税抜き)で購入しています。これらは、有償頒布分に定価が印刷してあることを除き、内容は同一ですが、有償頒布分は追加印刷であるため購入単価が低くなっています。

両者は別々の契約であるため、有償頒布分の単価について無料配布分より低くても、この価額は妥当と考えることも出来ます。

しかし、同一業者に対する発注で、当初から有償頒布分の発行部数についてあらかじめ確定しており、印刷物も納入時期も同じであることを考慮すれば、無料配布分と有償頒布分とを区別して発注する合理的根拠は薄く感じられます。

(改善策)

あらかじめ、印刷部数が確定しているのであれば、有償頒布分を追加発注とせず一括発注で購入することについて検討することが望まれます。

領収書控の管理について

(現状及び問題点)

直近の情報サロンの領収書控を査閲したところ、以下のことが散見されました。

- 発行者印が押印されていない。
- 連番管理がされていない。
- 廃札処理がされていない。
- レシートが添付されていない。

(改善策)

領収書控は、金券同様に重要なものであり厳格に管理する必要があります。

・(財)岐阜県国際交流センター

2. 監査対象の概要

3. 2. 事業の内容

1. 1. 4. 事業の目的

(財)岐阜県国際交流センターは、岐阜県の豊かな自然環境、歴史、文化、その他の資源をいかした国際交流活動を行うことにより、地域経済、社会の活性化と文化の振興を図るとともに諸外国との相互理解と友好親善に資することを目的としています。

1. 1. 5. 事業の現況

(財)岐阜県国際交流センターは、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 情報サービス事業 | : 国際交流関係情報の収集・提供
インターナショナルセンター・ギザンの運営
ホームページによる情報提供 など |
| (2) 広報出版事業 | : 情報誌「世界は一つ」(毎月)発行
アニュアルレポート、国際交流の窓(年1回)発行 |
| (3) 草の根交流事業 | : 国際交流ボランティア研修会、ギフカルチャー塾の開催
留学生等ホームステイ、インターシッパ事業 など |

- (4) 特別イベント事業 : 講演会等開催、文化人等受入事業、
21 世紀青年交流事業 (外国人青年の研修受入、
日本人青年の海外研修派遣) など
- (5) 県等委託事業 : 海外技術研修員受入事業
自治体職員協力交流事業
- (6) 「水と緑の国際交流基金」 : 県内の各種国際交流団体への助成
による助成事業
- (7) 奨学金支給事業 : 岐阜県高校生留学事業
外国人留学生奨学金支給事業

1.1.6. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	5,000 千円 (100%)	5,000 千円 (100%)
その他	0 千円 (0%)	0 千円 (0%)
合計	5,000 千円 (100%)	5,000 千円 (100%)

(2) 借入金

該当ありません。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
管理費補助	42,541 千円	42,675 千円
事業費補助	12,797 千円	9,937 千円
合計	55,339 千円	52,612 千円

補足事項...国際交流センターの管理費は、ほぼ全額補助金により賄われています。

(4) 県からの委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
海外技術研修員受 入事業	21,618 千円	20,400 千円
自治体職員協力交 流事業	1,892 千円	2,570 千円
道のパンフレット 作成事業	4,295 千円	0 千円
国際交流協力大学	1,250 千円	0 千円
合計	29,056 千円	22,971 千円

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証 該当ありません。

保証類似行為 該当ありません。

3.3. 組織

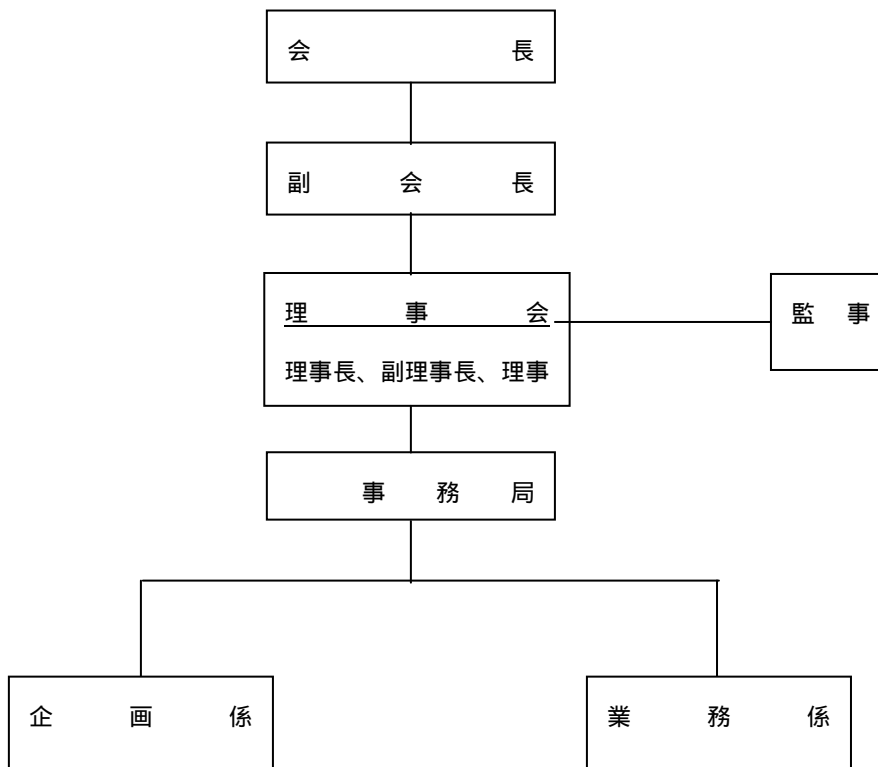
(1) 人員体制

(単位：人)

	平成 11 年度	平成 12 年度
理 事 長	1 (0)	1 (1)
副 理 事 長	2 (1)	1 (0)
理 事	15 (15)	16 (15)
監 事	2 (2)	2 (2)
職 員	0 (0)	0 (0)
県 派 遣	6 (0)	6 (0)
商 社 派 遣	0 (0)	1 (1)
嘱 託	3 (0)	3 (0)
日 々 雇 用	2 (0)	1 (0)
国 際 交 流 員 (県 職 員)	7 (0)	9 (0)
合 計	31 (18)	31 (18)

補足事項... 1.()内は、非常勤役員数、または兼務者数です。

(2) 組織の状況



4. 監査の範囲及び実地監査期間

4.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

4.2. 実地監査期間

平成13年7月2日～平成13年7月4日まで

5. 監査の結果

5.1. 監査の結果について

3.2.1. 収支の状況及び財政状態

収支計算書

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
基本財産・基金運用収入	46,698	72,219	25,521	54.65%
補助金等収入	84,395	75,584	-8,811	-10.44%
管理費補助金収入	42,541	42,675	134	0.31%
事業費補助金収入	12,797	9,937	-2,860	-22.35%
県受託事業収入	29,056	22,971	-6,085	-20.94%
賛助会費収入	1,247	1,246	-1	-0.08%
寄付金収入	2,200	22,000	19,800	900.00%
その他の収入	8,193	8,930	737	9.00%
当期収入合計	142,736	179,981	37,245	26.09%
前期繰越収支差額	21,550	16,187	-5,363	-24.89%
収入合計	164,286	196,168	31,882	19.41%
管理費	42,605	43,541	936	2.20%
事業費	70,359	63,711	-6,648	-9.45%
情報サービス費	10,827	8,602	-2,225	-20.55%
広報出版費	7,918	6,398	-1,520	-19.20%
草の根交流事業費	1,987	2,109	122	6.14%
特別イベント費	20,568	23,629	3,061	14.88%
県受託事業費	29,056	22,971	-6,085	-20.94%
助成費	35,134	35,070	-64	-0.18%
その他の支出	-	28,758	28,758	-
当期支出合計	148,099	171,082	22,983	15.52%
当期収支差額	-5,363	8,898	14,261	-265.91%
次期繰越収支差額	16,187	25,086	8,899	54.98%

正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産増加額	1,201	29,657	28,456	2369.36%
当期収支差額	0	8,898	8,898	-
基金積立額等	1,201	20,758	19,557	1628.39%
負債減少額	0	8,000	8,000	-
短期借入金返済額	0	8,000	8,000	-
増加額合計	1,201	37,657	36,456	3035.47%
資産減少額	7,596	2,495	-5,101	-67.15%
当期収支差額	5,363	0	-5,363	-100.00%
減価償却額等	2,233	2,495	262	11.73%
負債増加額	0	8,000	8,000	-
短期借入金増加額	0	8,000	8,000	-
減少額合計	7,596	10,495	2,899	38.16%
当期正味財産増減額	-6,395	27,161	33,556	-524.72%
前期繰越正味財産額	2,857,643	2,851,247	-6,396	-0.22%
期末正味財産合計額	2,851,247	2,878,409	27,162	0.95%

貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	33,613	40,170	6,557	19.51%
現金預金等	33,613	40,170	6,557	19.51%
固定資産	2,834,144	2,852,668	18,524	0.65%
基本財産	5,000	5,000	0	0.00%
その他の固定資産	2,829,144	2,847,668	18,524	0.65%
基金	2,821,860	2,841,860	20,000	0.71%
その他	7,284	5,808	-1,476	-20.26%
資産合計	2,867,758	2,892,838	25,080	0.87%
負債の部				
流動負債	16,510	14,429	-2,081	-12.60%
未払金等	16,510	14,429	-2,081	-12.60%
負債合計	16,510	14,429	-2,081	-12.60%
正味財産の部	2,851,247	2,878,409	27,162	0.95%
正味財産	2,851,247	2,878,409	27,162	0.95%
負債及び正味財産合計	2,867,758	2,892,838	25,080	0.87%

収支の状況について

平成12年度においては、高利率の5年定期預金及び岐阜県債が満期となったため運用収入が増加しています。また、平成12年度においては、多額の寄付金(20,000千円)があり、これを外国人留学生奨学基金としたため寄付金収入及びその他の支出が増加しています。

財政状態について

平成12年度においては、前述の運用収入の増加及び多額の寄付金の受入により正味財産が増加しています。なお、運用収入の入金予定が年度末であり運転資金が一時的に

ショートすることが予想されたため短期の借入れを行い、運用収入入金後、すぐに返済しています。

3.2.2. 監査の結果

以上、岐阜県国際交流センターの平成12年度の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における岐阜県国際交流センターにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

3.3. 指摘事項

支出に関する会計処理

本来、事業費処理すべきものを管理費処理しているものがありました。また、複数の事業等で共通的に発生する費用は、取引毎に各費目に按分されていますが、その按分の根拠が明確でないものがありました。各事業費、管理費は、補助金で賄われるべきもの、受託事業収入で賄われるべきもの、自己財源で賄われるべきものに分かれます。そのため科目の選択や按分が正確に行われないと、補助金の精算、受託事業費の金額の確定等が正確に行われなくなります。按分の際には、その根拠を明確に残しておく必要があると思われま

3.4. 意見

中長期経営計画

(現状及び問題点)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていません。しかし、岐阜県国際交流センターは、収入が金利状況により大きく左右されるため、中長期的な計画なくして安定的な事業展開が困難となる状況にあります。特に平成13年度、14年度、15年度は、金利収入の低下が予想されており、平成12年度並みの事業を実施することが難しいと予想されています(下表参照)。一時的な資金不足であれば、借入金や基金の取崩し等による対応もやむを得ない措置ですが、低金利の回復が不確定な状況では、事業の計画的な遂行が必要不可欠であると思われま

収支計算書

(単位:百万円)

勘定科目	平成12年度実績	平成13年度予算
基本財産・基金運用収入	72	33
補助金等収入	75	124
管理費補助金収入	42	52
事業費補助金収入	9	32
県受託事業収入	22	39
賛助会費収入	1	1
寄付金収入	22	1
その他の収入	8	4
当期収入合計	179	164
前期繰越収支差額	16	25
収入合計	196	189
管理費	43	53
事業費	63	89
助成費	35	39
その他の支出	28	8
当期支出合計	171	189
当期収支差額	8	-25
次期繰越収支差額	25	0

(改善策)

事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期計画を策定する必要があると思われます。その計画においては、安定的な収入確保の観点から収益事業の実施等、金利収入以外の収入源の確保を検討するべきであると思われます。また、コスト節減の観点からは、同種他団体との計画的な協力、連携、役割分担等を検討するべきであると思われます。さらに、平成12年度までの繰越金の計画的な使用も検討するべきであると思われます。

事業成果の測定

(現状及び問題点)

岐阜県国際交流センターは、毎年、事業報告書や決算書、アニュアルレポートを作成し、その事業内容等につき報告しています。しかし、その報告内容は単年度中心の客観的な事実の報告が多く、事業支出の成果や事業自体の評価といった観点からの報告が少ない状況です。法人内部の経営管理においても、これまでは、法人全体はもとより事業毎の成果測定、評価等が充分に行われてきたとは言い難い状況です。

なお、岐阜県国際交流センターは、他都道府県等の同種団体に比べると基本財産・基金の金額が上位（下表参照）の団体です。

《参考》 地域国際化協会 基本財産・基金合計金額上位 10 件（平成 12 年 3 月 31 日）

順位	名 称	基本財産・基金合計金額(千円)
1	大阪府国際交流財団	4,806,371
2	兵庫県国際交流協会	3,000,000
3	岐阜県国際交流センター	2,820,000
4	横浜市国際交流協会	2,747,600
5	鳥取県国際交流財団	2,314,955
6	なら・シルド博記念国際交流財団	2,006,200
7	福岡県国際交流センター	1,890,542
8	しまね国際センター	1,838,750
9	札幌国際プラザ	1,653,702
10	新潟県国際交流協会	1,602,733

（改善策）

岐阜県国際交流センターは、その事業目的（上記 1 . 1 . 1 .）が抽象的であり、その事業成果の測定が困難であることは事実です。しかしながら、客観的・直接的な測定が困難であっても、賛助会員数、会費収入、イベント参加者数、ボランティア登録数、相談件数、留学生数などに基づく定量的な指標を設定し、それらを時系列で分析することにより事業成果の測定をある程度行うことが可能であると思われます。また、アンケート調査、ヒアリング等を必要に応じて実施することにより定性的な情報も収集し、それに基づく事業成果の測定を行う必要もあると思われます。これらの事業成果測定は、継続的な事業については定期的に、臨時的な事業については事業が終了した時に必ず実施し、その結果を必ず文書で残しておく必要があると思われます。そして、これらの結果は、内部的には、次回以降の事業展開に活かしていく必要がありますし、対外的には、事業自体の存在意義、法人自体の存在意義を積極的に説明する場合の根拠とする必要があります。事業目的が抽象的であるからこそ、各事業の目的適合性、効率性等につき根拠に基づく積極的な説明が必要であると思われます。

「水と緑の国際交流基金」による助成事業の助成額の計算等

(現状及び問題点)

助成金交付規程によると助成額は「対象経費総額（地方公共団体の補助金等及び入場料金等事業収入がある場合は当該額を控除した額）の2分の1以内」と定められています。しかし、賛助会費収入、参加費収入などについて、その対象経費総額から控除するべきか否か判断に迷う場合があります。また、助成先の事業内容については、内部管理規程に則り検討されていますが、助成の目的に合致しているか否か不明のものが見受けられました。事業報告についても、書類は揃っているもののその事業収支等の記入内容につきバラツキがあり、検証が充分に行えないものが見受けられました。平成12年度においては、以下の事業について助成したことにより剰余金額が発生しています。

(単位：千円)

事業	総事業費	国際交流センター -助成金収入	自己資金	参加費 収入	剰余金額
A事業	6,059	600	-	5,859	400

(改善策)

助成金交付規程において、より具体的に対象経費総額から控除される場合を定める必要があると思われます。また、助成先の事業内容、特に事業目的については、事前の検討委員会による検討に加えて事後的な事業報告に基づく検証が必要と思われます。事業報告内容については、現状よりも詳細な内容にする必要があると思われます。また、必要に応じて立入調査を実施する必要があると思われます。

基金の管理についての決裁規定

(現状及び問題点)

岐阜県国際交流センターは、基金につき管理規程を定め、それに従って管理しています。管理規程においては、「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。」とされており、実際に規定どおり、定期預金、岐阜県債等により管理されています。しかし、管理規程においては、その管理方法の決定についての決裁規定がありません。現状では、理事長決裁により管理方法が決定

されています。

《参考》 平成 13 年 3 月 31 日現在の基金残高

名 称	金 額 (千円)
水 と 緑 の 国 際 交 流 基 金	2,815,000
中 国 人 留 学 生 奨 学 特 別 基 金	6,860
セ ン タ ー 外 国 人 留 学 生 奨 学 基 金	20,000
合 計	2,841,860

(改善策)

基金運用収入は、岐阜県国際交流センターにとっては、事業費を賄う重要なものです。その重要な基金運用収入を左右する管理方法の決定が、理事長決裁でよいのか、理事会決裁が必要なのか、または別の決裁でよいのか、明確にしておく必要があると思われます。基金管理方法の決裁規定を基金管理規程において定める必要があると思われます。

領収書控の管理

(現状及び問題点)

領収書控の管理について以下の問題点があります。

- 連番管理がされていない
- 発行責任者、承認責任者が不確定
- 領収書控と入金実績との照合が不十分
- 廃札処理がされていない

(改善策)

領収書控は、金券同様に重要なものであり厳格に管理する必要があります。

．岐阜県土地開発公社

3．監査対象の概要

5．2．事業の内容

1．1．7．事業の目的

岐阜県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」(以下、「公拡法」)の規

定に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としています。

1.1.2. 事業の現況

岐阜県土地開発公社は、上記 事業目的を達成するために、以下の事業を行っています。

(1) 公有地取得事業

国土交通省直轄事業の東海環状自動車道及び国道 21 号坂祝バイパス並びに可児御嵩バイパスの用地先行取得を実施しました。

(2) 土地造成事業

美濃テクノパークほか 4 件の工業・情報産業団地の造成事業を実施し、関テクノハイランドについては、第 2・第 3 工区の本体造成工事を予定どおり完成しました。

(3) あっせん等事業

県の委託による道路事業及び道路公団からの委託による東海北陸自動車道美濃関ジャンクションの用地取得事務を推進するとともに、県立高等学校等の敷地整備工事に係る測量・設計及び工事監督業務を実施しました。

1.1.3. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	5,000 千円 (100%)	5,000 千円 (100%)
その他	千円 (%)	千円 (%)
合計	5,000 千円	5,000 千円

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度	平成 12 年度	主要な借入条件
県	8,532,978 千円	7,219,624 千円	
その他	33,107,929 千円	36,682,681 千円	
合計	42,720,907 千円	43,902,305 千円	

(3) 県からの補助金

該当ありません。

(4) 委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
あっせん等事業	188,750 千円	105,694 千円

(5) 債務保証(経営指導念書等を含む)

保証

該当ありません。

保証類似行為

保証人	平成 11 年度	平成 12 年度
県	32,230,816 千円	34,138,377 千円
その他	3,136,452 千円	3,077,319 千円
合計	35,367,268 千円	37,215,696 千円

(注)すべて損失補償である。

5.3. 組織

(1) 人員体制

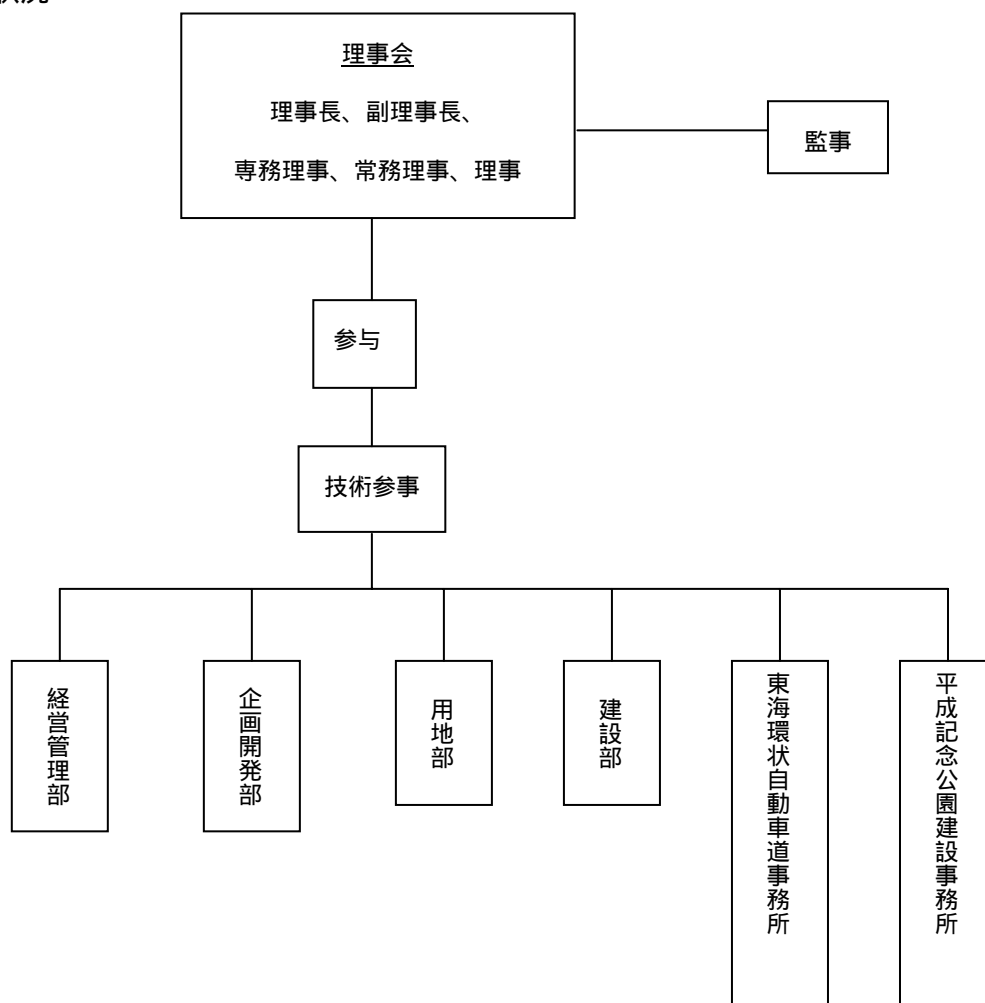
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	1 ()	1 ()
理事	7 (2)	7 (2)

監事	2	()	2	()
職員	29	(2)	30	(2)
県派遣	10	(1)	10	(1)
嘱託	19	()	17	()
合計	69	(7)	68	(7)

補足事項 1 . ()内は住宅供給公社と併任

(2)組織の状況



6 . 監査の範囲及び実地監査期間

6 . 1 . 監査の範囲

原則として平成 12 年度

6 . 2 . 実地監査期間

平成 13 年 7 月 2 日 ~ 平成 13 年 7 月 5 日まで

7. 監査の結果

7.1. 監査の結果について

3.4.1. 経営成績および財政状態

貸借対照表

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
流動資産				
現金及び預金	1,838,387	2,716,658	878,271	47.77%
未収金・未収収益	401,896	629,358	227,462	56.60%
公有土地	36,865,520	36,591,243	-274,277	-0.74%
完成土地	6,657,772	5,010,259	-1,647,513	-24.75%
未成土地	12,411,098	14,117,181	1,706,083	13.75%
固定資産				
有形固定資産	12,781	245,721	232,940	1822.55%
無形固定資産	37,053	29,903	-7,150	-19.30%
投資その他の資産	1,179,950	444,950	-735,000	-62.29%
繰延資産	176,633	118,166	-58,467	-33.10%
資産合計	59,581,093	59,903,442	322,349	0.54%
流動負債				
未払金	2,124,387	883,277	-1,241,110	-58.42%
短期借入金	1,080,000	0	-1,080,000	-100.00%
その他	256,467	622,683	366,216	142.79%
固定負債				
長期借入金	41,640,907	43,902,305	2,261,398	5.43%
普通引当金	1,728,781	1,677,632	-51,149	-2.96%
特定引当金				
災害補てん引当金	1,000,000	1,000,000	0	0.00%
地価変動等調整引当金	1,218,491	1,235,486	16,995	1.39%
負債合計	49,049,036	49,321,384	272,348	0.56%
基本金	5,000	5,000	0	
準備金	10,527,057	10,577,057	50,000	0.47%
資本合計	10,532,057	10,582,057	50,000	0.47%

損益計算書

(単位：千円)

	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
事業収益				
公有地取得事業収益	14,871,937	13,738,355	-1,133,582	-7.62%
土地造成事業収益	1,739,793	2,196,371	456,578	26.24%
附帯等事業収益	20,841	20,032	-809	-3.88%
あっせん等事業収益	266,191	173,822	-92,369	-34.70%
事業収益合計	16,898,763	16,128,582	-770,181	-4.56%
事業原価				
公有地取得事業原価	14,658,902	13,676,786	-982,116	-6.70%
土地造成事業原価	1,503,686	2,018,722	515,036	34.25%
附帯等事業原価	0	4,743	4,743	-
あっせん等事業原価	249,730	270,291	20,561	8.23%
事業原価合計	16,412,319	15,970,544	-441,775	-2.69%
事業総利益	486,444	158,038	-328,406	-67.51%
販売費及び一般管理費	52,689	29,231	-23,458	-44.52%
事業利益	433,754	128,806	-304,948	-70.30%
事業外収益	46,060	23,181	-22,879	-49.67%
事業外費用	71,707	79,341	7,634	10.65%
経常利益	408,107	72,647	-335,460	-82.20%
特別利益	484,232	0	-484,232	-100.00%
特別損失	25,705	5,652	-20,053	-78.01%
当期純利益	866,634	66,995	-799,639	-92.27%

財政状態について

恵那テクノパークの分譲により、完成土地が減少し、分譲を間近に控える関テクノハイランドの造成に伴い未成土地が増加しています。また、従業員の駐車場について従来は借りていたものを、平成12年度に取得したため、有形固定資産が増加しています。先行取得に係る用地費、関テクノハイランド造成工事の代金支払いにより未払金が増加し、恵那テクノパークの造成に係る借入金の返済がなされたため、短期借入金が増加しています。

経営成績について

平成12年度は、公有用地の再取得が平成11年度と比較して少なかったものの、第2期恵那テクノパーク、ソフトピアジャパン等の分譲により造成事業収益及び原価が増加しています。また、平成11年度には引当金の取り崩しが特別利益に計上されていましたが、平成12年度は取り崩しはありませんでした。

3.4.2. 監査の結果について

以上、土地開発公社(以下、「公社」とする。)の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における公社における県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は次の指摘事項を除き、概ね適正に行なわれています。

3. 2. 指摘事項

代替地の原価振替処理について

公有用地の帳簿上の金額及び面積について、一部抽出して実際の残高と突合しました。
(検証した範囲及び手続)

- (1) 5年以上保有している代替地については、取得年度の合計の金額及び面積として把握しているため、当該資産の個別の金額及び面積が不明であるため、それらについて検証しました。
- (2) 用地課の土地台帳を用いて、代替地の処分状況の質問、契約書を閲覧する方法等により平成12年度末現在の代替地の残高(実際あるべき残高)を算出しました。

結果、帳簿残高とあるべき残高に差額が生じていました。

取得年度	帳簿残高(A)		あるべき残高(B)		差額(B)-(A)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)
平成2年	用地費	599,180	用地費	607,526	用地費	8,346
	その他の費用	42,795	その他の費用	42,795	その他の費用	0
	計	641,975	計	650,321	計	8,346
平成3年	用地費	552,015	用地費	470,341	用地費	-81,674
	その他の費用	25,476	その他の費用	22,014	その他の費用	-3,461
	計	577,492	計	492,355	計	-85,135
平成5年	用地費	58,672	用地費	111,583	用地費	52,910
	その他の費用	364	その他の費用	1,749	その他の費用	1,384
	計	59,036	計	113,332	計	54,294
合計		1,278,503		1,256,008		0

()平成2年度取得の土地について

藪田南4丁目の土地の一部を平成6年3月に県の再取得によって、原価に計上しています(8,346千円)。しかし、残りの部分について売却があった時、以前に計上した8,346千円も含めて原価計上しているため、原価が二重に計上されて、帳簿残高が8,346千円過少になっています。

()平成3年度取得の土地について

藪田南4丁目の土地(603.14㎡)を分筆して平成8年3月に売却しています(152㎡)。しかし、収益に対する原価振替処理がなされていなかったため、用地費の帳簿残高が81,674千円過大、その他の費用の帳簿残高が3,461千円過大となっています。

()平成5年度取得の土地について

用地費が52,911千円過小となっており、過去の原価振替処理について調査していただきましたが、原因については不明であるということです。また、その他の費用について帳簿残高が1,384千円過大となっていたようです。

以上より、平成12年度末現在の帳簿残高が実際あるべき残高と相違しています。原因として収益を計上する際に、それに対応する資産から原価への振替処理のチェックが適切になされていなかったように思えます。また、県等の公有用地の再取得は公社の買取額を下回ることがないため、造成土地のように利益管理の必要性がなく用地ごとの収益・原価の管理がなされていなかったことも原因と考えられます。

今後は、土地ごとの面積、金額について用地課の土地台帳の残高と経理課の帳簿上の残高を検証すること、及び、用地ごとの収益・原価を対応させ、損益計算書等の合計金額と突き合わせることを管理上、有用かと思われます。また、養年度末に県から再取得がなされていない土地について互いに残高を照合することも一つの方法ともいえます。

駐車場整備費用の会計処理について

公社が駐車場として使用している土地は、平成12年度に取得する以前は賃貸借契約を締結して使用していましたが、平成5年度にこの駐車場を整備した工事費用12,344千円のうち、車庫(3,062千円)を除く9,282千円が費用として処理されています。

借地にかかるものであっても、資産計上して減価償却により費用化すべきです。

3.3.意見

長期保有の土地について

(現状及び問題点)

(1) 平成12年度末(平成13年3月31日)現在、公社が保有する5年超の公有用地は以下のとおりとなっています。

	取得	資産区分	事業依頼主	面積(m ²)	簿価(千円)
a	平成2	代替地	自主先行	3,113.25	641,976
b	平成3	代替地	自主先行	1,421.12	577,492
c	平成4	岐阜駅周辺整備事業	岐阜市	3,290.53	2,097,171
d	平成5	村山川	岐阜市	5,683.23	836,714
e	平成5	代替地	岐阜県	452,968.63	301,499
f	平成6	代替地	自主先行	348.28	62,654
g	平成6	国営木曾三川公園	国土交通省	5,621.89	263,525
h	平成7	国営木曾三川公園	国土交通省	14,873.11	714,076
合計				487,320.24	5,495,107

・ 県庁周辺の先行取得代替地について(a,b,f)

県庁及びふれあい会館の周辺の土地をプロパー事業として取得しています。この土地については、今後県の事業のように供する場合又は事業用地の代替地として供される可能性があります。

・ 岐阜市からの依頼事業について(c,d)

取得当時、岐阜市には土地開発公社がなかったため、県の土地開発公社が依頼を受け、土地を取得したものです。cについては鉄道高架事業に伴う市道の拡幅、駅周辺の整備工事であり、現在、事業は進行中であり、岐阜市の再取得期限は平成24年度となっています。dについては村山川の将来的な河川拡幅計画に基づく用地取得であり、岐阜市の再取得期限は平成21年度となっています。

・ 南飛騨国際健康保養地の代替地について(e)

南飛騨国際健康保養地(萩原町)の代替地として馬瀬村の用地を取得しましたが、地権者が代替地の取得を希望しないまま用地買収がほぼ完了したことにより、現在では、代替地として実質的な意義はないように思います。用地取得及び維持管理に関する費用のすべてについて県の再取得の意思があることは確認されています。

・ 国営木曾三川公園について(g,h)

国営木曾三川公園の事業用地として国土交通省の特定先行取得によって取得された土地であり、国の再取得期限は平成17年度となっています。

(2) 長期保有の未成土地について

上記公有用地の他に取得から5年以上経過している未成土地があります。

取得	資産区分	事業依頼主	面積(m ²)	簿価(千円)
平成元	未成土地	山岡町	68,456.07	76,387

当該土地は、山岡町の要請により建設省所管のダム建設工事に係る残土受入用地として取得し、当初工業団地として開発整備を行う予定でありましたが、工場立地が見込めない状況になっています。今後、開発を中止して、山岡町へ簿価で譲渡することを検討しています。なお、取得は自己資金によっています。

(改善策)

以上より、長期保有の土地については取得の経緯より、必ずしも公社の責任を問えるものではありません。(1)については岐阜市の土地開発公社への移管、(2)については山岡町への譲渡について県も一体となって積極的に協議しなければならない課題となっています。また、先行取得の代替地については、計画段階において現実に将来的に必要な土地であるかどうかの判断が必要と思われます。

完成土地の評価について

(現状及び問題点)

平成12年度末現在保有の完成土地の1㎡あたりの簿価と公社が時価として把握している内容は以下のとおりです(入手した資料を要約したものである)。

評価方法 基準日	名称			
	美濃テクノパーク	恵那テクノパーク	ソフトピアジャパン	VRテクノジャパン
簿価 平成13年3月31日	22,091円/㎡	11,280円/㎡	114,650円/㎡	64,240円/㎡
分譲単価 平成13年度	33,280円/㎡	19,600円/㎡	133,700円/㎡	70,506円/㎡
直近平均売価 平成11～12年度	31,630円/㎡	18,293円/㎡	132,066円/㎡	64,495円/㎡
公示価格 平成13年1月1日	-	-	55,900円/㎡	54,300円/㎡
県地価調査 平成12年7月1日	25,500円/㎡	13,800円/㎡	73,500円/㎡	126,000円/㎡
	25,300円/㎡	62,000円/㎡	155,000円/㎡	71,000円/㎡
路線価 平成12年1月1日	-	-	77,000円/㎡	-
市町村別平均価格 (工業地域) (商業地域) 平成12年7月1日	25,300円/㎡	13,800円/㎡	60,200円/㎡	71,000円/㎡
	-	-	210,900円/㎡	151,000円/㎡

注 県地価調査の価格は、各団地周辺に近接する地価調査地点から2～3箇所を選定したものである。

資料によると、時価が簿価と比較して下落しているのが多く見受けられます。特にソフトピアジャパンについては周辺土地との相違があり、実勢価格資料との単純な比較は

できないものの、時価と簿価の格差が大きくなっていると想定されます。

公社経理処理基準第1条1項によると原則として時価が期末簿価と比較して50%以上下回ったときは評価換えを行うこととなっています。そして、同2項によると、評価換えを行うにあたり、不動産鑑定士の意見書、年度毎の実勢価格資料を整備することとなっています。

しかし、公社では、期末に鑑定評価を行っていないため、評価換えの実施の判断がなされず、仮に時価が50%以上下回っている完成土地があったとしても評価換えされない事となり、経理処理基準が意味のないものとなってしまいます。

(改善策)

時価についてどの評価方法によるか基準を設け、その基準による時価が50%以上簿価を下回る場合には鑑定評価を行い、評価換えの可否の判断をすることが望まれます。

収益と原価の対応について

(現状及び問題点)

公社では造成土地の分譲にかかる収益に対して原価の計算が適正になされていません。

平成12年度末現在に完成土地として計上されている物件について、過去5年間の収益と原価の状況は以下のとおりです。

(単位：千円)

年度	ソフトピアジャパン			第2期恵那テクノパーク			VRテクノジャパン			美濃テクノパーク		
	収益	原価	利益 原価率	収益	原価	利益 原価率	収益	原価	利益 原価率	収益	原価	利益 原価率
H8年度	264,669	264,669	0 100%	621,324	621,324	0 100%	-	-	-	-	-	-
H9年度	506,956	506,956	0 100%	-	-	-	4,490,037	4,490,037	0 100%	-	-	-
H10年度	496,987	496,987	0 100%	-	-	-	1,168,762	1,080,962	87,800 92%	648,802	500,359	148,443 77%
H11年度	-	-	-	-	-	-	1,548,374	1,348,556	199,818 87%	-	-	-
H12年度	518,795	518,795	0 100%	1,059,662	968,238	91,424 91%	-	-	-	427,562	342,377	85,185 80%

表を参照すると、第2期恵那テクノパーク、VRテクノジャパンについて過年度よりも、平成12年度に近づくほど原価率が低く、すなわち、利益率が高くなっています。

造成事業は、公有地取得事業と異なり、公社の自主事業として自己の危険負担に基づき行っているものであり、発生する損失については、公社がすべて責任を持って負担することとなっています。したがって、完成土地の分譲が開始された時点では、最終的に

利益がどの程度獲得できるのかが不明確であります。そのため、完成土地の分譲当初においては収益と同額の原価を計上することによって、できるだけ原価を多く負担させ、ある程度、利益獲得が明確となった時点で、原価を按分して利益を認識するという傾向にあるということです。

このことを顕著に示しているのが以下の例です。

(事例)恵那テクノパーク

平成6年度に工場用地としてA社に591,251千円で売却した土地を先方の事業の都合上、平成11年度に買い戻しています(32,585.14㎡:用地費532,125千円、諸経費2,838千円)。

当該土地について、平成12年度にB社とC社の2社に売却しています。内容は以下のとおりとなっています。

(単位:千円)

	B社	C社	+ 合計	当期売却総合計
面積	24,506.94㎡	8,078.20㎡	32,585.14㎡	57,924.15㎡
収益	458,913	157,497	616,410	1,059,662
用地費	218,510	74,991	293,501	504,673
補償費	3,781	1,297	5,079	8,733
工事費	132,998	45,644	178,642	307,173
測試工事費	5,489	1,883	7,373	12,678
諸経費	10,715	3,677	14,393	24,749
支払利息	47,726	16,379	64,106	110,230
原価合計	419,221	143,875	563,096	968,238

本来であれば、当該土地が2社に対して売却されたことから、用地費及び諸経費は、買戻し金額及び経費合計の534,963千円が原価として計上されることとなります。

しかし、公社では、収益の比率により、それぞれ原価を計上していますので、原価の金額はその年度の収益の額に左右されることとなります。また、その原価の総額自体が分譲開始時には、収益と同等の額を計上し、後の年度には適時に利益が計上できるように原価を計上していくことから、会計処理に客観性がなく、恣意性介入の余地が生じます。

(改善策)

取得原価主義の観点から、評価換え等の場合を除き、原則として、原価は計上時(取得時等)に金額が決定し、売却されて実現するまでその金額は確定しています。よって、計上後は土地の区画ごとに原価を決定し、売却時の収益に対応させることが必要といえ

ます。

事務費の原価への配賦について

(現状及び問題点)

事務費のうち間接経費の配賦は公有用地、未成土地の資産科目及び公有用地売却原価、あっせん等事業原価、一般管理費の費用科目へなされます。

公社経理処理基準第13条によると、事業原価(事業管理費)と一般管理費を区分することと規定されていますが、事業原価についての各事業への配賦は規程上、明確化されていません。

事業原価の配賦について、公有用地等の資産科目への配賦は限度額を超えては配賦されていません。すなわち、土地の取得等に係る事務費は支払い限度額として県等との間で、契約上定められており、その限度額をもって再取得されるため、超過した分については貴団体の負担となり、その時点で損失が発生することになります。そのため、損失を繰り延べないため超過額分については資産計上せず、あっせん等事業原価に配賦して当期の発生原価として認識しています。

あっせん等事業について平成11年度と平成12年度を比較すると以下のようになります。

	平成11年度				平成12年度			
	収益	原価	利益	利益率	収益	原価	利益	利益率
用地取得業務	68,789	59,698	9,091	13%	114,529	174,303	-59,774	-52%
設計監督業務	197,401	190,031	7,370	4%	59,293	95,988	-36,695	-62%
あっせん等事業合計	266,190	249,729	16,461	6%	173,822	270,291	-96,469	-55%

上記のように、あっせん等事業原価に事務費の限度超過額を配賦しているため、必要以上に、原価負担が大きくなっています。

(改善策)

仮に、公有用地、未成土地として資産計上される原価について負担させると計算結果は以下のようになります(直接経費を除いた限度額で科目ごとに比率を算出し、限度超過額を科目ごとに按分しています)。

(単位：千円)

	平成11年度				平成12年度			
	収益	原価	利益	利益率	収益	原価	利益	利益率
用地取得業務	68,789	59,698	9,091	13%	114,529	138,295	-23,766	-21%
設計監督業務	197,401	190,031	7,370	4%	59,293	73,817	-14,524	-24%
あっせん等事業合計	266,190	249,729	16,461	6%	173,822	212,112	-38,290	-22%

このように、利益ベースで 58,179 千円 (-38,290 千円 - (-96,469 千円)) の影響が生じていることがわかります。今後、事業原価への配賦を見直し、規程上明確にすることが望まれます。

先行取得等事務費引当金の会計処理について

(現状及び問題点)

先行取得等事務費引当金は、多年度にわたって用地取得事務を実施する事業において、事業年度の事業管理費に対して事業実績に係る事務費限度額が上回る場合に、上回った金額を引当計上するとされています(公社経理処理基準第4条(1))。また、引当対象事業が完了したときに、引当金の残額を整理し特別利益に計上するとされています(第5条)。つまり、事業ごとに区分して管理すること及び事業完了後はすみやかに整理することが求められています。

しかし、岐阜高富線、岐阜環状線及び境川の各事業に係る先行取得等事務費引当金は事業ごとに区分して取崩しが行われておらず、また、事業が完了しているにもかかわらず引当金残高が整理されていません。

(改善策)

上記の3事業は事業が完了しているため、経理処理基準に従って引当金残高 33,964 千円を整理し、特別利益に計上することが必要です。

未施工工事費等引当金の会計処理について

(現状及び問題点)

未施工工事費等引当金は、土地造成事業完成後における事業用地に係る測量設計、調査、工事、維持管理及び事務経費に要する費用に充てるため合理的な見積額を計上するとされています(公社経理処理基準第7条)。しかし、下記のような問題点があります。

(1) 未施工工事費等引当金のうち、県工業用水道負担に係る引当金(残高 952,886 千

円)は、事業計画が明確でないため、合理的な見積額の計上を要請している公社経理処理基準に適合していません。

(2) 未施工工事費等引当金のうち、美濃テクノパーク、第2期恵那テクノパーク、ソフトピアジャパン及びVRテクノジャパンの各事業については、下記のように予備費の計上額が多くなっています。これは公社経理処理基準の合理的な見積額の計上に適合していません。

(単位:千円)

事業名	引当金額	引当金額のうち予備費
美濃テクノパーク	174,280	50,000
第2期恵那テクノパーク	65,000	50,000
ソフトピアジャパン	145,300	50,000
VRテクノジャパン	103,460	50,000

(改善策)

(1)については、全額を取崩し、特別利益に計上することが必要です。

(2)については、客観的で正確な見積りが可能でなければ引当金の計上が認められませんので、引当金額の見直しが必要です。

災害補てん引当金の経理処理基準について

(現状及び問題点)

災害補てん引当金の計上基準は、公社経理処理基準第11条に定められており、第11条(1)では公社の当期純利益が5千万円以上の場合に計上する旨が明文化されています。しかし、災害補てん引当金は将来において起こりうる災害による異常多額の損失に充てるために公社経理基準要綱で政策的に認められた引当金であり、損失額として合理的に予想される金額を計上することが必要です。したがって、当期純利益の金額と災害補てん引当金の計上とは本来、無関係であり、当期純利益の金額によって計上額が左右されることは認められません。

(改善策)

当期純利益の金額と災害補てん引当金の計上とは本来、無関係であり、当期純利益の金額によって計上額が左右されることは認められません。経理処理基準の改訂が必要と思われる。

地価変動等調整引当金の算定方法について

(現状及び問題点)

地価変動等調整引当金は、地価の低落等による損失等に充てるため公社経理基準要綱で政策的に認められた引当金であり、合理的な金額を計上することが必要です。地価変動等調整引当金の計上基準は公社経理処理基準第10条に定められていますが、下記のような問題点があります。

(1) 第10条(1)では、公社の当期純利益が5千万円以上の場合に計上する旨が明文化されています。しかし、災害補てん引当金の場合と同様に、当期純利益の金額と地価変動等調整引当金の計上とは本来、無関係であり、当期純利益の金額によって計上額が左右されることは認められません。

(2) 地価変動等調整引当金の繰入額の算定方法は、当期純利益から5千万円を差し引いた残額を計上するという方法を採用しています。しかし、この方法を採用した場合には、当期利益が5千万円になるように調整されることとなります。平成12年度の場合には下記のように計算されています。

当期純利益 66,995 千円 - 50,000 千円 = 16,995 千円 (地価変動等調整引当金繰入額)

当期純利益 66,995 千円 - 16,995 千円 = 50,000 千円 (当期利益)

すなわち、当期純利益が5千万円以上あった場合には、地価変動等調整引当金の繰入により、当期利益は必ず5千万円に調整されます。本来、地価変動等調整引当金は地価の低落等による損失に充てるための引当金であり、利益を留保するためのものではありませんが、現在の算定方法は利益留保的性格を有しているように思われます。

(改善策)

(1) については、当期純利益の金額によって計上額が左右されないように経理処理基準の改訂が必要です。

(2) については、算定方法を変更し、地価の低落による損失を個別に見積もって計上額を決定することが必要です。

繰延資産の経理処理基準について

(現状及び問題点)

公社経理処理基準第2条(3)によれば、繰延資産の開発費に計上されるのは費用の合計額が5百万円以上の場合とされています。しかし、そもそも繰延資産とは、既に支

払われた費用を収益効果の及ぶ事業年度に対応させて費用化させるために貸借対照表に資産として計上するものであり、金額的な大小で資産計上を左右することは会計上妥当ではありません。なお、経理処理基準が制定される以前は5百万円以下でも繰延資産として計上されており、また、平成12年度には繰延資産の発生はありませんでした。

(改善策)

経理処理基準を改訂し、5百万円以下であっても繰延資産として計上することが必要です。

会社整理計画による弁済債権に対する担保不動産の評価について

(現状及び問題点)

地域振興整備公団との共同で実施した事業に係るD社の会社整理計画による公社持分3分の1の債権は、平成12年3月より平成20年12月までの10回の分割弁済となっています。当初の債権額18,606千円のうち、4,650千円は計画どおりに弁済され、平成13年3月末時点の債権額は13,954千円となっていますが、計画通りに弁済が履行されなかった場合には、会社整理計画により遅延損害金が発生し、債権額は50,590千円となります。

一方、この弁済債権については担保が設定されており、担保とされている土地の不動産鑑定評価額は平成8年時点で66,646千円となっています。しかし、平成8年以降は担保とされている土地の時価について調査がされていません。

(改善策)

債権管理業務は地域振興整備公団が行うこととなっていますが、時価が下落していれば担保価値が不足している危険性があるため、同公団と協議しながら定期的に時価を調査する必要があります。

・(財)岐阜県産業経済振興センター

4. 監査対象の概要

7. 2. 事業の内容

1. 1. 8. 事業の目的

(財)岐阜県産業経済振興センターは、岐阜県の産業経済に関する調査及び研究を実施

するとともに、中小企業に必要な情報事業を総合的に行い、創業及び経営基盤の強化、経営の合理化・安定化、新産業の育成その他中小企業の経営環境を改善するための事業の推進を図り、もって岐阜県の産業経済の健全なる発展に寄与することを目的とする。

1.1.9. 事業の現況

(財)岐阜県産業経済振興センターは、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- (1) 産業経済に関する調査及び研究の実施
- (2) 中小企業に対する情報の収集及び提供並びに中小企業の情報化の促進及び支援
- (3) 中小企業の創業及び経営基盤の強化の促進並びに経営の合理化・安定化の促進に関する事業
- (4) 新産業の育成に関する事業
- (5) 中小商業の活性化に関する事業、中小事業の振興に関する事業その他地域経済の活性化に関する事業
- (6) 企業誘致に関する事業
- (7) 特定鉱害復旧に関する事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

なお、(財)岐阜県産業経済振興センターは、従来の(財)岐阜県中小企業振興公社と(財)岐阜県産業経済研究センターが平成12年度に統合し、成立したものです。(財)岐阜県産業経済研究センターは清算され、基本財産は岐阜県に寄附され、その他の財産は(財)岐阜県産業経済振興センターに引き継がれております。

1.1.10. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成11年度	平成12年度
県	8,000千円 (100%)	8,000千円 (100%)
その他	千円 (%)	千円 (%)
合計	8,000千円	8,000千円

補足事項...平成11年度は統合前の(財)岐阜県中小企業振興公社の金額を記載

しております。なお、(財)岐阜県産業経済研究センターの基本財産は県に寄附されています。

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度	平成 12 年度	主要な借入条件
県	10,161,884 千円	8,452,380 千円	一部、無利息
その他	2,077,499 千円	1,780,515 千円	
合計	12,239,384 千円	10,232,895 千円	

補足事項...平成 11 年度は統合前の(財)岐阜県中小企業振興公社の金額を記載しております。なお、平成 11 年度の(財)岐阜県産業経済研究センターの借入金はありません。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 12 年度
研究・情報事業補助金	173,981 千円
下請振興事業人件費補助金	69,759 千円
中小商業活性化事業補助金	60,595 千円
中小企業支援センター事業補助金	29,190 千円
地域産業集積中小企業等関連機関支援強化事業補助金	18,059 千円
下請取引情報収集提供事業補助金	15,242 千円
その他	57,801 千円
合計	424,629 千円

補足事項...特になし

なお、平成 11 年度は統合前であるため、統合前の(財)岐阜県中小企業振興公社と(財)岐阜県産業経済研究センターのそれぞれの補助金の内容を以下に記載しております。

<(財)岐阜県中小企業振興公社>

補助の内容	平成 11 年度
中小企業設備貸与事業補助金	6,217 千円
下請企業振興事業補助金	112,162 千円
飛騨・美濃物産観光センター運営事業補助金	8,621 千円
指導事業補助金	13,778 千円

中小商業活性化事業補助金	20,926 千円
地域産業集積中小企業等振興関連機 関強化事業補助金	18,302 千円
ベンチャー企業等支援事業	1,680 千円
繊維産地活性化支援事業補助金	598 千円
中小企業支援センター事業	3,016 千円
合計	185,303 千円

< (財) 岐阜県産業経済研究センター >

補助の内容	平成 11 年度
産業経済研究事業補助金	72,505 千円
中小企業地域情報センター事業補助 金	109,590 千円
合計	182,095 千円

(4) 委託料

委託の内容	平成 12 年度
飛騨・美濃物産観光センター運営	3,718 千円
フランクフルト見本市参加	2,400 千円
異業種交流促進	1,000 千円
岐阜県異業種グループ育成	800 千円
その他	2,294 千円
合計	10,212 千円

なお、平成 11 年度は統合前であるため、統合前の(財)岐阜県中小企業振興公社と(財)岐阜県産業経済研究センターのそれぞれの委託の内容を以下に記載しております。

< (財) 岐阜県中小企業振興公社 >

委託の内容	平成 11 年度
飛騨・美濃物産観光センター運営	3,718 千円
指導事業	1,835 千円
合計	5,553 千円

< (財) 岐阜県産業経済研究センター >

委託の内容	平成 11 年度
岐阜県雇用対策会議開催事業	500 千円
中小企業情報化支援事業	1,683 千円
エネルギー使用合理化設備導入促進事業	8,345 千円
合計	10,528 千円

(5) 債務保証 (経営指導念書等を含む)

保証

該当ありません。

保証類似行為

該当ありません。

7 . 3 . 組織

(1) 人員体制

単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理 事 長	2 (2)	1 (0)
副 理 事 長	4 (2)	1 (0)
理 事	30 (28)	22 (18)
監 事	4 (4)	2 (2)
県 派 遣	12 (-)	21 (-)
職 員	21 (-)	20 (-)
嘱 託 員	3 (3)	6 (6)
日 々 雇 用	5 (5)	5 (5)
民 間 派 遣	7 (-)	7 (-)
市 町 村 派 遣	- (-)	- (-)
契 約 職 員	- (-)	- (-)
合 計	88 (44)	85 (31)

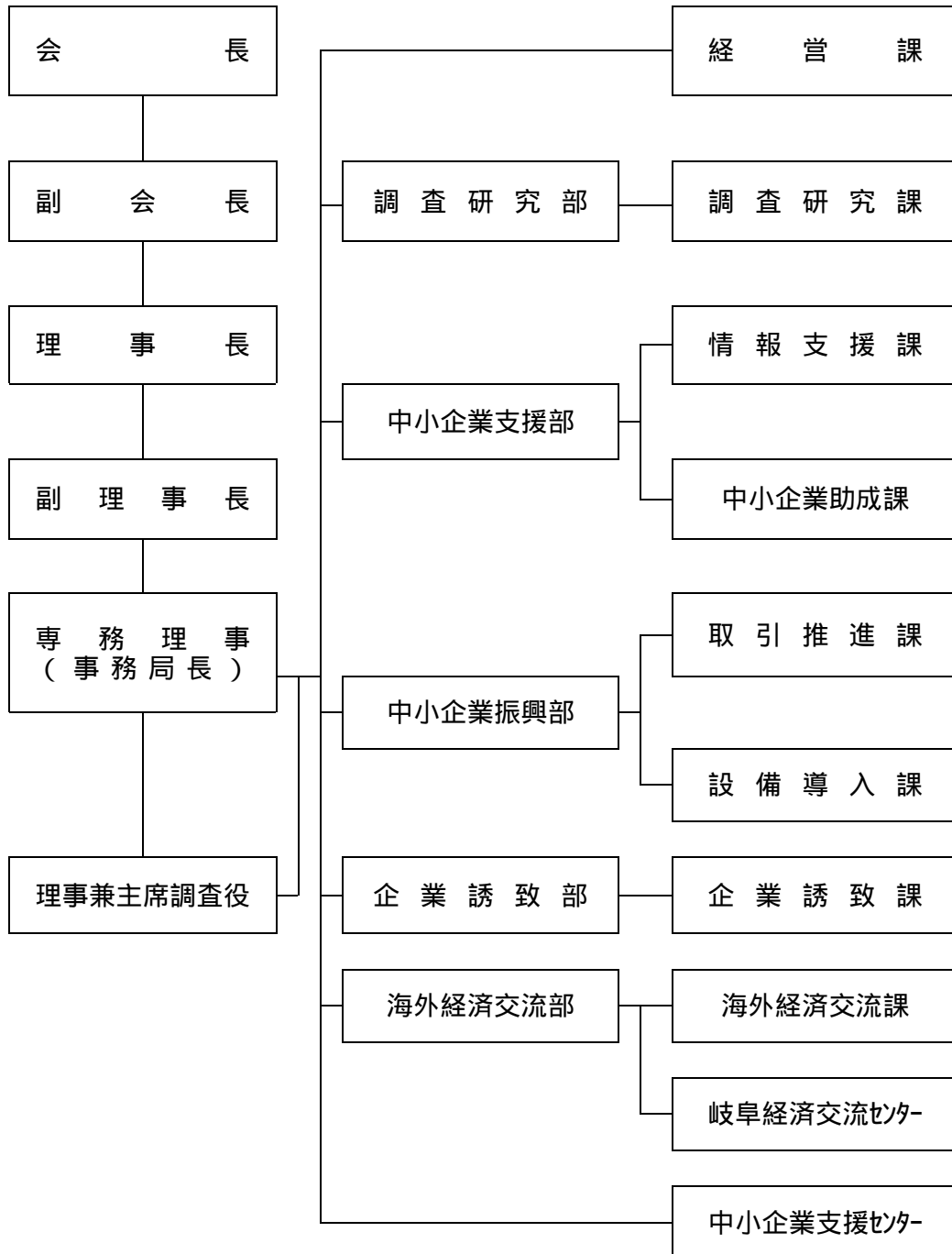
補足事項 1 . () 内は併任数及び非常勤

- 2 . 平成 11 年度は統合前の (財) 岐阜県中小企業振興公社と (財) 岐阜県産業経済研究センターの合計人数を記載しております。なお、(財) 岐阜県中小企業振興公社と (財) 岐阜県産業経済センターのそれぞれの人数は以下のとおりです。

単位：人

	岐阜県中小企業 振興公社	岐阜県産業経済 研究センター
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	1 (-)	3 (2)
理事	11 (10)	19 (18)
監事	2 (2)	2 (2)
県派遣	4 (-)	8 (-)
職員	20 (-)	1 (-)
嘱託員	2 (2)	1 (1)
日々雇用	- (-)	5 (5)
民間派遣	- (-)	7 (-)
市町村派遣	- (-)	- (-)
契約職員	- (-)	- (-)
合計	41 (15)	47 (29)

(2) 組織の状況



2. 監査の範囲及び実地監査期間

2.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

2.2. 実地監査期間

平成13年7月30日～平成13年8月3日まで

3. 監査の結果

3.1. 監査の結果について

3.1.1. 収支の状況及び財政状態

<一般会計>

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成12年度
基本財産運用収入	149
基金運用収入	26,010
事業収入	57,994
補助金等収入	450,734
負担金収入	13,370
会費収入	6,450
寄付金収入	317,925
雑収入	1,761
基本財産収入	5,000
借入金収入	1,515,000
特定預金取崩収入	2,516,583
投資預託金返還収入	151,500
ベンチャー割賦償還金収入	2,050
設備資金貸付金償還金収入	845
当期収入合計	5,065,374
前期繰越収支差額	5,957
収入合計	5,071,332
事業費	547,067
管理費	45,816
借入金返済支出	2,879,035
基本財産組入支出	5,000
固定資産取得支出	56,470
特定預金支出	1,360,154
貸付金支出	137,760
当期支出合計	5,031,303
当期収支差額	34,071
次期繰越収支差額	40,028

正味財産増減計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成12年度
増加原因の部	943,909
減少原因の部	904,838
当期正味財産増加額	39,071
前期繰越正味財産額	618,957
期末正味財産合計額	658,028

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成12年度
資産の部	
流動資産	609,157
固定資産	6,783,940
資産合計	7,393,097
負債の部	
流動負債	322,040
固定負債	6,413,028
負債合計	6,735,069
正味財産の部	
正味財産	658,028
負債及び正味財産合計	7,393,097

< 設備導入事業特別会計 >

収支計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成12年度
事業収入	915,169
雑収入	16,103
基本財産戻入	5,000
当期収入合計	936,272
前期繰越収支差額	0
収入合計	936,272
事業費	939,979
基本財産繰出支出	5,000
当期支出合計	944,979
当期収支差額	-8,706
次期繰越収支差額	-8,706

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成12年度
増加原因の部	831,711
減少原因の部	944,979
当期正味財産減少額	-113,267
前期繰越正味財産額	449,177
期末正味財産合計額	335,909

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成12年度
資産の部	
流動資産	2,868,092
固定資産	2,349,292
資産合計	5,217,384
負債の部	
流動負債	815,477
固定負債	4,065,996
負債合計	4,881,474
正味財産の部	
正味財産	335,909
負債及び正味財産合計	5,217,384

なお、平成11年度は統合前であるため、統合前の(財)岐阜県中小企業振興公社と(財)岐阜県産業経済研究センターのそれぞれの経営成績又は収支の状況、及び財政状態を記載しております。

< (財) 岐阜県中小企業振興公社 >

勘定科目	平成11年度
資産の部	
流動資産	8,388,039
固定資産	5,460,458
保証債務見返	131,250
資産合計	13,979,747
負債の部	
流動負債	549,389
固定負債	12,798,598
資本の部	
基本財産	26,404
準備金・剰余金	474,105
保証債務	131,250
負債・資本合計	13,979,747

勘定科目	平成11年度
事業収入	1,102,398
事業費用	992,965
事業外収入	75,914
事業外費用	80,856
特別収入	10,654
特別費用	109,188
当期剰余金	5,957

< (財) 岐阜県産業経済研究センター >

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度
基本財産運用収入	19
基金運用収入	3,793
補助金等収入	192,623
会費収入	6,880
雑収入	655
当期収入合計	203,971
前期繰越収支差額	4,813
収入合計	208,784
事業費	169,445
管理費	33,116
当期支出合計	202,562
当期収支差額	1,409
次期繰越収支差額	6,222

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度
増加の部	
資産増加額	1,409
当期正味財産増加額	1,409
前期繰越正味財産額	319,813
期末正味財産合計額	321,222

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度
資産の部	
流動資産	66,691
固定資産	315,937
資産合計	382,629
負債の部	
流動負債	60,469
固定負債	937
負債合計	61,407
正味財産の部	
正味財産	321,222
負債及び正味財産合計	382,629

収支の状況について

平成 12 年度において、従来の(財)岐阜県中小企業振興公社と(財)岐阜県産業経済研究センターが統合し、当財団が成立しました。平成 12 年度では、収入では借入金収入及び特定預金取崩収入、支出では借入金返済支出及び特定預金支出がそれぞれ大きな割合を占めています。

財政状態について

平成 12 年度の統合により、正味財産が増加しています。また、借入金返済支出が借入金収入を上回ったため、流動資産及び固定負債が減少しています。

3.4.3. 監査の結果

以上、(財)岐阜県産業経済振興センターの平成 12 年度の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成 12 年度における(財)岐阜県産業経済振興センターにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

3.2. 指摘事項

設備貸与等事業について

(1)手形の認識について

手形の組戻しが多いとの理由で、手形の受取が会計上認識されていません。平成 12 年度の決算では 46 百万円の手形がありましたが、会計上処理されていませんでした。手形の受取を会計上認識する必要があります。

(2)信用保険預り金について

機械類信用保険により保険金を受領した場合、当財団は信用保険預り金として処理しています。この信用保険預り金のうち、返還の必要のないものが 3 件 (539 千円) ありました。これらは雑収入として整理することが必要です。機械類信用保険金受領台帳を定期的に点検し、滞留しているものがないか確かめることが望まれます。

(3)リース設備について

平成 12 年度末の設備導入事業特別会計のリース設備残高とリース設備残高集計表の金額とが下記のように不一致になっています。この不一致の主な原因は解除したリース設備がリース設備残高集計表に反映されていないためですが、決算書の残高と補助簿とは整合性をとるべく定期的にチェックすることが必要です。

リース設備残高	1,869,291 千円
リース設備残高集計表	1,871,428 千円
差 異	2,137 千円

創造的中小企業創出支援事業について

(1)保証債務（見返）の金額について

保証債務（見返）の金額は帳簿上 24,000 千円とされていますが、正しい金額は 26,775 千円です。保証債務（見返）は将来的な代位弁済額の限度額であり、正確に把握することが望まれます。

貸倒引当金の計上について

一般割賦債権の相手方である A 社(株)は平成 13 年 3 月 27 日に破産宣告されているため（平成 13 年 4 月 2 日に契約解除）延滞債権に分類して貸倒引当金の設定対象とすべきでした。しかし、一般割賦の債権については貸倒引当金が設定されていますが、県単リースの債権(2,941 千円)については貸倒引当金は設定されていませんでした。当財団の基準に照らせば、1,470 千円の貸倒引当金の設定が必要でした。債権の評価に関しては、広範かつ早期に情報を入手して貸倒引当金を計上し、決算書に反映させることが必要です。

岐阜経済交流センター

中国の上海にある岐阜経済交流センターに関しては、以下のとおり不適切な決算書の処理が見受けられました。

(1)繰越金について

これまで岐阜経済交流センターの繰越金については、中国から送金ができないため、

決算処理ができず、翌年度において処理をしてきたとのことですが、平成 12 年度末の岐阜経済交流センターの繰越金残高は 843 千円あり、平成 12 年度の当財団の決算で処理されていませんでした。

(2)固定資産の管理について

平成 8 年度の岐阜経済交流センター開設時に、資産計上すべきものが設置費用として費用処理されていましたが（備品 582 千円、敷金 713 千円）。また、平成 11 年度の事務所移転時に、資産計上すべき備品が費用計上されていましたが（パソコン 237 千円）。

(3) 未払金の計上もれについて

当財団が県より受け入れた岐阜経済交流センターの負担金のうち、平成 12 年度の残額 395 千円は平成 13 年 4 月に県に返還されています。平成 12 年度末の決算において未払金として計上する必要があったと思われます。

飛騨・美濃物産観光センターの保管金の管理について

飛騨・美濃物産観光センターの平成 12 年度末の保管金（受託商品の売上金）は 1 ヶ月分金庫に保管され、翌年度に処理されていました。

1 ヶ月分の保管金を金庫で保管しておくのは管理上危険が高く、日々の保管金を銀行口座へ入金することが必要です。平成 13 年 7 月より、名古屋では実施していますが、大阪ではまだ実施にいたっておりません。また、年度末に保有する現金があれば簿外処理とせず、帳簿上、現金として計上する必要があります。

平成 12 年度の統合時における固定資産の処理について

平成 12 年度に、産業経済研究センターを清算し、中小企業振興公社を存続法人として統合しています。

旧産業経済研究センターの資産については、取得額分の補助金が交付されその全額について、圧縮記帳していたため、帳簿価額が 0 円となっており資産計上されていません。旧産業経済研究センターを清算し、資産を受け入れる際に時価で受け入れる必要があったと思われますが、資産価額が 0 円のまま受け入れております。財団は既に固定資産の時価を算出し、台帳を整備する等の対応をしていますが、資産計上して決算に反映させ

ることが必要です。

3.3.意見

投資事業組合の処理について

(1)毎期の損益の認識及び県への借入金の償還について

(現状及び問題点)

株式公開を目指すベンチャー企業の事業資金の調達を支援するため、県からの無利子の借入金を原資に民間ベンチャーキャピタル等との共同出資により設立した投資事業組合により金融支援を行っております（岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業）。

投資事業組合の表示については組合利益を-280百万円の固定負債として計上しています。利益のマイナス分を取得原価から減額していますが、貸借対照表上、同額の組合利益のマイナス（資産）として振り替えています。

投資事業組合の処理については明確にされていませんが、毎期の組合の決算で生じる損益を負担する方法が一般的と思われます。

また、現在、投資事業組合についての出資はすべて県からの無利子の借入金によって賄われていますが、借入金の償還期間は組合からの分配等に関わらず、原則として12年となっています。当初の出資額が投資事業組合から最終的に償還されない場合には、借入金返済の原資が不足することとなりますが、この場合、借入金の償還免除を受けることが可能となっています（「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」第24条）。

投資事業組合への出資は平成8年度に行われており（2,800百万円）これらの借入金の償還期間が平成20年に訪れることとなります。この先の投資事業組合の業績いかんによっては、貸付期間の満了時点で多額の償還免除を受ける可能性があります。

(改善策)

投資事業組合の毎期の損益の認識については、県と財団との間で具体的に検討することが必要と思われます。また、投資事業組合の業務執行組合員である各ベンチャーキャピタルと協調して、新たな投資案件の決定に際しては企業の適格性を十分に検討し、さらに投資実行後は企業業況の正確な把握とそれに基づく可能な限りの助言・指導等行なうよう引き続き適切な管理に努めることが必要と思われます。

(2)基金の運用について

(現状及び問題点)

「岐阜県地域ベンチャーキャピタル支援事業実施要領」第7条によると、投資事業組合の分配金及び運用益は基金として設置しなければなりません。平成12年度に分配されたものについては定期預金として計上されており、その運用益は収支差額として認識されています。

(改善策)

「実施要領」に基づいた処理をすることが必要です。

貸倒引当金の計上基準について

(1)貸倒引当金の設定対象について

(現状及び問題点)

昭和57年中小企業庁長官通達「中小企業設備貸与事業の適正な運営について」によれば、延滞債権残高の50%、それ以外の債権の0.2%が貸倒引当金の設定限度とされています。

当財団では、債権を 通常案件分 契約変更案件分 損害賠償金へ移管案件分 損害賠償金の4種類に区分し、損害賠償金へ移管案件分及び損害賠償金に分類される債権について50%を引当計上しております。通常案件分及び契約変更案件分に分類される債権については、貸倒引当金の設定対象とはされていません。しかし、契約変更案件分の債権については、下記のように、回収可能性が疑われるものがあります。

(単位：千円)

相手先	未収金額	状 況
(有)A社	3,004	7ヶ月遅れで支払いが行われている。
(株)B社	4,018	平成12年1月より平成13年3月までの元金が未納。
C	5,209	平成12年11月より平成13年3月まで毎月の支払を減額。
(有)D社	36,141	平成12年10月より平成13年3月まで毎月の支払を減額。
(有)E社	38,488	平成12年7月より平成12年12月まで毎月の支払を減額。
(有)F社	4,408	平成11年12月より未納発生。未納分を回収中。
(株)G社	400	平成11年12月より未納発生。未納分を回収中。
(株)H社	16,172	平成11年4月以降の期限到来分について支払が全くない。
(株)I社	2,251	平成12年4月以降の期限到来分について滞納。回収中。

(改善策)

上記のように、契約変更案件分に分類されている債権は実質的には延滞債権であり、回収可能性に疑義があります。中小企業庁長官通達は貸倒引当金の設定限度を定めているのみで、貸倒引当金の設定を強制していません。しかし、将来の債権の貸倒れに備えるため、回収可能性に疑いのある債権に対しては貸倒引当金を設定することが、会計上望ましい方法です。契約変更案件分の債権を貸倒引当金の設定対象に含めることが望まれます。

(2)機械類信用保険について

(現状及び問題点)

損害賠償金及び損害賠償金へ移管案件分に分類される債権については、50%を機械類信用保険で負担し、残りの50%は貸倒引当金を計上しているとのことですが、機械類信用保険は未経過利息や未払固定資産税等を負担しないため、債権額の50%を負担できておりません。

(株)A社の場合

債	権	52,304 千円
保	険	21,397 千円
貸	倒	引
当	金	<u>26,152 千円</u>
差	額	4,754 千円

(改善策)

損害賠償金及び損害賠償金へ移管案件分に分類される債権は、債務者が破産等により実質的に回収可能性がないと思われる債権であり、機械類信用保険で負担されない部分については全額、貸倒引当金を計上することが望まれます。

支援事業積立金の計上基準について

(現状及び問題点)

ベンチャー企業等支援事業について支援事業積立金を計上していますが(26,371千円)基金の運用益を積み立てた内部留保であり、積立金計上の明確な基準がありません。

(改善策)

今後、計上方法について明確にすることが望まれます。

与信管理について

(現状及び問題点)

設備の貸与に関する与信管理は設備貸与申請企業調書で行われています。設備貸与申請企業調書では、要返済額を返済財源で割って償還年数を算出していますが、この償還年数がリース年数を上回っているものが散見されました。償還年数がリース年数を上回るということはリース期間内に返済できない恐れがあります。

(単位：千円)

貸与先	要返済額	返済財源	償還年数	リース期間
(株)A社	69,160	8,850	7.8年	7年
B	66,170	8,729	7.6年	7年
C社(株)	131,596	17,511	7.5年	7年
(有)D社	131,443	17,480	7.5年	7年

(改善策)

当財団の公益性を重視すれば財務内容の良くない企業に対しても設備貸与等で支援していくことが求められますが、一方で当財団自身の財務内容を重視した場合には与信管理を徹底することが必要となります。当財団の公益性と財務内容のバランスを保つ面から、このような企業に対しては、十分な与信管理と貸与後の債権管理を行う必要があります。

株式の評価について

(現状及び問題点)

現在、当財団が保有している2社の株式の状況は以下のようになっています。

(1)(株)A社(12,500千円) ...平成11年3月期の株主総会を最後に社長をはじめ、役員と連絡が取れない状況にあります。平成11年3月期の未処分利益は361千円ありますが、売掛金、貸付金に前社長の債権が多く含まれており、実質的に欠損状態と推測されます。

(2)(株)B社(10,000千円) ...平成12年9月期で17,040千円の欠損金があり、年々欠損

金が増加傾向にあります。また、平成 13 年に事業停止の伺いがあり、現在休眠状態となっています。

(改善策)

投資先企業の実質価額（純資産×持分比率）が株式の取得価額と比較して著しく下落し、かつ、回復が可能と認められない場合には、株式の評価損を計上する必要があります。上記の株式については、投資先企業の財政状態及び経営成績が懸念され、評価損を計上することが必要と考えられます。

・ 利用状況調査報告について

(1)回収率について

(現状及び問題点)

「設備貸与事業の業務方法の基準」7(3)によれば、財団は、割賦またはリースを受けた者から提出された対象設備に係る利用状況を知事に報告することになっています。この利用状況調査報告の回収率は平成 11 年度は 70.7%でしたが平成 12 年度は 51.5%となり、回収率が大幅に下落しています。なお、従来は回収率が 70%を下回ればその理由を県へ報告することが必要でしたが、「設備貸与事業の業務方法の基準」が平成 12 年度に変更になり、回収率が 70%を下回ってもその理由を県へ報告する必要はなくなりました。

(改善策)

当財団がその公益目的を果たすためには貸与設備が効率的に使用されているか確かめることが必要です。また、貸与先の状況を把握して延滞債権を未然に防止するためにも回収率の向上が望まれます。

(2)決算書の提出について

(現状及び問題点)

利用状況の調査報告では平成 11 年度までは決算書の提出を求めていましたが、平成 12 年度からは決算書の提出を求めず財務内容を書面で質問するにとどめています。これは、決算書を提出してくる企業が従来から少なかったため決算書の提出を求めることを止め、その代わりに質問を行って財務内容を把握しようとしたものです。

(改善策)

財務内容の把握のためには決算書の入手が必要と思われます。決算書の提出を求め、延滞等に対して早期に対策を講じていくことが必要と考えられます。

・ 飛騨・美濃物産観光センターの管理について

(1) 現金過不足の処理について

(現状及び問題点)

現金の過不足について、現状では年度末付近の経費として計上しているとのことです。

(改善策)

現金過不足は日々把握し、実際の経費の支出額とは区別して処理する必要があります。

(2) 経費の報告体制について

(現状及び問題点)

名古屋・大阪の各センターから財団本部への毎月の経費の報告は、計上科目と金額のみでなされており、領収書・請求書等は1年間各センターで保管後、本部に送付され、その時点でチェックすることとなっています。

(改善策)

支出内容についての本部への報告は適時にされるべきであり、台帳もしくは領収書・請求書のコピーを添付する等、詳細な内容を報告する必要があります。また、支出の伺いについても、各センター所長の権限にすべて委ねられていますが、物品の取得等一定以上の金額についての権限は本部決裁として規程することが望まれます。

(3) 資金の管理体制について

(現状及び問題点)

名古屋・大阪の各センターが支出する経費について年4回本部より送金しており、ほとんど全ての支払についてセンター自身によりなされています。

(改善策)

本部で支払いが可能なものについてはできるだけ本部で支払い処理し、送金額を削減することが本部における管理上有効と思われます。

・(財)ソフトピアジャパン

5. 監査対象の概要

7. 4. 事業の内容

1. 1. 1 1. 事業の目的

(財)ソフトピアジャパンは、情報科学技術に関する研究開発・支援、情報提供、情報交流、啓蒙普及等を促進することにより、岐阜県の情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進し、もって「高度情報基地ぎふ」づくりに寄与することを目的としています。

1. 1. 1 2. 事業の現況

(財)ソフトピアジャパンは、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

(9) 人材育成・教育研修事業

(10) 研究開発支援事業

(11) 情報サービス提供事業

(12) 情報交流・啓蒙普及事業

(13) 県有施設管理運営事業

1. 1. 1 3. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	5,000 千円 (100%)	5,000 千円 (100%)
その他	千円 (%)	千円 (%)
合計	5,000 千円	5,000 千円

(2) 借入金

該当ありません。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
運営補助金	192,486 千円	210,205 千円
事業補助金	290,323 千円	283,733 千円
特定事業補助金	- 千円	1,499 千円
合計	482,809 千円	495,439 千円

補足事項...特定事業補助金は地域情報文化育成事業補助金であり、計画では
3 年間 (平成 12 年度から平成 14 年度) の時限付のものである。

(4) 委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
施設運営管理	559,961 千円	617,816 千円
健脳法実践講座開催	1,000 千円	- 千円
モデル的アーカイブ構築事業	20,535 千円	- 千円
インキュベート掘り起こし推進事業	3,284 千円	- 千円
知的資源交流推進ネットワーク事業	4,060 千円	- 千円
情報化施策 P R 促進事業	- 千円	6,540 千円
スイートバレー P R ビデオ制作	- 千円	9,547 千円
合計	588,841 千円	633,904 千円

補足事項...特になし

(5) 債務保証 (経営指導念書等を含む)

保証

該当ありません。

保証類似行為

該当ありません。

7.5. 組織

(1) 人員体制

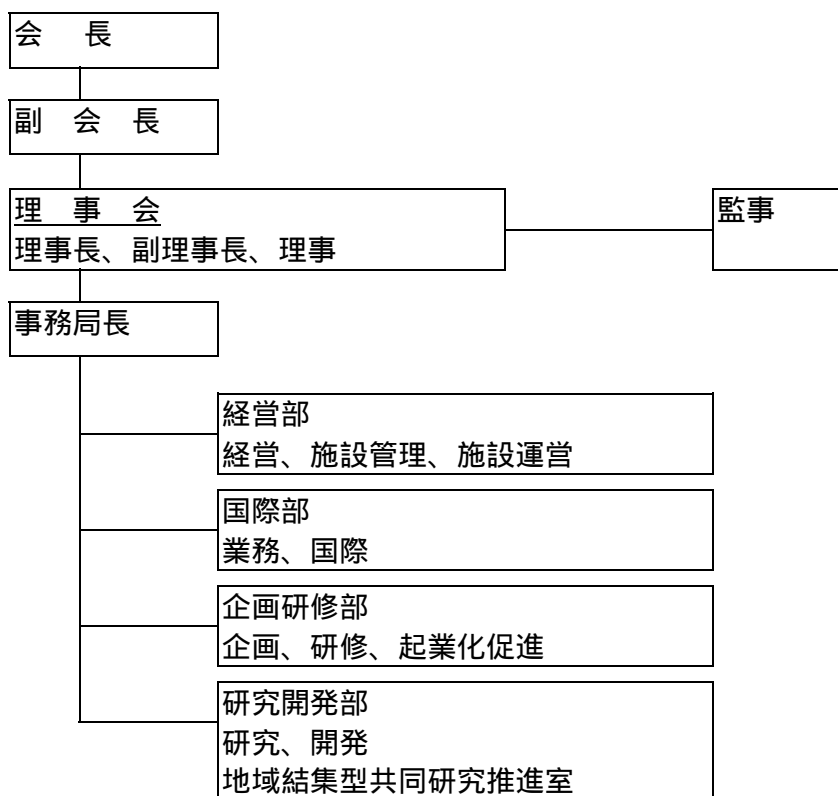
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	- ()	1 (1)
理事	34 (32)	33 (31)
監事	2 (2)	2 (2)
県派遣	31 (2)	36 (4)
職員	11 (-)	11 (-)
嘱託員	9 (-)	12 (1)
日々雇用	3 (-)	5 (-)
民間派遣	8 (-)	9 (-)
市町村派遣	6 (-)	5 (-)
契約職員	- (-)	6 (-)
合計	105 (37)	121 (40)

補足事項 1 . () 内は併任数及び非常勤

2理事のうち 1 人は兼務役員

(2) 組織の状況



8. 監査の範囲及び実地監査期間

8.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

8.2. 実地監査期間

平成13年8月7日～平成13年8月10日まで

9. 監査の結果

9.1. 監査の結果について

3.4.4. 収支の状況および財政状態

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
基本財産運用収入	7	4	-3	-42.86%
補助金収入	482,809	495,439	12,630	2.62%
受託収入	807,289	1,085,121	277,832	34.42%
事業収入	11,567	11,862	295	2.55%
負担金収入	30,116	34,103	3,987	13.24%
雑収入	1,893	1,005	-888	-46.91%
当期収入合計	1,333,682	1,627,537	293,855	22.03%
前期繰越収支差額	0	0	0	-
収入合計	1,333,682	1,627,537	293,855	22.03%
管理費	754,347	827,310	72,963	9.67%
事業費	579,335	621,433	42,098	7.27%
人材育成・教育研修事業	31,822	49,337	17,515	55.04%
研究開発支援事業	384,000	415,551	31,551	8.22%
情報サービス提供事業	127,768	111,313	-16,455	-12.88%
情報交流・啓蒙普及事業	35,743	45,230	9,487	26.54%
固定資産取得支出	0	178,793	178,793	-
当期支出合計	1,333,682	1,627,537	293,855	22.03%
当期収支差額	0	0	0	-
次期繰越収支差額	0	0	0	-

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産増加額	147,277	179,625	32,348	21.96%
負債減少額	1,133	0	-1,133	-100.00%
増加額計	148,411	179,625	31,214	21.03%
資産減少額	34,016	184,080	150,064	441.16%
負債増加額	0	0	0	-
減少額計	34,016	184,080	150,064	441.16%
当期正味財産増加額	114,394	-4,455	-118,849	-103.89%
前期繰越正味財産	5,000	119,394	114,394	2287.88%
期末正味財産合計額	119,394	114,938	-4,456	-3.73%

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	281,973	550,672	268,699	95.29%
固定資産	119,394	114,938	-4,456	-3.73%
基本財産	5,000	5,000	0	0.00%
その他の固定資産	114,394	109,938	-4,456	-3.90%
資産合計	401,367	665,610	264,243	65.84%
負債の部				
流動負債	281,973	550,672	268,699	95.29%
固定負債	0	0	0	-
負債合計	281,973	550,672	268,699	95.29%
正味財産の部	119,394	114,938	-4,456	-3.73%
正味財産	119,394	114,938	-4,456	-3.73%
負債及び正味財産合計	401,367	665,610	264,243	65.84%

収支の状況について

平成12年度においては、ドリームコア完成に伴う施設管理の追加及び地域結集型共同研究の受託により委託収入が増加いたしました。当財団の自主事業実施にあたっては、県の補助金が充当されることとなっており、経費支出の実績に応じて金額の確定がなされ、残額は全て返還されています。また、受託事業の実施にあたっては、契約により実費弁済方式がとられています。このことから、当期において収支差額は発生しておりません。なお、平成12年度は、補助金については金額の確定に基づき44,944千円が、委託料については精算残額として70,824千円が県に返還されています。

財政状態について

年度末に履行確認後に支払う未払金等が、238,704千円増加し、その支払に充てる等のために普通預金が270,080千円増加しています。

3.1.2 監査の結果

以上、(財)ソフトピアジャパンの経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における(財)ソフトピアジャパンにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

3.2 指摘事項

資産計上漏れについて

下記の資産については平成8年度にソフトピアLANの敷設工事構築に係る委託費として処理されていましたが、入札により実施したため、備品台帳には、「入札のため単価不明」と記載され、資産計上されていませんでした。

整理番号	品目	品名・規格	取得価額
8開-21	プリンター	レーザープリンター	LAN構築業務 総額 31,930,000円の うち左記の資産
8開-22	プリンター	レーザープリンター	
8開-23	プリンター	レーザープリンター	
8開-24	プリンター	レーザープリンター	
8開-25	プリンター	カラープリンター	
8開-26	プリンター	カラープリンター	
8開-28	ワークステーション(本体)	SUNワークステーション	LAN構築業務 総額 35,284,710円の うち左記の資産
8開-29	ワークステーション(本体)	SUNワークステーション	
8開-30	ワークステーション(付属品)	電源制御BOX	
8開-31	ワークステーション(付属品)	電源制御BOX	
8開-32	ワークステーション(付属品)	無停電電源装置	
8開-33	ワークステーション(付属品)	無停電電源装置	
8開-34	ワークステーション(付属品)	CD-ROMユニット	

これらはいずれも資産計上し、減価償却を行うことが必要であったと考えられます。平成13年度の決算において修正することが必要です。

3.3. 意見

ソフトピアジャパンの貸出施設の利用状況について

(現状及び問題点)

ソフトピアジャパンの貸出施設として、技術開発室などの企業入居スペースと会議室などの一般貸出しスペースがあります。企業入居スペースについては、優良企業進出に対応できるようにするために空室を常に確保するという体制で臨んでいるため、入居率は75～85%で推移しています。これに対し、一般貸出しスペースは、下の表からも分かるように、高度な情報処理機器及び映像編集機器などを備えた施設を中心にして、稼働率の低い状態となっています。また、ミーティングルームも、あまり利用されていない状況といえます。これまでも、最新の機器を導入するなどの対策は講じられてはいますが、実績は上がっていないのが現状です。

企業入居スペースの利用状況の実績

場所	入居率
ソフトピアジャパンセンター技術開発室	80%
ソフトピアジャパンアネックス技術開発室	85%
ソフトピアジャパンドリーム・コアインキュベート	62%

(注)ソフトピアジャパンドリーム・コアインキュベートは、審査の結果、退去した後の数値であり、退去前は76%であります。

一般貸出しスペースの利用状況の実績

時間貸設施設

施設名	利用 件数	稼働率 (%)	利用件数				回転率 (%)	前年 度 利用 件数	前年 度 稼働 率 (%)	回転率(%)	
			午前	午後	夜間	合計					
一般会議室											
大会議室	143	40%	87	128	36	251	23%	124	34%	19%	
中会議室 1	151	42%	103	122	32	257	24%	144	40%	20%	
中会議室 2	25	12%	19	22	3	44	7%				9月～
中会議室 3	32	15%	25	25	15	65	10%				9月～
会議室 1	200	56%	110	145	54	309	28%	178	49%	24%	
会議室 2	273	76%	105	185	88	378	35%	228	63%	32%	
会議室 3	81	22%	46	67	23	136	12%	79	22%	12%	
会議室 4	114	32%	65	91	18	174	16%	88	24%	12%	
会議室 5	64	31%	43	49	11	103	16%				9月～
特別会議室											
特別会議室	36	10%	15	20	15	50	4%	26	7%	3%	
A V 会議室	19	5%	10	18	5	33	3%	16	4%	2%	
T V 会議室	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0%	
映像会議室	14	3%	12	12	7	31	2%				
研修室											
マルチメディア実習室1	251	70%	179	196	79	454	42%	198	55%	34%	
マルチメディア実習室2	115	32%	80	81	23	184	17%	67	18%	12%	
マルチメディア実習室3	27	11%	23	26	0	49	6%				8月～
マルチメディア実習室4	105	44%	105	105	0	210	29%				8月～
会議室	10	4%	5	10	0	15	2%				8月～
小研修室	5	5%	3	2	4	9	3%	17	4%	4%	6月まで
研修室 1	22	9%	16	22	3	41	5%				
研修室 2 (旧研修室含)	46	12%	42	45	6	93	8%	28	7%	4%	
ソフトピアホール											
入場料無	平日	47	13%	40	42	44	126	11%	35		
	土日・休日	35	9%	31	34	27	92	8%	34		
入場料有	平日	5	1%	5	5	2	12	1%	14		
	土日・休日	0	0%	0	0	0	0	0%	13		
セミナーホール											
入場料無	平日	72	20%	53	58	29	140	13%	52		
	土日・休日	60	16%	45	55	12	112	10%	55		
入場料有	平日	6	1%	4	6	1	11	1%	1		
	土日・休日	2	0%	2	2	1	5	0%	3		

時間貸施設

施設名	利用	稼働率	利用	利用率			前年度	前年度	
	件数	(%)	時間	A	B	C	利用 件数	稼働率	

センタービル

研究・共用	96	41%	438	7%	15%	23%			
研究開発室 1	29	12%	145	2%	5%	7%	25	7%	8月～
研究開発室 2	3	1%	3	0%	0%	0%	15	4%	8月～
研究開発室 3	14	5%	80	1%	2%	4%	19	5%	8月～
研究開発室 4	78	33%	494	8%	17%	26%	17	4%	8月～
研究開発室 5	15	6%	57	1%	2%	3%	16	4%	8月～
ミーティングルーム1	94	26%	287	3%	6%	10%	62	17%	
ミーティングルーム2	30	8%	116	1%	2%	4%	14	3%	
ミーティングルーム3	17	4%	89	1%	2%	3%	14	3%	
ミーティングルーム4	29	8%	179	2%	4%	6%	103	28%	
ミーティングルーム5	31	8%	172	2%	4%	6%	51	14%	
ミーティングルーム6	48	13%	287	3%	6%	10%	61	17%	

アネックス（ミーティングルーム）

ミーティングルーム 1	87	26%	533	6%	13%	20%	21	5%	
ミーティングルーム 2	20	6%	71	0%	1%	2%	6	1%	
ミーティングルーム 3	9	2%	63	0%	1%	2%	19	5%	

センタービル

静止画作成室	0	0%	0	0%	0%	0%	9	2%	
ビデオ編集室 1	167	46%	1004	11%	23%	35%	248	69%	
ビデオ編集室 2	25	7%	149	1	3%	5%	88	24%	
ビデオ編集室 3	5	1%	26	0%	0%	0%	17	4%	
ビデオ編集室 4	2	0%	3	0%	0%	0%	5	1%	
ビデオ変換室	145	40%	394	4%	9%	13%	97	27%	
映像送信室	0	0%	0	0%	0%	0%	0	0%	
スタジオ	62	17%	238	2%	5%	8%	34	9%	
レセプションルーム 1	46	12%	230	2%	5%	8%	34	9%	
レセプションルーム2-1	16	4%	86	1%	2%	3%			
レセプションルーム2-2	9	2%	66	0%	1%	2%			
レセプションルーム小	9	2%	55	0%	1%	1%			
せせらぎステージ	0	0%	0	0%	0%	0%	4	1%	

稼働率：利用日数を営業日数で除した率

回転率：利用件数を営業日数の3倍（午前、午後、夜間）した数で除した率

利用率

A：1日を24時間として計算した率

B：1日を開館時間である12時間として計算した率

C：1日を勤務時間である8時間として計算した率

(改善策)

稼働率の低い現状の理由を把握し、利用者のニーズや、将来の展望を十分に考慮して、広く一般に利用されるように、より検討することが望まれます。特に稼働率が低い高度な情報処理機器及び映像編集機器等の利用を高めるために、情報・映像処理系の企業に対して県とともに一体となってPRを強化し、利用者の掘り起こしを行うと良いと考えます。また、研究室によって稼働率のばらつきがあるので、稼働率が比較的高い研究室を参考にすることも必要であると考えます。

事業毎の評価の測定

(現状及び問題点)

当財団の事業運営にあたっては、県からの補助金があてられています。そのため、事業の実施にあたっては、事業効果を十分に勘案するとともに、継続事業においては前回の事業実績を評価した上行っていく必要があると考えます。当財団においては、次年度の事業計画案作成段階において検討しているとのことでありますが、事業評価及びそれに基づく検討結果については、文書としては作成されておりません。

(改善策)

事業毎の評価及びそれに基づく検討結果を、可能な限り文書として作成しておくことが必要であると思われます。

委託業務の実施結果の分析評価について

(現状及び問題点)

委託業務は実施結果を分析評価しその後の委託業務に活用することが重要ですが、当財団ではこれが不十分です。

例えば、中央監視設備保守点検はA社に一者随意契約で業務を委託しています。この契約締結時の予定価格は技術者の労務日数×単価で算出していますが、実際の労務日数を管理していないため予定価格の算出基礎どおりに業務が遂行されたか否かは不明で

す。

(改善策)

一者随意契約に基づいて行われた業務について、実際の工程表等入手して契約内容どおりに作業されたことを確認することが必要であると考えます。これは、一者随意契約の場合に契約単価の妥当性を高める牽制効果になると考えます。

遊休資産の除却について

(現状及び問題点)

平成13年7月の調査によれば、帳簿価額で約15百万円の資産が除却予定(調査中の資産を含む)とされています。

(改善策)

再利用の見込みがないものはすみやかに除却する必要があります。

貸出資産の返却について

(現状及び問題点)

共同研究のために貸与している資産は、借用書上で共同研究終了後及び当財団が要請した場合にはすみやかにすべての機器を返却してもらうことになっています。下記資産は平成13年3月5日に委託研究が終了していますが返却されておりません。

貸与先	整理番号	品目	取得価額(円)
A	12ケン - 032	3Dモデル開発システム	630,000
	12ケン - 033	3Dモデル開発システム	3,360,000
	12ケン - 034	3Dモデル開発システム	
	12ケン - 035	3Dモデル開発システム	
	12ケン - 039	ソフトウェア	113,400
B	12ケン - 042	Linuxサーバ	835,275
	12ケン - 043	PCサーバ	969,675
	12ケン - 044	19インチサーバーラック	604,170

(改善策)

研究終了時には借用書に従い、すみやかに返却していただくことが望まれます。

・(財)岐阜県建設研究センター

6. 監査対象の概要

9. 2. 事業の内容

1. 1. 14. 事業の目的

(財)岐阜県建設研究センターは、建設事業に関する総合的な調査研究を実施するとともに、岐阜県及び同県内の市町村等の公共事業に係る各種の業務を補完支援すること等により、公共事業の効率的かつ円滑な推進を図り、もって県内の社会資本の整備充実に資することを目的としています。

1. 1. 15. 事業の現況

(財)岐阜県建設研究センターは、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- (1) 研究事業 : 県の地域的特性を反映した独自の課題の解決に向けた研究開発
新技術・新技法等の情報の収集・評価による利用
普及の促進
- (2) 研修事業 : 土木建築技術職員実務研修
建設CALS/EC研修
- (3) 調査・設計・積算等受託事業 : 県及び市町村の公共土木事業の調査・設計・積算等の業務受託
- (4) 土木建築材料試験受託事業 : コンクリートの圧縮強度試験等
- (5) アスファルト合材試験事業
- (6) 岐阜県土木設計積算システムメンテナンス事業
- (7) 仕様書等販売事業

1. 1. 16. 県との関係

- (1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	3,000 千円 (100%)	8,000 千円 (100%)
その他	0 千円 (0%)	0 千円 (0%)
合計	3,000 千円 (100%)	8,000 千円 (100%)

補足事項...岐阜県建設研究センターは、平成 12 年 4 月 1 日に岐阜県建設技術センター（存続会社）と岐阜県企画設計センター（消滅会社）との統合による法人であります。

(2) 借入金

該当ありません。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
人件費・事業費補助	16,791 千円	22,768 千円
人件費補助	0 千円	29,147 千円
合計	16,791 千円	51,915 千円

補足事項...人件費・事業費補助は企画研究相談事業、人件費補助は建設 C A L S 事業の補助であります。

(4) 委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
調査・設計・積算等事業	445,625 千円	584,437 千円
土木建築材料試験事業	58,634 千円	63,605 千円
施設計画策定事業	27,142 千円	26,043 千円
調査研究事業	0 千円	20,050 千円
合計	531,401 千円	694,135 千円

補足事項...なし

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証

該当ありません。

保証類似行為

該当ありません。

9.3. 組織

(1) 人員体制

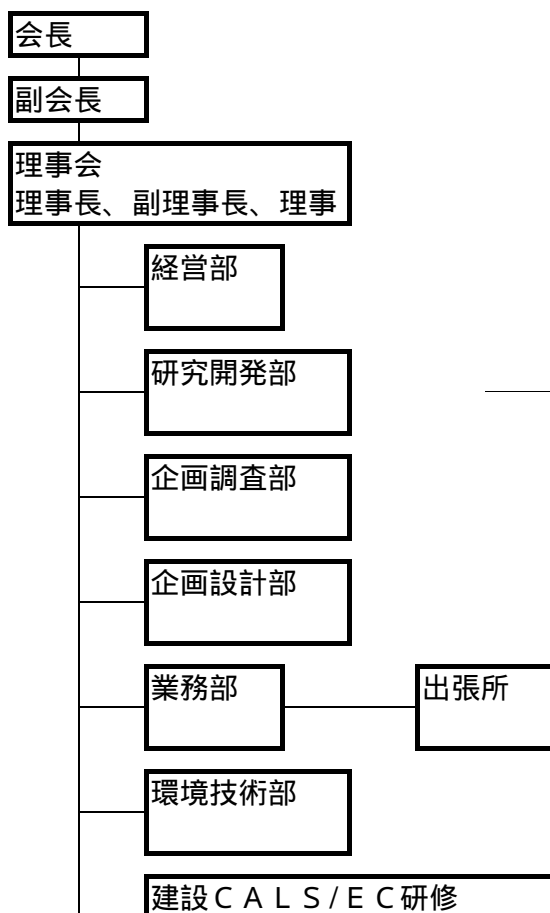
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	- (-)	1 (-)
副理事長	- (-)	- (-)
理事	- (-)	17 (14)
監事	- (-)	2 (2)
職員	- (-)	62 (-)
県派遣	- (-)	38 (-)
嘱託	- (-)	12 (-)
合計	- (-)	132 (16)

補足事項 1 . () 内は非常勤役員数です。

2平成 12 年 4 月に統合しましたので平成 11 年度は省略いたしました。

(2) 組織の状況



センター

10. 監査の範囲及び実地監査期間

10.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

10.2. 実地監査期間

平成13年7月11日～平成13年7月13日まで

11. 監査の結果

11.1. 監査の結果について

3.4.5. 収支の状況及び財政状態

非課税事業会計

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
基本財産運用収入	13	9	-4	-30.77%
事業収入	9,533	6,253	-3,280	-34.41%
補助金収入	0	22,768	22,768	-
寄付金収入	0	9,850	9,850	-
雑収入	2,692	3,193	501	18.61%
繰入金収入	44,041	58,994	14,953	33.95%
仮受消費税等受入収入	476	97	-379	-79.62%
当期収入合計	56,757	101,168	44,411	78.25%
前期繰越収支差額	104,322	110,699	6,377	6.11%
収入合計	161,079	211,867	50,788	31.53%
事業費	48,843	77,342	28,499	58.35%
管理費	602	13,285	12,683	2106.81%
基本財産組入支出	0	5,000	5,000	-
仮払消費税等支払支出	934	1,757	823	88.12%
当期支出合計	50,380	97,384	47,004	93.30%
当期収支差額	6,377	3,783	-2,594	-40.68%
次期繰越収支差額	110,699	114,482	3,783	3.42%

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
基本財産運用収入	13	9	-4	-30.77%
事業収入	9,533	6,253	-3,280	-34.41%
補助金収入	0	22,768	22,768	-
寄付金収入	0	9,850	9,850	-
雑収入	2,692	3,193	501	18.61%
固定資産寄付額	0	1,042	1,042	-
諸引当金取崩額	501	3,924	3,423	683.23%
繰入金収入	44,041	58,994	14,953	33.95%
増加計	56,782	106,038	49,256	86.75%
事業費	48,843	77,342	28,499	58.35%
管理費	602	13,285	12,683	2106.81%
減価償却費	217	535	318	146.54%
仮払消費税等	457	1,659	1,202	263.02%
諸引当金繰入額	2,273	1,580	-693	-30.49%
減少計	52,395	94,402	42,007	80.17%
当期正味財産増加額	4,386	11,635	7,249	165.28%
前期繰越正味財産額	395,529	399,916	4,387	1.11%
期末正味財産合計額	399,916	411,552	11,636	2.91%

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	121,957	133,607	11,650	9.55%
固定資産	293,578	299,086	5,508	1.88%
基本財産	3,000	8,000	5,000	166.67%
その他の固定資産	290,578	291,086	508	0.17%
資産合計	415,535	432,693	17,158	4.13%
負債の部				
流動負債	12,677	20,704	8,027	63.32%
固定負債	2,941	436	-2,505	-85.18%
負債合計	15,619	21,141	5,522	35.35%
正味財産の部	399,916	411,552	11,636	2.91%
正味財産	399,916	411,552	11,636	2.91%
負債及び正味財産合計	415,535	432,693	17,158	4.13%

課税事業会計

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
事業収入	2,245,330	2,335,366	90,036	4.01%
負担金収入	2,350	2,532	182	7.74%
雑収入	2,378	1,987	-391	-16.44%
敷金・保証金戻り収入	82	135	53	64.63%
仮受消費税等受入収入	112,267	116,027	3,760	3.35%
当期収入合計	2,362,408	2,456,048	93,640	3.96%
前期繰越収支差額	377,647	439,800	62,153	16.46%
収入合計	2,740,056	2,895,848	155,792	5.69%
事業費	2,024,714	2,045,821	21,107	1.04%
管理費	115,297	105,815	80,518	69.84%
固定資産取得支出	5,481	19,915	14,434	263.35%
繰延資産購入支出	1,044	0	-1,044	-100.00%
敷金・保証金支出	4	241	237	5925.00%
繰入金支出	44,041	65,994	21,953	49.85%
法人税及び住民税等	41,097	68,856	27,759	67.55%
仮払消費税等支払支出	68,575	69,000	425	0.62%
当期支出合計	2,300,255	2,375,643	75,388	3.28%
当期収支差額	62,153	80,405	18,252	29.37%
次期繰越収支差額	439,800	520,205	80,405	18.28%

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
事業収入	2,245,330	2,355,366	110,036	4.90%
負担金収入	2,350	2,532	182	7.74%
雑収入	2,378	1,987	-391	-16.44%
仮受消費税等戻入額	43,692	47,026	3,334	7.63%
固定資産寄付額	0	704	704	-
諸引当金取崩額	24,277	37,563	13,286	54.73%
増加計	2,318,029	2,425,180	107,151	4.62%
事業費	2,020,772	2,041,152	20,380	1.01%
管理費	115,297	105,815	-9,482	-8.22%
減価償却費	8,052	21,868	13,816	171.58%
繰延資産償却額	1,864	0	-1,864	-100.00%
諸引当金繰入額	105,657	83,230	-22,427	-21.23%
繰入金支出	44,041	65,994	21,953	49.85%
法人税及び住民税等	41,097	68,856	27,759	67.55%
減少計	2,336,784	2,386,916	50,132	2.15%

当期正味財産増加額	-18,754	38,263	57,017	-304.03%
前期繰越正味財産額	449,165	430,411	-18,754	-4.18%
期末正味財産合計額	430,411	468,674	38,263	8.89%

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	999,525	1,066,005	66,480	6.65%
固定資産	158,576	157,432	-1,144	-0.72%
資産合計	1,158,101	1,223,438	65,337	5.64%
負債の部				
流動負債	475,235	445,858	-29,377	-6.18%
固定負債	252,454	308,905	56,451	22.36%
負債の部	727,690	757,763	30,073	4.13%
正味財産の部	430,411	468,674	38,263	8.89%
正味財産	430,411	468,674	38,263	8.89%
負債及び正味財産合計	1,158,101	1,223,438	65,337	5.64%

建設CALS/EC特別会計

収支計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
会費収入	0	5,000	5,000	-
事業収入	0	19,472	19,472	-
補助金収入	0	39,147	39,147	-
雑収入	0	301	301	-
繰入金収入	0	7,000	7,000	-
仮受消費税等受入収入	0	973	973	-
当期収入合計	0	71,894	71,894	-
前期繰越収支差額	0	0	0	-
収入合計	0	71,894	71,894	-
事業費	0	44,865	44,865	-
管理費	0	18,903	18,903	-
固定資産取得支出	0	2,288	2,288	-
仮払消費税等支払支出	0	1,257	1,257	-
当期支出合計	0	67,315	67,315	-
当期収支差額	0	4,579	4,579	-
次期繰越収支差額	0	4,579	4,579	-

正味財産計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
会費収入	0	5,000	5,000	-
事業収入	0	19,472	19,472	-
補助金収入	0	39,147	39,147	-
雑収入	0	301	301	-
繰入金収入	0	7,000	7,000	-
増加計	0	70,921	70,921	-
事業費	0	44,865	44,865	-
管理費	0	18,903	18,903	-
減価償却費	0	92	92	-
仮払消費税等戻入額	0	283	283	-
諸引当金繰入額	0	1,644	1,644	-
減少計	0	65,789	65,789	-
当期正味財産増加額	0	5,131	5,131	-
前期繰越正味財産額	0	0	0	-
期末正味財産合計額	0	5,131	5,131	-

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	0	17,414	17,414	-
固定資産	0	2,196	2,196	-
資産合計	0	19,611	19,611	-
負債の部				
流動負債	0	14,479	14,479	-
負債合計	0	14,479	14,479	-
正味財産の部				
正味財産	0	5,131	5,131	-
負債及び正味財産合計	0	19,611	19,611	-

収支の状況について

平成12年度においては、(財)岐阜県企画設計センターと統合し事業承継したことにより事業収入及び事業費が増加しています。また、一般競争入札及び公募型競争入札仕様書の販売が大幅に増加したために事業収入及び事業費が増加しています。

課税事業会計において獲得した利益を非課税事業会計及び建設CALS/EC特別会計に繰り入れております。

建設CALS/EC事業は平成12年度から行われております。

財政状態について

平成12年度においては、(財)岐阜県企画設計センターと統合したことにより、基本財産、流動資産が増加してまいりました。また、退職給与引当金の引当率を70%から80%に引き上げたことにより固定負債が増加しています。

3.1.2 監査の結果

以上、(財)岐阜県建設研究センターの経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における(財)岐阜県建設研究センターにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

3.2 指摘事項

理事の構成について

理事の構成については、指導監督基準4.機関(1)及び運用指針(5)により所管する官庁の出身者の占める割合は全体の1/3以下であることを規定しています。しかし、現状は理事18名中、県関係者が7名であり規定を遵守しているとはいえません。

決算書の表示について

決算書の表示について以下の問題点が発見されました。

- (ア) 課税事業会計の収支計算書上で「設計積算等システム事業費」には「設計積算等受託事業費」として計上すべき金額が1,400千円含まれております。
- (イ) 課税事業会計の収支計算書上で「設計積算等受託事業費」には「試験業務受託事業費」として計上すべき金額が1,520千円含まれております。
- (ウ) 収支計算書総括表上で「事業収入」及び「事業費」それぞれについて内部取引消去欄に640千円の計上漏れがありました。

遊休資産の除却処理について

固定資産のうち、以下の物品は現在使用されていない資産(いわゆる遊休資産)であります。これらは、除却処理すべきであると考えます。

品名	帳簿価格	取得日
トランシット	13,000 円	昭和 52 年 9 月
トランシット	14,750 円	昭和 52 年 9 月
砂防CADソフト	1,411,667 円	平成 9 年 3 月
ホームページ	205,800 円	平成 11 年 10 月
P C A 会計	118,266 円	平成 12 年 4 月
P C A 会計導入支援	86,377 円	平成 12 年 4 月

収入の計上について

受託事業において、当法人が作業完了時に作成する「委託業務完了届」は平成 12 年 3 月日付（8 件 22,383 千円）であり、発注者である県及び市町村が作業確認時に作成する「検査結果通知書」も平成 12 年 3 月日付であったが、当法人は、平成 12 年 4 月の収入として計上している場合があります。

3.3 意見

公益法人の目的遂行について

（現状及び問題点）

当法人は公益法人であり、「積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない」と指導監督基準 1. 目的に規定されています。また、当法人の寄付行為第 3 条でも「公共事業の効率的かつ円滑な推進を図り、もって県内の社会資本の整備充実に資することを目的」としています。当法人の業務は積算・監理・指導等の公益性の高い業務と設計等の民間会社でも行える業務に大別できます。公益性の高い業務は民間会社では容易に行えないと考えられます。そこで、当法人の公益性の高い業務に対する期待はより大きくなると考えられます。しかし、現状では、現場の人員不足等のため、委託申出のあった時点での当法人の繁忙状況により一部受託申込を断らざるをえない状況が見受けられ、目的を十分に果たしているとはいえません。

（参考）

市町村に対して支援できなかった業務

項目	平成 11 年度	平成 12 年度
一般土木事業	7 市町村	8 町村
下水道事業	4 市	2 市 2 町

(改善策)

今後は、公益法人の目的を十分にはたすため公益性の高い業務を優先して行う等の措置を講ずることが必要であると考えます。

特定積立預金の計上について

(現状及び問題点)

当法人には、以下のような特定積立預金があります。

経営調整基金積立預金	129,000,000 円
研究事業拡充準備預金	78,130,000 円
事業施設取得準備預金	16,330,000 円

特定積立預金は、指導監督基準 5 (7) 及び運用指針では「法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつ支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限る」と規定されています。しかし、当法人の特定積立預金がこの内容に合致するか否かが不明確なものがあります。

(改善策)

当法人の特定積立預金の内容を再確認し正しく処理することが必要であると考えます。

退職給与引当金の計上基準について

(現状及び問題点)

退職給与引当金の計上基準は、平成 11 年度は期末自己都合要支給額の 70% であり、平成 12 年度は期末自己都合要支給額の 80% となっています。しかし、70%、80% という数値には何ら根拠がありません。

(改善策)

退職給与引当金の計上基準は、将来の退職給付の支払に備えるためには、期末自己都合要支給額の 100% とすることが望まれます。

退職給与引当預金と退職給与引当金との会計区分ごとのバランスについて

(現状及び問題点)

退職給与引当預金と退職給与引当金との会計区分ごとの金額は以下の表に示すとおりであります。

	退職給与引当預金	退職給与引当金
課税事業会計	97,920,000 円	308,905,180 円
非課税事業会計	82,744,170 円	436,992 円
計	180,664,170 円	309,342,172 円

退職給与引当預金と退職給与引当金との対応が会計区分ごとではアンバランスになっています。

(改善策)

退職給与引当預金と退職給与引当金とのアンバランスを会計上是正する処理が必要であると考えます。

会計区分の設定について

(現状及び問題点)

当法人の会計区分は、「非課税事業会計」「課税事業会計」及び「建設CALS/EC特別会計」となっています。これは、法人税法上の収益事業に該当するか否かによる区分と公益を目的とする事業か否かによる区分を混同していると考えられます。

(改善策)

会計区分は、法人税法上の収益事業に該当するか否かによる区分ではなく、本来は、公益を目的とする事業か否かにより区分し、さらに必要に応じて会計部門を設置すべであると考えます。

会計規程について

(現状及び問題点)

ア) 岐阜県建設研究センター会計規程の第6条では「センターの収支計算は現金預金の収支をもって…」と規定されていますが、実際には、収支計算に未収金、未払い金等を含めています。

イ) 岐阜県建設研究センター会計規程第9条では備え付ける帳簿として主要簿 補助簿 預金出納帳 物品出納帳と規定しています。しかし、総勘定元帳において口座ごとに処理しているため、総勘定元帳上で補助簿である預金出納帳、物品出納帳と同様の記載がなされています。

(改善策)

ア) 現在の会計処理のほうが実態に即した処理であると思われるので会計規程を変更すべきであると考えます。

イ) 費用対効果の観点より補助簿の必要性を再考する必要があると考えます。

・岐阜県道路公社

7. 監査対象の概要

1.1.2. 事業の内容

1.1.17. 事業の目的

岐阜県道路公社は、岐阜県の区域及びその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、当該地域の幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。

1.1.18. 事業の現況

岐阜県道路公社は、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

(8) 有料道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理

(9) 地方公共団体の委託に基づき、上記の有料道路の管理と密接な関連のある道路の建設及び管理

平成12年度末時点において岐阜県道路公社が管理をしている有料道路は、以下のとおりです。

	飛騨美濃 有料道路	乗鞍スカイライン 有料道路	中津川 有料道路	長良川パース 有料道路	島大橋 有料道路	長良川右岸 有料道路
延長	2.93km	14.37km	0.92km	1.13km	0.7km	1.3km

総事業費	3,404 百万円	1,680 百万円	2,650 百万円	1,400 百万円	3,650 百万円	2,800 百万円
供用開始日	S55.4.1	S48.7.1	S59.4.1	S62.4.1	H2.12.3	H13.4.1
料金徴収期間	30 年間 (最終 H21)	30 年間 (最終 H15)	30 年間 (最終 H25)	30 年間 (最終 H28)	30 年間 (最終 H32)	30 年間 (最終 H43)
料金徴収方法	手取り (委託先) 明宝村	手取り (委託先) 丹生川村	手取り (委託先) 中津川市	自動収受機 (委託先) A 社	自動収受機 (委託先) B 社	自動収受機 (委託先) C 社

1.1.19. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	2,621,297 千円 (100%)	2,817,297 千円 (100%)
その他	0 千円 (0%)	0 千円 (0%)
合計	2,621,297 千円 (100%)	2,817,297 千円 (100%)

補足事項...道路建設に伴い県が出資しているものです。

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度	平成 12 年度	主要な借入条件
県	1,740,022 千円	1,295,311 千円	無利子 償還期限は無料開放時
その他	4,389,911 千円	4,729,362 千円	
合計	6,129,933 千円	6,024,673 千円	

補足事項...県借入金の目的は、経営運転資金であり、その他の借入金の目的は道路建設資金です。

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
乗鞍スカイライン 有料道路防災工事	0 千円	212,815 千円
合計	0 千円	212,815 千円

(4) 県からの委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
県道岐阜美濃線 公共道路改良古津 第二トンネル工事 の施工	1,260,260 千円	643,334 千円
合計	1,260,260 千円	643,334 千円

補足事項...当トンネルは、長良川右岸有料道路の区間内であり、合併方式にて
施工したものです。

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証

保証人	平成 11 年度	平成 12 年度
県	4,389,911 千円	4,729,362 千円
その他	0 千円	0 千円
合計	4,389,911 千円	4,729,362 千円

補足事項...県借入金以外の借入のすべてに対して県が保証をしています。

保証類似行為

該当ありません。

11.3. 組織

(1) 人員体制

(単位：人)

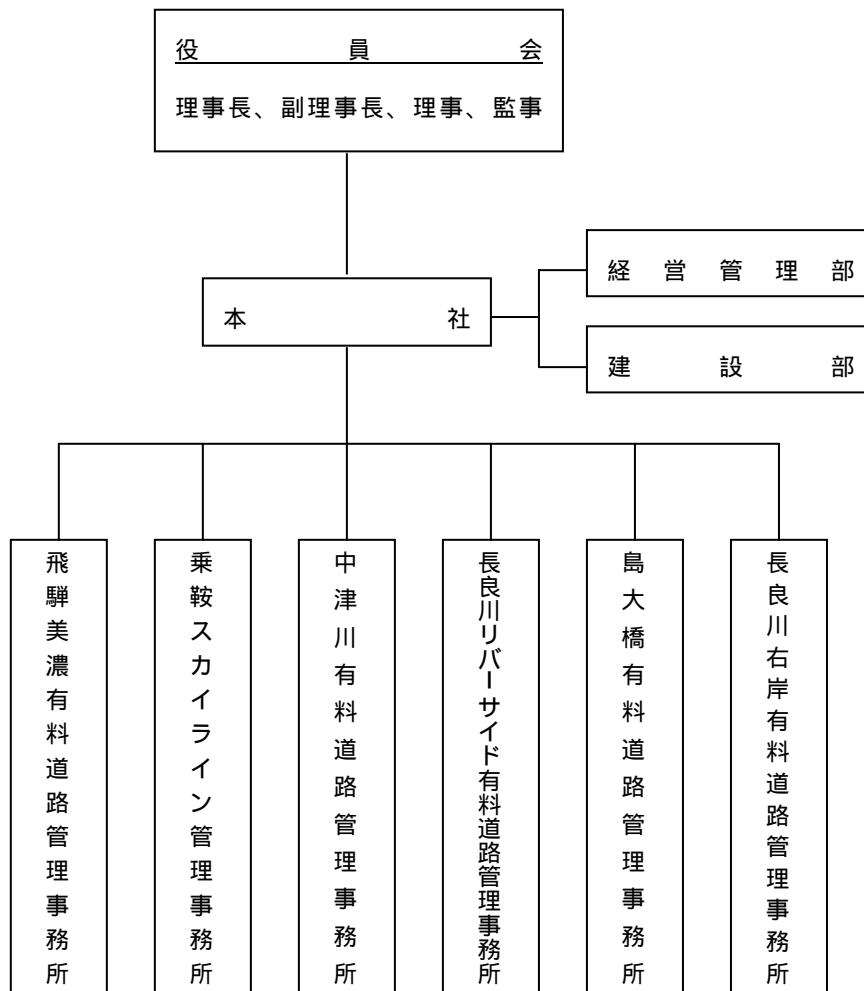
	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	1 (0)	1 (0)
理事	4 (2)	5 (3)
監事	2 (2)	2 (2)
職員	8 (0)	8 (0)
県派遣	31 (21)	30 (20)
日々雇用	7 (0)	8 (0)
合計	54 (26)	55 (26)

補足事項...1.()内は、非常勤役員数又は兼務者数です。

2. 県派遣職員の中には、乗鞍スカイライン有料道路の営業期間内のみ
の勤務者（兼務者）がいます。（平成 11 年度 4 人、平成 12 年度 3

人）

(2) 組織の状況



1 2 . 監査の範囲及び実地監査期間

1 2 . 1 . 監査の範囲

原則として平成 12 年度

1 2 . 2 . 実地監査期間

平成 13 年 6 月 26 日～平成 13 年 6 月 29 日まで

1 3 . 監査の結果

1 3 . 1 . 監査の結果について

3 . 4 . 6 . 経営成績及び財政状態

貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	4,352,957	1,612,023	- 2,740,934	-62.97%
現金預金	1,319,952	1,279,076	- 40,876	-3.10%
未収金等	1,268,554	332,946	- 935,608	-73.75%
受託業務支払金	1,764,450	0	- 1,764,450	-100.00%
固定資産	14,934,928	15,891,486	956,558	6.40%
事業資産 道路	12,823,113	12,823,113	0	0.00%
事業資産 道路建設仮勘定	1,820,000	2,800,000	980,000	53.85%
有形固定資産	286,395	263,369	- 23,026	-8.04%
無形固定資産等	5,418	5,002	- 416	-7.68%
資産合計	19,287,885	17,503,510	- 1,784,375	-9.25%
負債及び資本の部				
流動負債	3,515,396	775,315	- 2,740,081	-77.95%
未払金等	1,750,946	775,315	- 975,631	-55.72%
受託業務受入金	1,764,450	0	- 1,764,450	-100.00%
固定負債	6,143,176	6,042,086	- 101,090	-1.65%
債券	987,490	899,087	- 88,403	-8.95%
長期借入金	5,142,443	5,125,586	- 16,857	-0.33%
退職給与引当金	13,242	17,412	4,170	31.49%
特別法上の引当金等	7,008,016	7,868,811	860,795	12.28%
道路事業損失補填引当金	1,993,502	2,122,597	129,095	6.48%
償還準備金	4,933,551	5,621,626	688,075	13.95%
償還準備積立金	80,963	124,588	43,625	53.88%
基本金	2,621,297	2,817,297	196,000	7.48%
出資金	2,621,297	2,817,297	196,000	7.48%
負債及び資本の部合計	19,287,885	17,503,510	- 1,784,375	-9.25%

損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
収益の部	1,472,646	1,621,291	148,645	10.09%
業務収入	1,418,369	1,357,514	- 60,855	-4.29%
道路料金収入	1,416,078	1,355,237	- 60,841	-4.30%
その他	2,291	2,276	- 15	-0.65%
業務外収入	54,277	263,777	209,500	385.98%
業務補助金収入	0	212,815	212,815	-
その他	54,277	50,962	- 3,315	-6.11%
費用の部	1,472,646	1,621,291	148,645	10.09%
事業資産道路管理費	653,495	519,743	- 133,752	-20.47%
一般管理費	161,334	173,073	11,739	7.28%
一般管理費	133,262	146,010	12,748	9.57%
退職給与引当金繰入	1,258	3,621	2,363	187.84%
減価償却費	26,813	23,441	- 3,372	-12.58%
引当金等繰入	572,549	860,770	288,221	50.34%
道路事業損失補填引当金繰入	134,839	129,070	- 5,769	-4.28%
償還準備金繰入	392,651	688,075	295,424	75.24%
償還準備積立金繰入	45,058	43,624	- 1,434	-3.18%
業務外費用等	85,267	67,704	- 17,563	-20.60%
当期損益	0	0	0	-

財政状態について

平成 13 年 3 月 31 日に、長良川右岸有料道路が完成したことにより工事代金の精算が進み、未収金及び未払金が減少しています。また、受託業務は、すべて長良川右岸有料道路に係る工事であったため、完成に伴い受託業務支払金及び受入金の残高はゼロとなっています。さらに、長良川右岸有料道路の完成により建設仮勘定、借入金、出資金がそれぞれ増加しています。ただし、借入金残高は、約定どおりの償還及び繰上償還(94百万円)があったため全体としては減少しています。

経営成績について

道路料金収入の減少は、飛騨美濃有料道路の交通量の減少(21.3%減)が原因です。平成 12 年度の補助金収入は、乗鞍スカイライン有料道路の防災工事にかかるものです。道路管理費の減少は、平成 11 年度には、飛騨美濃有料道路のトンネル補修工事(125百万円)があったことが原因です。道路事業損失補填引当金繰入の減少は、道路料金収入の減少が原因です。償還準備金繰入の増加は、乗鞍スカイライン有料道路の防災工事を平成 11 年度は自己財源で実施したのに対し、平成 12 年度は補助金で実施したことにより収益増となったことが主な原因です。

以上、岐阜県道路公社全体の経営状況等について述べてきましたが、道路公社においては、将来（30年後）の無料開放を見越しての道路別採算が重要となっています。道路別採算状況の分析結果は、以下のとおりです。

《ストックベース分析表》

(単位:千円)

	飛 騨 美 濃 有 料 道 路	乗 鞍 ス カ イ ラ イ ン 有 料 道 路	中 津 川 有 料 道 路	長 良 川 川 原 ト 有 料 道 路	島 大 橋 有 料 道 路
事業資産道路	3,643,614	2,020,120	2,612,197	1,226,191	3,320,990
損失補填引当金	575,204	719,597	458,174	176,978	192,641
償還準備金	1,203,446	1,176,850	2,013,953	509,105	718,270
引当不足額 (= - -)	1,864,963	123,672	140,069	540,106	2,410,078
年間引当可能額 (H12 年度実績)	286,529	163,243	150,713	84,041	132,617
要不足解消年数 (= ÷)	6.5 年	0.7 年	0.9 年	6.4 年	18.1 年
残年数	8 年	2 年	12 年	15 年	19 年
結果	良好	良好	良好	良好	良好

《フローベース分析表》

(単位:百万円)

	飛 騨 美 濃 有 料 道 路	乗 鞍 ス カ イ ラ イ ン 有 料 道 路	中 津 川 有 料 道 路	長 良 川 川 原 ト 有 料 道 路	島 大 橋 有 料 道 路
計画収支差	-1,761	369	-162	-342	262
実績収支差	-1,474	-220	739	40	328
計画比 (= -)	287	-589	901	382	66
結果	良好	不良	良好	良好	良好

飛騨美濃有料道路は、上記のとおり、現時点においては問題ありませんが、今後、交通量の減少及び施設の老朽化による経費増が予想されます。乗鞍スカイライン有料道路は、収支のフローベースでは、計画を下回っています。これは、計画外の防災工事が必要となり実施したことが原因です。

他の道路については、計画を上回っている状況であり、現時点においては特に問題はないと思われます。

3.4.7. 監査の結果

以上、岐阜県道路公社の平成12年度の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における岐阜県道路公社における県の財政援助等に関する出納その他

の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

13.2. 指摘事項

建設事業、受託事業に対する一般管理費の賦課

岐阜県道路公社会計規程取扱細則第80条によると、「一般管理費等のうち、特定の建設部門又は特定の管理部門が明らかな場合は、その全額を当該建設部門又は当該管理部門に賦課する」ことになっており、平成12年度においても、この規定に基づき建設事業、受託事業に以下の金額が賦課されています。

区 分	金 額 (千円)
建設事業	43,951
受託事業	14,074
道路管理事業	146,010
一般管理費合計	204,035

しかし、建設事業、受託事業への賦課額についての算出根拠資料がありません。そのためこの賦課額の妥当性を検証することができませんでした。賦課するためには、その事業と一般管理費の発生との間に直接的な対応関係が必要であり、その対応関係を明らかにする資料が必要となります。

有料道路別損益計算における一般管理費の配賦

岐阜県道路公社会計規程取扱細則第80条によると、本社で発生する人件費は各道路に対してその収入比で配賦すると規定されています。しかし、平成3年度より本社における人件費1名相当分を、直接、中津川有料道路に賦課しており、規定と相違する処理となっています。その結果、中津川有料道路の費用が8,484千円過大となっており、その他の道路の費用は過少となっています。

受託業務収入、受託業務費の会計処理について

岐阜県道路公社は、平成9年度より岐阜県からの受託業務（県道岐阜美濃線 公共道路改良古津第二トンネル工事の施工）を行い、平成12年度にその業務を完了しました。この受託業務については、本来であれば、業務完了までは受託業務支払金・受入金の科目で会計処理し、業務完了時に受託業務収入及び受託業務費に振替える必要があります。

しかし、岐阜県道路公社においては、業務完了時に受託業務支払金・受入金を相殺消去処理しています。そのため損益計算書においては、受託業務収入及び受託業務費が表

示されておりません。本来、表示されるべき受託業務収入及び受託業務費は、2,605,784千円です。

固定資産の減価償却計算

平成4年に乗鞍スカイラインの公衆便所を73,748千円で取得しました。この会計処理について、電気設備、給排水設備、浄化設備等も含めて、すべて「建物」として耐用年数65年で処理されています。その結果、「建物」に含まれて処理されているこれら各種設備は、岐阜県道路公社会計規程取扱細則で規定する耐用年数よりも長い耐用年数が適用されていることとなり、これら各種設備に関する減価償却費は過少になっています。

13.3. 意見

中長期経営計画

(現状及び問題点)

現在、岐阜県道路公社は、道路毎に将来の交通量予測及びそれに基づく収支予測を行っています。しかしながら、その将来予測には、当初は予期し得なかった競合道路の発生、地元経済環境の変化による交通量変化等に機敏に対応していくための戦略的な投資計画等までは含まれておらず経営計画として充分とは言い難いものです。

(改善策)

「1日でも早い無料開放」という目標達成のためには、中長期経営計画が必要なことは明らかです。特に、道路別の採算確保、30年後の無料開放、複数年にわたる大規模な防災・改修工事といった道路公社特有の経営環境においては、長期的な収入・支出のバランスを考えた経営が必要不可欠であり、収支予測を踏まえた上での詳細な中長期計画の作成及びそれに基づく経営が必要と思われます。

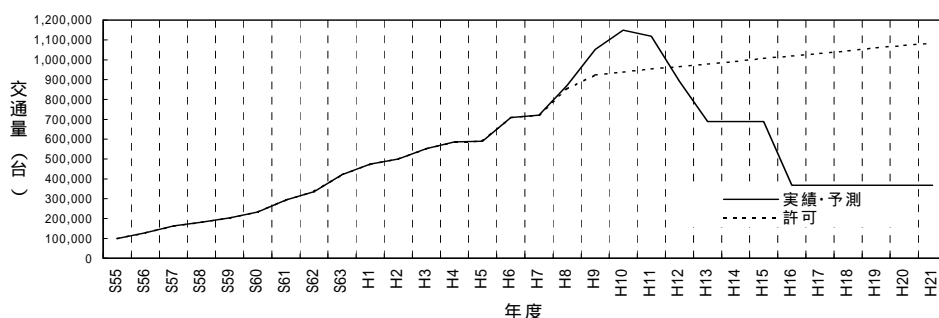
飛騨美濃有料道路の採算

(現状及び問題点)

飛騨美濃有料道路は、3.1.1.経営成績及び財政状態において指摘したとおり、今後、東海北陸自動車道の延伸により、大幅に交通量が減少し、採算の悪化が予想されています(下記グラフ参照)。そのため、岐阜県道路公社としては、交通量確保のための対策を実施している状況です。交通量確保のための対策としては、地元町村等とのタ

イアアップによる観光資源の開発、イベント開催、東海北陸自動車道に対する通行料金の優位性のアピール等の広告宣伝活動があります。しかしながら、計画レベルの交通量確保は、非常に厳しい状況にあります。

飛騨美濃有料道路



(改善策)

今後の採算確保のためには、さらに交通量の確保及び経費節減に努力していく必要があると思われます。

有料道路料金徴収監視業務等委託契約の検討

(現状及び問題点)

道路料金徴収監視業務等委託契約は、平成 12 年度までは、すべて随意契約でした。平成 13 年度においては、岐阜市外の 3 有料道路については随意契約、その他岐阜市内の 3 有料道路については指名競争入札により行われました。随意契約先は、すべて地元の地方公共団体であり、開通当初からの契約となっています。しかし、随意契約理由である地方公共団体へ委託するメリットが理由としては説得力が弱いと思われます。また、金額的にも、これまで業者から見積もりを取ったことがなく、妥当な水準であるかどうか不明です。長良川リバーサイド及び島大橋有料道路は、平成 13 年度に随意契約から指名競争入札に変更したことにより契約金額が 2 道路合計で 3,259 千円 (7.5%) 減少しました。指名競争入札は、平成 13 年度が初年度であることから、民間業者の業務内容等の情報収集を考えて 3 有料道路ともに別々の業者と契約を行っています。

(改善策)

随意契約である3有料道路についても、金銭面を考えると、指名競争入札の導入を検討する必要があると思われます。また、指名競争入札による契約についても、その契約条件につき複数年契約、一括発注等の検討をする必要があると思われます。

有料道路料金徴収監視業務等委託先への管理、評価

(現状及び問題点)

道路料金徴収監視業務は、すべて外部委託していますが、その委託先に対する指導監督、管理方法が明確ではありません。委託契約書、委託者料金徴収監視業務等処理要領により委託業務内容については明確になっていますが、管理事務所責任者がその委託先に対しどのように管理するのか文書等で明確になってはいません。そのため、管理が充分に行われているとは言い難い状況にあります。

また、委託先の業務についての評価についても特に定められてはならず、実施されていません。

(改善策)

前述の管理事務所責任者(次長)の業務内容を明確化する際に、委託先に対する指導監督、管理方法について定めておく必要があります。具体的には、委託事務指導監督要領等を作成し、管理項目、管理方法等明確にし、それに基づいた管理を行う必要があると思われます。そして、その管理事務所責任者の管理を本社が管理をするという体制にする必要があると思われます。また、委託先に対する評価は、契約交渉において、有利な条件を導き出すための材料として利用できると思われますので、定期的の実施し、一定の様式で記録として残しておく必要があると思われます。

有料道路管理事務所の管理

(現状及び問題点)

各管理事務所においては、料金の徴収、回数通行券の販売、銀行への現金の預入れ、収入の調定等、基本的にすべての道路料金収入処理が行われており、管理事務所に対しては厳格な管理をする必要があります。特に、岐阜市外の3有料道路においては料金徴収を手取りで行っており、また、委託先が開通当初より同じ(地元地方公共団体)であることから管理の必要性が高いと思われます。しかし、本社のこの管理事務所に対する

管理は、平成 12 年度までは、本社での連絡会議や研修、クレームがあった場合等に随時、口頭による指導を行う、といった状況であり、また、現地立入調査は必要に応じて行なわれてはいたものの計画的に充分に行われていたとは言えない状況でした。平成 13 年度からは、立入調査時のチェックリストを作成し、計画的な管理事務所への立入調査を開始しました。しかし、まだ十分に管理されているとは言い難い状況にあります。

(改善策)

管理の前提として、管理事務所責任者(次長)の業務の範囲を明確にする必要があります。回数通行券の現物確認、料金徴収監視業務委託先への指導監督・管理・評価、収入調定、各種書類の作成等につき、その実施時期、書類・記録簿への記入の方法等につき文書化し、示す必要があります。その際には、各管理事務所間で出来るだけ統一したものとすべきです。その上で、本社の管理事務所に対する管理に関する指導監督要領を作成し、その中で、立入調査、その他の指導監督について具体的に定める必要があります。さらに、毎年度、立入調査実施計画を作成し、調査をその計画に則って実施する必要があると思われれます。

事務処理の効率化

(現状及び問題点)

岐阜県道路公社の事務処理においては、省略可能などところ、処理方法を変えることにより時間短縮できるところが見受けられました。特に、自動収受機が導入されている管理事務所では、機械からの出力データをそのまま利用することにより集計の手間を省くことができるものがあります。また、岐阜県道路公社の会計処理は、原則として損益計算ですが、予算統制の関係上、収支計算も必要とされ並行的に帳簿を作っています。

(改善策)

事務処理の見直しや管理事務所間の情報交換を行い、不要な資料の作成中止、書類様式の統一化等を実施する必要があると思われれます。また、会計処理についても、兼ねることができるところは兼ねる、日常的に処理する必要のないところは、決算でまとめて処理する等の検討をする余地があると思われれます。

回数通行券の返還及び返還された回数券の管理

(現状及び問題点)

岐阜県道路公社有料道路料金徴収規程では、一定の場合に回数通行券の返還（買取）を認めています。しかし、回数通行券の返還の際には、手数料の計算、現金の支払い、返還された回数通行券の保存管理といった手間がかかっています。

返還された回数通行券は、各管理事務所で保管されていますが、その無効処理がされていませんので、再使用される可能性があります。

（改善策）

回数通行券の返還を認めるか否かについては、費用対効果の観点から検討する必要がありますと思われる。

返還された回数通行券は、原則として再販売しない、ということですので、再使用されることのないように、穴を開けるなどの無効処理をすることが必要と思われる。

・（財）花の都ぎふ花と緑の推進センター

8．監査対象の概要

13.4． 事業の内容

1.1.20． 事業の目的

（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターは、花と緑の溢れる県土づくりをめざして、県民総参加による「花づくり」「花かざり」と岐阜県の設置に係る公園・緑地等の管理運営を行い、もって「日本一住みよいふるさと岐阜県」「世界のふれあい広場ぎふ」づくりの推進に寄与することを目的とする。

1.1.21． 事業の現況

（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターは、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- （10） 花づくり、花かざりのための情報の収集及び提供
- （11） 花づくり、花かざりに関する調査及び研究
- （12） 花づくり、花かざりに関する研修会、講習会等の実施
- （13） 花に関するイベント、コンクール等の実施
- （14） 岐阜県内の公共団体、公共的団体等の行う花に関する事業に対する支援及び調整

- (1 5) 花き、花木種苗の需給調整及び斡旋並びに種苗関連資材の斡旋
- (1 6) 岐阜県の設置に係る公園、緑地等の管理運営
- (1 7) 公園施設の設置及び管理運営
- (1 8) 岐阜県内の公共団体、公共的団体等の行う公園、緑地等の事業に係る調査及び設計の受託
- (1 0) 公園、緑地等に関する研究及び指導
- (1 1) 公園、緑地等に関する愛護精神の啓蒙及び普及
- (1 2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

平成 12 年度末時点において（財）花の都ぎふ花と緑の推進センターが管理等をしている県営公園は、以下のとおりです。

	百 年 公 園	養 老 公 園	各 務 原 公 園	花フェスタ 記念 公 園
住 所	関市小屋名	養老郡養老町	各務原市鷺沼 大安寺町	可児市瀬田
公 園 面 積	100 h a	77.6 h a	10.2 h a	80.7 h a
平成 12 年度 入 園 者 数	231,135 人	980,859 人	63,905 人	320,845 人
事 業 費	237 千円	8,684 千円	0 千円	203,959 千円
施 設 管 理 費	42,501 千円	206,523 千円	13,607 千円	400,004 千円
一 般 管 理 費 等	22,630 千円	60,101 千円	6,337 千円	73,551 千円

1 . 1 . 2 2 . 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	8,000 千円 (100%)	8,000 千円 (100%)
その他	0 千円 (0%)	0 千円 (0%)
合計	8,000 千円 (100%)	8,000 千円 (100%)

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度	平成 12 年度	主要な借入条件
県	25,000 千円	25,000 千円	無利息
その他	0 千円	0 千円	
合計	25,000 千円	25,000 千円	

(3) 県からの補助金

補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
公園管理運営費	410,510 千円	392,490 千円
合計	410,510 千円	392,490 千円

(4) 県からの委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
公園管理運営	454,294 千円	431,178 千円
合計	454,294 千円	431,178 千円

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証

該当ありません。

保証類似行為

該当ありません。

1 3 . 5 . 組織

(1) 人員体制

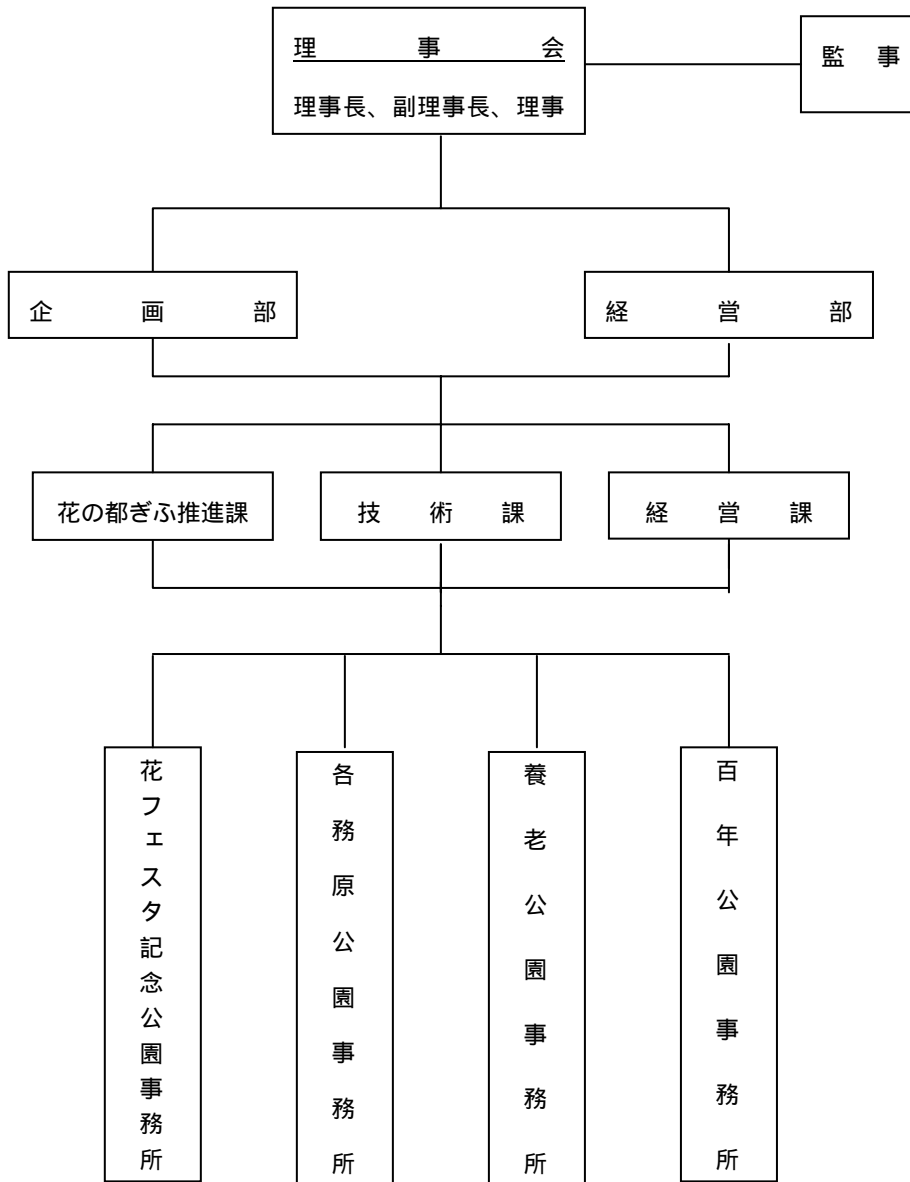
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (0)	1 (0)
副理事長	2 (1)	2 (0)
理事	21 (17)	21 (17)
監事	2 (2)	2 (2)
職員	42 (0)	41 (0)
県派遣	29 (0)	31 (0)
日雇用	106 (0)	103 (0)

合 計	203 (20)	201 (19)
-----	------------	------------

補足事項 1 . () 内は、非常勤役員数、または兼務者数です。

(2) 組織の状況



14. 監査の範囲及び実地監査期間

14.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

14.2. 実地監査期間

平成13年7月10日～平成13年7月12日まで

15. 監査の結果

15.1. 監査の結果について

3.4.8. 収支の状況及び財政状態

(単位：千円)

貸借対照表

勘定科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	295,207	397,566	102,359	34.67%
現金預金	274,062	375,845	101,783	37.14%
未収金	6,037	5,584	-453	-7.50%
貯蔵品	14,874	14,297	-577	-3.88%
その他	233	1,838	1,605	688.84%
固定資産	2,441,029	2,450,702	9,673	0.40%
基本財産	8,000	8,000	0	0.00%
その他の固定資産	2,433,029	2,442,702	9,673	0.40%
資産合計	2,736,237	2,848,268	112,031	4.09%
負債及び資本の部				
流動負債	256,037	344,709	88,672	34.63%
未払金・未払費用	232,523	326,598	94,075	40.46%
未払法人税等	20,911	15,791	-5,120	-24.48%
その他	2,602	2,318	-284	-10.91%
固定負債	65,197	67,104	1,907	2.92%
長期借入金	25,000	25,000	0	0.00%
退職給与引当金	26,074	27,153	1,079	4.13%
商品開発引当金	11,123	11,451	328	2.95%
楽市楽座修繕引当金	3,000	3,500	500	16.67%
正味財産	2,415,002	2,436,455	21,453	0.89%
(内、基本金)	(8,000)	(8,000)	0	0.00%
負債及び資本の部合計	2,736,237	2,848,268	112,031	4.09%

収支計算書

(単位：千円)

歳入				
基本財産運用収入	110	104	-6	-5.45%
基金運用収入	37,607	39,690	2,083	5.54%
県費補助金等収入	864,804	823,668	-41,136	-4.76%
県費補助金収入	410,510	392,490	-18,020	-4.39%
県費受託事業収入	454,294	431,178	-23,116	32.53%
事業収入	392,212	334,827	-57,385	-14.63%
調査設計受託事業収入	16,226	15,001	-1,225	-7.55%
その他の受託事業収入	10,000		-10,000	-%
利用料金収入	186,691	167,915	18,776	-10.06%
駐車整理料金収入	71,437	60,874	-10,563	-14.79%
販売収入	82,712	64,903	-17,809	-21.53%
出店料等収入	16,614	18,849	2,235	13.45%
手数料収入	8,220	6,896	-1,324	-16.11%
その他	309	389	80	25.89%
会費収入	358	326	-32	-8.94%
雑収入	2,653	5,400	2,747	103.54%
特定預金取崩収入	1,281	3,776	2,495	194.77%
当期収入合計	1,299,028	1,207,791	-91,237	7.02%
前期繰越収支差額	25,875	24,295	-1,580	-6.11%
収入合計	1,324,903	1,232,086	-92,817	-7.01%
歳出				
花の都推進費	81,905		-81,905	-%
補助事業費	46,101		-46,101	-%
受託事業費	2,192		-2,192	-%
基金運用事業費	33,611		-33,611	-%
公園管理費	1,130,723		-1,130,723	-%
百年公園管理費	67,160		-67,160	-%
各務原公園管理費	26,057		-26,057	-%
養老公園管理費	278,552		-278,552	-%
花フェスタ公園管理費	758,953		-758,953	-%
本部管理費	78,287		-78,287	-%
特定預金支出	9,689	5,683	-4,006	-41.35%
補助事業費		391,270	391,270	-%
受託事業費		428,730	428,730	-%
固定資産取得支出		11,465	11,465	-%
基金運用事業費		31,226	31,226	-%
百年公園費		10,550	10,550	-%
各務原公園費		461	461	-%
養老公園費		26,860	26,860	-%
花フェスタ公園費		258,973	258,973	-%
本部費		26,699	26,699	-%
事業費		1,611	1,611	-%
当期支出合計	1,300,607	1,193,528	-107,079	-8.23%
当期収支差額	-1,579	14,263	15,842	-%
次期繰越収支差額	24,296	38,558	14,262	58.70%

正味財産増減計算書

(単位：千円)

増加の部	33,665	57,892	24,227	71.96%
資産増加額	32,384	54,116	21,732	67.11%
当期収支差額		14,263	14,263	-%
貯蔵品増加額	14,873	14,297	-576	-3.87%
退職給与引当預金増加額	6,189	3,461	-2,728	-44.08%
商品開発引当預金増加額	2,000	1,721	-279	-13.95%
楽市楽座修繕引当預金増加額	1,500	500	-1,000	-66.67%
固定資産増加額	7,820	19,872	12,052	154.12%
負債減少額	1,281	3,776	2,495	194.77%
退職給与引当金取崩額	327	2,383	2,056	628.75%
商品開発引当金取崩額	953	1,392	439	46.07%
減少の部	33,992	36,440	2,448	7.20%
資産減少額	24,302	30,757	6,455	26.56%
当期収支差額	1,579		-1,579	-%
貯蔵品減少額	15,523	14,874	-649	-4.18%
退職給与引当預金取崩額	327	2,383	2,056	628.75%
商品開発引当預金取崩額	953	1,392	439	46.07%
固定資産減価償却額	5,918	11,555	5,637	95.25%
固定資産除却額		551	551	-%
負債増加額	9,689	5,683	-4,006	-41.35%
退職給与引当金繰入額	6,189	3,461	-2,728	-44.08%
商品開発引当金繰入額	2,000	1,721	-279	-13.95%
楽市楽座修繕引当金繰入額	1,500	500	-1,000	-66.67%
当期正味財産増加額	-326	21,452	21,778	-%
前期繰越正味財産額	2,415,328	2,415,003	-325	0.01%
期末正味財産合計額	2,415,002	2,436,455	21,453	0.89%

収支の状況について

平成12年度の公園の入園者数が平成11年度に比べて減少しているため、利用料金収入、販売収入、駐車整理料金収入などの事業収入が減少しています。なお、平成12年度より、花の都ぎふ推進基金特別会計、収益事業会計、養老公園商品開発特別会計という3つの特別会計を設けています。

財政状態について

未払金が94,075千円増加していますが、これは平成12年度に補助金の返還金20,673千円、都市公園管理運営業務委託料の返還金15,776千円などがあったことによります。このため、現金預金が101,783千円増加しております。

3.4.9. 監査の結果

以上、(財)花の都ぎふ花と緑の推進センターの平成12年度の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成12年度における(財)花の都ぎふ花と緑の推進セン

ターにおける県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き、概ね適正に行われています。

3.2. 指摘事項

未払法人税等の計上について

12年度の貸借対照表に計上されている未払法人税等は15,791,800円ですが、実際の支払額は4,910,200円のため10,881,600円が過大計上になっています。法人税等の支払額を正確に見積もることは困難ですが、支払額の3倍以上の金額が未払法人税として貸借対照表の負債の部に計上されているのは問題です。

3.3. 意見

養老公園商品開発特別会計について

(1) 一般会計との区分について

(現状及び問題点)

特別会計は特別な目的に応じて設けられた会計単位であり、特定の目的別に具体的な名称をつけて他の会計と区分管理するものです。養老公園商品開発特別会計は養老天命反転地にかかる商品の開発及び販売の管理を特定の目的として設けられた会計単位です。

しかし、実際には商品の開発は行われておらず、実質的な活動内容は商品の仕入及び販売です。

(改善策)

活動の内容を適正に開示するために、一般会計に一本化することが望まれます。

(2) 県よりの借入金について

(現状及び問題点)

商品開発を目的として県より無利子で25百万円を借り入れています。実質的に商品開発は行われていませんので、本来の目的に外れる用途に用いられていることとなります。

(改善策)

商品開発が行われないならば、県へ借入金を返済することを検討する必要があります。

(3) 商品開発引当金について

(現状及び問題点)

商品開発にかかる将来の費用を見込んで商品開発引当金を計上しています(平成12年度の残高は11,451千円)。しかし、引当金の設定根拠が明確ではなく、また引当金の取崩しは商品の仕入額で行われています。

(改善策)

設定根拠が明らかでない引当金は計上が認められませんので、商品開発引当金は整理することが必要です。

現金売上の計上について(花フェスタ記念公園)

(現状及び問題点)

入場券の販売による現金は、入場券販売日報により入場券の発行枚数と関連づけて管理され翌日にそのまま銀行に入金されます。しかし、現金の収受ミスによる現金過不足はこの入場券販売日報に記載はされますが、売上は銀行に入金した現金の金額により計上されるため現金過不足は特段の管理をしていません。

(改善策)

現金売上は入場券の発行枚数に基づき計上し、現金過不足は別の科目で計上して管理することが望まれます。

重要印刷物の管理について(花フェスタ記念公園)

(現状及び問題点)

入場券や友の会会員証、クーポン券等は現金に準ずる重要印刷物ですから、紛失や損傷が生じた場合その発生場所や発生原因を明確にするために受払管理表を作成する必要がありますが、この管理表の作成が不十分な部署があります。

(改善策)

重要印刷物の受払は、受払管理表を必ず作成し厳格な管理をすることが必要です。

・岐阜県住宅供給公社

9. 監査対象の概要

15.2. 事業の内容

1.1.23. 事業の目的

岐阜県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の推進に寄与することを目的としています。

1.1.24. 事業の現況

岐阜県住宅供給公社は、上記の事業目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- (1) 分譲事業 : 一般分譲住宅、積立分譲住宅、宅地分譲
- (2) ワークショップ 24(仮称)施設整備事業 : ソビエト・ジャパンの勤労者に対し、業務や日常生活を支援・サポートするため、ベンチャー支援事務所、技術開発室、研修等宿泊施設、賃貸住宅の施設を設け、公社が民間と協力し事業化を図る施設整備事業。
- (3) 物件事業 : 住宅建設と併せて店舗及び事務所を所有者に長期・低利資金により建設し分譲
- (4) 管理事業 : 賃貸住宅、利便施設、駐車場
- (5) 受託事業 : 県営住宅管理、その他

1.1.25. 県との関係

(1) 出資

出資先	平成 11 年度	平成 12 年度
県	10,000 千円 (90%)	10,000 千円 (90%)
その他	1,100 千円 (10%)	1,100 千円 (10%)
合計	11,100 千円	11,100 千円

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度	平成 12 年度	主要な借入条件
県	1,915,871 千円	1,891,742 千円	50 年土地 1.8% 建物 3.0%
その他	17,289,189 千円	15,903,641 千円	公庫 50 年、民間 30 年

合計	19,205,060 千円	17,795,383 千円	
----	---------------	---------------	--

(3) 県からの補助金

該当ありません。

(4) 委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
県営住宅	459,149 千円	463,071 千円
その他	65,878 千円	102,865 千円
合計	525,027 千円	565,937 千円

(5) 債務保証（経営指導念書等を含む）

保証

該当ありません。なお、短期借入金（十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫、岐阜銀行）について、県預託枠内の3倍まで借入できる契約があります。

保証類似行為

該当ありません。

15.3. 組織

(1) 人員体制

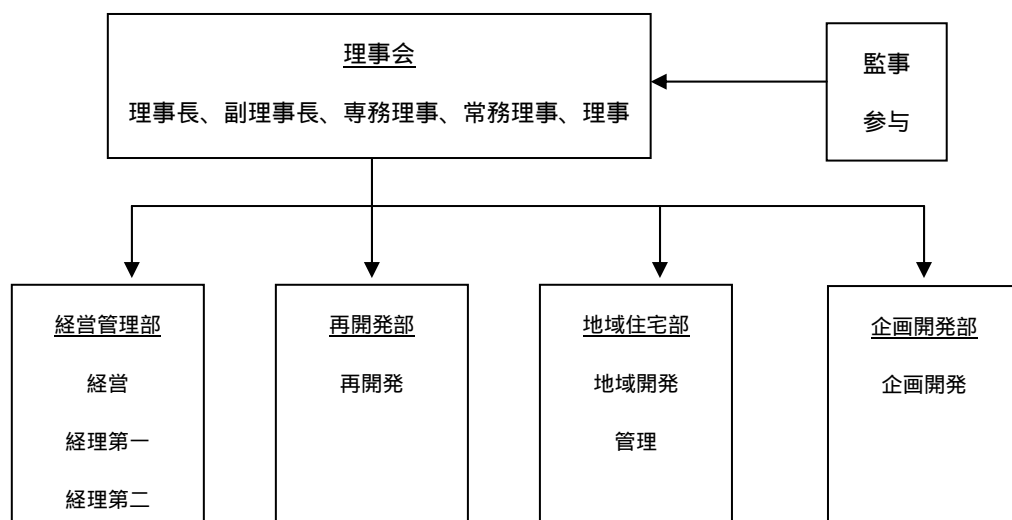
単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
理事長	1 (1)	1 (1)
副理事長	1 (1)	1 (1)
理事	8 (8)	9 (9)
監事	2 (2)	2 (2)
参与	5 (5)	2 (2)
職員	31 (1)	30 (2)
県派遣	2 (1)	3 (2)
嘱託	5 (0)	5 (0)
合計	55 (19)	53 (19)

補足事項 1.()内は併任数

2. 土地開発公社と理事長、専務理事、常務理事、管理部門の一部が兼任しています。

(2) 組織の状況



1 6 . 監査の範囲及び実地監査期間

1 6 . 1 . 監査の範囲

原則として平成 12 年度

1 6 . 2 . 実地監査期間

平成 13 年 7 月 30 日～平成 13 年 8 月 2 日まで

1 7 . 監査の結果

1 7 . 1 . 監査の結果について

3 . 4 . 1 0 . 経営成績及び財政状態

なお、一般会計の貸借対照表及び損益計算書の詳細なデータは、別紙 1 を参照。

< 一般会計 >

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	6,349,871	5,495,072	- 854,799	-13.46%
固定資産	17,535,929	17,404,411	- 131,164	-0.74%
繰延資産	1,275	-	- 1,275	-
資産合計	23,887,077	22,899,484	- 987,592	-4.13%
負債の部				
流動負債	4,570,759	4,198,813	- 371,945	-8.13%
固定負債	19,168,218	18,530,951	- 637,267	-3.32%
負債合計	23,738,978	22,729,764	- 1,009,213	-4.25%
資本の部				
資本合計	148,099	169,719	21,620	14.59%
負債資本合計	23,887,077	22,899,484	- 987,592	-4.13%

損益計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
事業収益	1,827,862	2,096,718	268,855	14.70%
事業原価	1,844,353	2,071,708	227,355	12.32%
事業利益	- 16,491	25,009	41,500	-
事業外収益	272,829	480,125	207,296	75.98%
事業外費用	256,338	483,514	227,176	88.62%
事業外損益	16,491	- 3,388	- 19,880	-
当期剰余金	0	21,620	21,620	-

< 県営住宅管理特別会計 >

貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	88,698	92,430	3,732	4.20%
資産合計	88,698	92,430	3,732	4.20%
負債の部				
流動負債	88,698	92,430	3,732	4.20%
負債合計	88,698	92,430	3,732	4.20%

損益計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
収益の部				
受託事業収益	459,149	463,071	3,922	0.85%

原価の部				
受託事業費	459,149	463,071	3,922	0.85%

<分譲住宅積立金特別会計>

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	0	0	0	-
固定資産	0	0	0	-
資産合計	0	0	0	-
負債の部				
流動負債	0	0	0	-
固定負債	0	0	0	-
負債合計	0	0	0	-

損益計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成 11 年度	平成 12 年度	増減額	増減率
収益の部				
事業収益	142	0	- 142	-
原価の部				
事業原価	142	0	- 142	-

財政状態について

一般会計において、流動資産が 854 百万円減少しています。主な理由は、未収金が 432 百万円減少したことと、分譲住宅及び分譲宅地が販売に伴い 579 百万円減少したことによるものです。固定資産が 131 百万円減少しています。主な理由は、長期事業未収金が 646 百万円減少した反面、長期事業資産にワークショッ² 24 土地及び建設仮勘定が 543 百万円増加したことによるものです。流動負債が 371 百万円減少しています。主な理由は、短期借入金が 264 百万円減少したことと、前受金が 85 百万円減少したことによるものです。固定負債が 637 百万円減少しています。主な理由は、一括繰上返済により長期借入金が 1,145 百万円減少したことと利益留保性引当金である経営調整基金引当金が取崩に伴い 447 百万円減少した反面、ワークショッ² 24 土地長期年賦購入に伴う長期年賦未払金 500 百万円と西河渡地盤改良工事による調査及び損害等引当金が 120 百万円増加したことと、タウンビル事業の長期割賦未収金に係わる貸倒損失引当金が繰入に伴い

297 百万円増加したことによるものです。

結果として、剰余金が 21 百万円増加しています。

県営住宅特別会計において、流動資産 92 百万円は、現金預金であり、流動負債 92 百万円は、未払金 91 百万円と仮受金 1 百万円であります。

分譲住宅積立金特別会計において、貸借対照表の残高はありません。

経営成績について

一般会計において、事業収益が 268 百万円増加しています。主な理由は、分譲事業の受託分譲宅地収入が 283 百万円増加したことによるものです。事業外収益 480 百万円の主な内訳は、経営調整基金引当金戻入 447 百万円です。事業外費用 483 百万円の主な内訳は、貸倒損失引当金繰入 266 百万円と調査及び損害等引当金繰入 121 百万円です。

結果として、当期剰余金が 21 百万円発生しています。

県営住宅特別会計において、当期受託事業収益が 3 百万円増加しています。

積立分譲住宅積立金特別会計において、当期収益は発生していません。

3. 1. 2. 監査の結果

以上、岐阜県住宅供給公社の平成 12 年度の経営成績及び財政状態について述べてきましたが、監査の結果、平成 12 年度における県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、「地方住宅供給公社会計基準(昭和 61 年 2 月 17 日付け全住連発第 88 号(社)全国住宅供給公社等連合会会長通知)」（以下「現行地方住宅供給公社会計基準」という。）に従って概ね適正に行われています。

なお、「現行地方住宅供給公社会計基準」は、会計基準自体に曖昧な部分が多く、他の地方公共団体の住宅供給公社においても指摘されている利益留保性引当金、資産性負債性が不明瞭な勘定、合理的でない原価計算の方法などが、岐阜県住宅供給公社の平成 12 年度決算書においても同様にありますが、平成 14 年度から「地方住宅供給公社新会計基準案」が適用され、民間ベースに近い決算書が開示される予定です。

3. 2. 意見

岐阜県住宅供給公社の方向性

(1) 岐阜県住宅供給公社の設立目的

(現状及び問題点)

岐阜県住宅供給公社は、昭和 41 年に岐阜県が「地方住宅供給公社法」に基づいて設立した特別法人であり、定款の目的に記載されているように「住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」としています。

そもそも住宅供給公社は、昭和 40 年 6 月に地方住宅公社法が公布・施行され、各都道府県及び公社法施行令で指定した市において設立された公的住宅供給機関です。設立当初の目的は、高度経済成長時代に都市への人口集中に伴う住宅難解消を図るため設立されました。その後も、住宅供給公社は、国や県の住宅施策の一翼を担い、「より快適な住まい」の提供や、各種の「住まいづくり」の提案を提案するとともに、安全で快適な都市づくりにも取り組んでいますが、現在の住宅供給公社の目的は、設立当初の住宅難解消という目的をほぼ達成し、国や県の住宅施策を実施する公的住宅供給機関として明確な目的を失っています。

(改善点)

岐阜県住宅供給公社は、今後岐阜県の住宅施策を実施する公的住宅供給機関として、少子高齢社会に対応、防災、市街地景観改善のための街なみ環境整備、老朽化建物の建替など県の住宅施策に従って明確な目的を明示し、事業転換を図る必要があります。

	設立当初	現状	今後
岐阜県住宅供給公社の目的	住宅難の解消 (明確な目的)	より快適な住まい提供 安全で快適な都市づくり (不明確な目的)	少子高齢社会、 街なみ環境整備、 老朽化建物の建替 (明確な目的提示)

なお、岐阜県住宅供給公社の現状において、タウンビル事業は「防災」を意識した事業です。また、今後「少子高齢社会に対応」事業としてケア付高齢者住宅を検討しています。

(2) 岐阜県住宅供給公社の各事業

(現状及び問題点)

・ 分譲事業

分譲事業に関しては、一般分譲住宅、積立分譲住宅、宅地分譲を行っていますが、バブル崩壊とともに販売価格の下落と、事業長期化に伴う原価高騰により採算性が悪化しており、事業損益は実質赤字です（「適正な原価計算」参照）。また、設立当初の高度経済成長時代とは異なり、民間企業において十分に分譲事業を行える時代となっています。

・ ワークショップ 24 施設整備事業

ワークショップ 24 施設整備事業に関しては、県の重点施策の一つであるソビトピアに関する施設整備事業であり、岐阜県の住宅施策を実施する公的住宅供給機関としての役割を担っています。しかし、事業自体のリスクとしては、1～2 階部分の 10 年後民間から買戻に対するリスク、3～7 階事務所部分及び 8～10 階賃貸住宅部分の空室に対するリスクがあります。

・ タウンビル事業

タウンビル事業に関しては、住宅建設と併せて店舗及び事務所を建設者に長期・低利資金により建設し分譲していますが、景気低迷を反映して、事業損益が実質赤字です（「適正な原価計算」参照）。また、延滞債権が増大しています（2）「タウンビル事業の長期割賦未収金」参照）。

・ 管理事業

管理事業に関しては、賃貸住宅、利便施設、駐車場管理を行っていますが、建物老朽化に伴い空家対策と家賃滞納が問題となっています。

・ 受託事業

受託事業に関しては、県営住宅管理などを行っています。とくに問題ないですが、住宅供給公社本来の主たる目的とは違い、付随的事業といえます。

（改善案）

・ 分譲事業

分譲事業に関して、現状保有している完成宅地については早期販売及び計画実行を進め、現状保有している未造成土地については早期事業化を図り、採算性悪化に伴う損失を最小限に留める必要があります。また、今後新規に分譲事業を行うならば、事業採算性を意識するとともに、公的住宅供給機関として分譲事業を行うことの必要性を十分検討する必要があります。

・ワークショッ^o 24 施設整備事業

ワークショッ^o 24 事業に関して、環境変化を見込んだ採算性とリスクを意識しないと、分譲事業やタウンビル事業のように事業損益が赤字となり岐阜県住宅供給公社の経営状況を圧迫する可能性があります。事業化するに当たり、採算性の意識とリスク管理を徹底する必要があります。

・タウンビル事業

タウンビル事業に関して、現状保有している債権については事後的な滞納者への督促の励行以外に債権者の資産状況、支払能力を定期的に把握して損害を最小限に留めるリスク管理を行う必要があります。また、今後新規にタウンビル事業を行うならば、融資先の金融機関とのリスク分担を図るとともに、事前の与信管理を強化し、滞留債権を増加させない措置が必要です。

・管理事業

管理事業に関して、今後もPRの強化などにより空家及び家賃滞納を減らす対策を講じるとともに、建物老朽化を修繕及び建替により機能維持する必要があります。

事業	現状及び問題点	改善点
分譲事業	採算性の悪化、民業圧迫	採算性意識、公的意義
ワークショッ ^o 24 施設整備事業	買戻リスク、空室リスク	採算性意識、リスク管理
タウンビル事業	貸倒リスク	リスク分担、リスク管理

管理事業	空室リスク、貸倒リスク	リスク解消、機能維持
受託事業	(付随的事業)	-

(3) 岐阜県住宅供給公社の今後の方向性

岐阜県住宅供給公社は、もともと事業用地を先行取得しておく事業方法により、地価が右肩上がりの時代には、有利な土地手当てができ、県民に安心して割安な住宅を提供できました。しかし、バブル崩壊とともに、先行取得した事業用地は一転して値下がりし、不良在庫・債権の採算悪化が経営状況を圧迫しています。

このような現状のなか、岐阜県住宅供給公社は、経営の安定化を図るため、土地開発公社との事務局の統合や職員基本給、諸手当のカットを行うなど事務経費の抑制に努め、さらには高金利資金の借換による借入金利の低減、公営住宅設計管理業務等の拡大を図るなど経営改善の努力の跡が見受けられます。しかし、これらの経営努力だけでは限界もあります。

今後は、従来の分譲事業やタウンビル事業などについては、採算性の意識とリスク管理を再考する必要があります。また、ワークショップ24事業など県の政策的事業や県民の求める高齢者対策事業などを新規事業化する場合は、環境変化を見込んだ採算性とリスクを意識した上で事業化する必要があります。いずれにしても、岐阜県住宅供給公社は、設立当初の住宅難解消という目的をほぼ達成し、国や県の住宅施策を実施する公的住宅供給機関として明確な目的を失っており、経営環境に応じた公社使命を見出すとともに事業方法を見直す必要があります。

完成宅地・未造成土地について

岐阜県住宅供給公社の完成宅地・未造成土地は、棚卸資産に該当します。バブル崩壊後、景気の低迷、地価の下落により不動産を棚卸資産に保有する会社は、事業化できなかつたり、事業化しても多額の損失を生じています。

そこで、岐阜県住宅供給公社における完成宅地・未造成土地について、個別に問題点を検討します。

(1) 完成宅地

(現状及び問題点)

団地名	所在地	全体戸数	売却実績	在庫	残計画
サニ-ハイツ 花の木	恵那市武並町	116 戸	40 戸	3 戸	73 戸
サニ-ハイツ レンゲローズ	不破郡垂井町	61 戸	46 戸	6 戸	9 戸
サニ-ハイツ 花もも	吉城町古川町	95 戸	61 戸	3 戸	31 戸

・ サニ-ハイツ 花の木 (分譲資産簿価 943,194 千円)

平成 3 年から平成 4 年度より事業化した分譲資産であります。東濃地域の住宅需要・恵那工業団地の進出・都会からの U ターン等に対応するため住宅団地の開発を施行しました。しかし、その後のバブル崩壊に伴う景気の低迷によって、予定の計画よりも大幅に後退することになり、未だに在庫 3 戸と残計画 73 戸があり売上実績が芳しくありません。

・ サニ-ハイツ レンゲローズ (分譲資産簿価 264,918 千円)

平成 5 年に事業化した分譲資産であります。在庫 6 戸と計画 9 戸が残っています。

・ サニ-ハイツ 花もも (分譲資産簿価 562,120 千円)

平成 2 年に事業化した分譲資産であります。在庫 3 戸と計画 3 1 戸が残っています。

(改善案)

「適正な原価計算」において直接費を配賦基準にすることによって明らかになりますが、分譲事業は事業損失が生じています。この事業損失は、バブル期に価格の高騰した土地を先行取得し、事業化したことにより原価が高くなってしまい、逆に販売価格がその後の景気低迷により下落してしまったことが主な原因と考えられます。なるべく早期に販売及び計画実行を進めて、損失を最小限に留める努力が必要です。

(2) 未造成土地

(現状及び問題点)

団地名	所在地	全体戸数	実績	残計画
西河渡	岐阜市西河渡	-	-	-
川部	岐阜市河部	8戸	-	8戸
サニ-ハイツ 花みずき	各務原市那加	100戸	66戸	34戸

・ 西河渡（簿価 943,619 千円）

平成3年に取得した土地であります。土壌に廃棄物が埋設されていたため、当初予定していた中高層住宅として利用できず計画が中断していました。今後、用地地盤改良工事等の敷地整備を実施し、県へ武道館・テニスコート等の用地として譲渡することが予定されています。

・ 川部（簿価 180,598 千円）

平成6年に取得した土地であります。地元住民の要望で公園として利用する要求があったため、現在折衝中であり、事業が中断しています。

・ サニ-ハイツ 花みずき（簿価 539,109 千円）

昭和59年から昭和60年に取得した土地であります。当初、賃貸住宅330戸用地として第1期66戸を建設しました。その後、需要の見込み等から計画変更しましたが、販売見込み、採算性、立地等の事情により、事業化できず中断しています。

（改善案）

・ 西河渡

事業変更により処分の方向性が決定しましたが、そもそも土地仕入時において、土壌に廃棄物が含まれ事業化に問題があるかどうかを調査すべきであったと考えられます。今後は土地仕入時に、事業採算性以外にも土地に欠陥がないか調査する必要があります。

・ 川部

地元住民との折衝を積極的に進めて、なるべく早く事業の方向性を決定して、損失を最小限に留める努力が必要であります。

・ サニ-ハイツ 花みずき

当初の事業見込みが外れたことにより事業化が進んでいませんが、賃貸住宅だけでなく、定期借地権なども利用して、なるべく早く事業化を図り、損失を最小限に留める努力が必要であります。

なお、今後は、「地方住宅供給公社新会計基準案」において、「公社は、法令及びこの基準に定めない会計事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。」旨定められているため、「販売用不動産の強制評価減」「事業資産の減損会計」など民間における不動産の時価評価に係わる会計基準も採用して、財務情報の透明化を図る必要があります。

適正な原価計算（とくに間接費の配賦基準）による事業損益の状況について

（現状及び問題点）：別紙 1 一般会計の損益計算書を参照

岐阜県住宅供給公社の原価計算において、直接費（土地費、工事費、融資と事業が結び付けられる支払利息）については、実際原価を直接事業部に直課しており適正な原価計算が行われています。

しかし、間接的な事務費（割掛経費）・融資と事業が結び付けられない支払利息（割掛利息）については、各事業部に間接原価として配賦されていますが、配賦に当たり、配賦基準が特に規定されていません。

項目	費目	あるべき原価計算
直接費	土地費、工事費、支払利息	実際原価により直課
間接費	割掛経費、割掛利息	適正な配賦基準により配賦

岐阜県住宅供給公社の間接費の配賦方法は、平成 12 年度の割掛利息 28 千円については、実際の利息支払などある程度合理的な基準に基づいて各事業に配賦をしています。しかし、平成 12 年度の割掛経費 377,120 千円については、「分譲住宅事業」・「タウンビル事業」・「県営住宅管理特別会計」の損益 0（均衡）に調整するように配賦した後に、「賃貸住宅等管理事業」・「その他の事業」・「ワークショップ 24 施設整備事業」・「その他」へ配賦しています。

間接原価の適正な配賦方法は、「直接費基準」・「売上高基準」・「人員基準」・「面積基

準」・「資産基準」など費用の特性に応じた配賦を行うべきであり、「粗利益分を配賦」する現状の方法は、事業別損益を適切に表しておらず合理的な原価計算とはいえません。

項目	現行の間接費配賦基準	あるべき間接費配賦基準
間接費の配賦方法	粗利益分を配賦 (損益均衡にするために配賦)	費用の特性に応じた配賦 (直接費基準など)
事業別損益	明確でない	明確になる

(改善策): 別紙2 直接費で配賦した場合の算定資料

間接的な事務費(割掛経費)について、配賦方法により異なりますが例えば各事業の「直接費」を合理的な配賦基準として設定し、事業別損益が明確になる原価計算を行うことが望まれます。

(参考)平成12年度における現状と直接費で配賦した場合との比較

事業	項目	現状	直接費で配賦
分譲事業	売上	863,072 千円	863,072 千円
	売上原価	863,072 千円	931,163 千円
	売上総利益	0 千円	- 68,091 千円
タウンビル事業	売上	487,568 千円	487,568 千円
	売上原価	487,568 千円	558,644 千円
	売上総利益	0 千円	- 71,076 千円
管理事業	売上	641,346 千円	641,346 千円
	売上原価	616,975 千円	600,934 千円
	売上総利益	24,371 千円	40,412 千円
その他の事業	売上	104,729 千円	104,729 千円
	売上原価	104,092 千円	15,596 千円
	売上総利益	637 千円	89,133 千円
県営住宅管理	売上	463,071 千円	463,071 千円
	売上原価	463,071 千円	447,200 千円
	売上総利益	0 千円	15,871 千円
ワークショップ 24 事業	建設仮勘定	24,792 千円	9,316 千円
受託分譲事業	受託分譲資産	128,000 千円	134,605 千円

間接費の配賦方法を「粗利益分を配賦方法」から「費用の特性に応じた配賦(例として直接費)」に変更し、損益計算書の事業損益を計算し直すと以上ようになります。当然、事業損益0(均衡)となる事業はなくなり、各事業別の損益が明確になります。

結果、平成12年度岐阜県住宅供給公社の事業損益について、分譲事業は68,091千円及びタウンビル事業は、71,076千円の事業損失が生じており、この赤字を管理事業の40,412千円及びその他の事業89,133千円及び県営住宅管理15,871千円などの黒字で

填補していることが分ります。

さらに、平成 12 年度における分譲事業の販売戸数は、分譲住宅 17 戸及び分譲宅地 5 戸の合計 22 戸であるため、1 戸当たり単純に平均すると 3,095 千円損失が生じていることが分ります。

事業	項目	現状	直接費で配賦	1 戸当たり平均
分譲事業	売上	863,072 千円	863,072 千円	@39,230 千円
	売上原価	863,072 千円	931,163 千円	@42,325 千円
	売上総利益	0 千円	- 68,091 千円	@ - 3,095 千円

また、タウンビル事業について、売上総利益でも 71,076 千円の赤字ですが、さらに今期過年度分も含めて事業外損益の貸倒損失引当金を 266,285 千円計上しており、タウンビル事業の長期割賦未収金に対して設定されていることを加味すると今期は 337,361 千円の大幅な赤字と言えます。今後、貸付先の状況次第では貸倒が増加し、それに伴う損失により実質的に赤字が継続することも考えられます。

そこで、分譲事業及びタウンビル事業を今後継続するならば、採算性・リスク管理を含め事業のやり方を改善しなければならないことが明確になります。

なお、「地方住宅供給公社新公社基準案」において、実際原価計算に基づき計算するよう求めています。また、間接費の配賦について、基本的な考え方として「人員基準」で配賦することを求めています。

引当金

現行の会計制度は、発生主義会計であり、会計期間の費用と収益を合理的に対応させて、適正な期間損益計算を行うことを目的としています。従って、将来費用又は損失として発生することが予想され、それが当期収益と対応させることが合理的な場合は、当期の費用又は損失として計上することが適正な期間損益計算となります。その際に計上する科目を引当金といいます。

ただし、将来費用又は損失の見込みについては、不確実性が伴うため、相当程度の確実性が要求されます。具体的には、企業会計原則注解 18 において、「将来の特定の費

用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」と引当金の設定要件を定めています。

そこで、岐阜県住宅供給公社において設定されている引当金について、上記趣旨を鑑みて、適正に計上されているか個別に検討します。

なお、経営調整基金引当金（平成 11 年度 447,701 千円計上）と公租公課引当金（平成 11 年度 22,328 千円計上）については、平成 12 年度に引当金の設定要件を満たさないものとして、取崩しを行っています。

（ 1 ）修繕引当金(流動負債 122,508 千円)

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、修繕引当金は、「修繕引当金基準」に基づいて「家賃又は長期分譲住宅の割賦金の計算の基礎となった修繕費に相当する額から、当該事業年度に支出した修繕費の額を差し引いた残余の額の範囲内で必要な額」を設定しています。

企業会計上の修繕引当金は、機械、建物などの有形固定資産に、修繕を必要とする事実が発生し、次期以降に修繕が行われる場合、当期の負担金額を見積り、費用計上するとともに引当金を設定します。ただし、数年周期で大修繕が行われる修繕費については、見積りに客観性がありますが、それ以外の小修繕については、金額を合理的に見積ることが困難なため、引当金を設定しない例が多いです。

岐阜県住宅供給公社の修繕引当金は、「現行地方住宅供給公社会計基準」及び規程に基づいて設定されています。しかし、設定対象は、小修繕も大修繕も含めて設定されています。引当金の設定要件として、金額を合理的に見積ることができなければならぬことを勘案すると、数年周期で計画的に行われる大修繕についてのみ引当金を設定することが望ましいといえます。また、平成 14 年度より適用される「地方住宅供給公社新会計基準案」においても同様の処理を求めています。

（改善案）

現状の修繕引当金うち、計画的に行われる大修繕のために設定した金額は、固定負債

に計画修繕引当金として振替えて、大修繕実施時に取崩す処理をすべきです。また、小修繕のために設定した金額は、金額を合理的に見積ることができないため引当金を設定するのではなく、支出時の費用として処理する必要があります。よって、すでに小修繕として修繕引当金に設定した金額は、「地方住宅供給公社新会計基準案」に従って取崩し、特定準備金や剰余金などに振替える必要があります。

現状	内訳	あるべき処理
修繕引当金（流動）	大修繕（計画修繕）	計画修繕引当金（固定）
	（金額見積れない）小修繕	特定準備金、剰余金

（２）特別修繕引当金（固定負債 496,519 千円）

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、特別修繕引当金は、「現行地方住宅供給公社会計基準」に従って「公共の団地に係わる公共施設又は公社が分譲した住宅等分譲資産に係わる補修に要する費用」に対して設定しています。

企業会計上の特別修繕引当金は、上記（１）の修繕引当金と全く同じものと考えべきであります。

（改善案）

岐阜県住宅供給公社の特別修繕引当金は、合理的な引当基準がなく、主に利益留保性引当金として計上されています。よって、引当金と設定することは望ましくなく、特別修繕引当金に設定した金額は、「地方住宅供給公社新会計基準案」に従って取崩し、特定準備金や剰余金などに振替える必要があります。

現状	内訳	あるべき処理
特別修繕引当金（固定）	利益留保性引当金	特定準備金、剰余金

（３）空家及び貸倒引当金（流動負債 49,471 千円）

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、空家及び貸倒引当金は、「現行地方住宅供給公社会計基準」に従って設定した「空家及び貸倒引当金基準」に基づいて「家賃又は長期分譲住

宅の家賃損失の計算の基礎となった空家損失及び貸倒損失に相当する額から、当該事業年度に支出した空家損失及び貸倒損失を差し引いた残余の額の範囲内で必要な額」を設定しています。

企業会計上の貸倒引当金は、企業の取引から生じた売掛金等の金銭債権の貸倒予想額を算出し、費用計上するとともに引当金を設定します。なお、企業会計上、空家に関しては直接費用が生じる訳ではないので引当金を設定していません。

(改善案)

岐阜県住宅供給公社の空家及び貸倒引当金は、規程に基づいて設定されています。しかし、設定対象として、直接費用が生じない空家に対して設定すべきではなく、債権について過去の貸倒実績率などを基準に貸倒引当金として設定すべきです。また、平成14年度より適用される「地方住宅供給公社新会計基準案」においても同様の処理を求めています。

現状	内訳	あるべき処理
空家及び貸倒引当金	空家	引当しない
	貸倒	貸倒引当金

なお、貸倒引当金の設定方法は、「金融商品会計に関する実務指針」「地方住宅供給公社新会計基準案」においては、債権を以下のように3区分に分けて、区分ごとに算定するように求めています。

債権区分	区分内容	引当方法
一般債権	経営状況に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	貸倒実績率など
貸倒懸念債権	経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権	担保等により回収できない部分について必要額・元利金のキャッシュフローを割り引いた現在価値
破産更正債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	担保等により回収できない部分の全額

(現状及び問題点)

また、岐阜県住宅供給公社の貸倒引当金は、「空家及び貸倒引当金」と「貸倒損失引

当金」に区分して空家及び貸倒引当金は、現状、設定対象となる事業を賃貸事業に又、貸倒損失引当金は、タウンビル事業の長期割賦未収金に限って設定しています。

(改善案)

どの事業であっても、債権であれば貸倒れの可能性はあるため、他の事業においても貸倒れの可能性がある債権について貸倒引当金を設定する必要があります。

引当金	流固分類	現状	あるべき処理	
貸倒引当金	流動	賃貸事業	貸倒の可能性ある 債権すべての事業	流動資産を対象
貸倒損失引当金	固定	タウンビル事業		固定資産を対象

(現状及び問題点 .)

さらに、貸倒引当金の計上場所は、流動債権に係わる引当金については、流動負債(又は流動資産のマイナス)に計上し、固定債権に係わる引当金は固定負債(又は固定資産のマイナス)に計上することにより債権と引当金の対応関係を持たせることが必要です。

(改善案)

具体的には、分譲事業における割賦未収金(延滞利息 540 千円、割賦未収金 19,900 千円)及び未収賃貸地代(117 千円)と、未収金(下水管理費 798 千円)については、契約条件とおりに入金されていない債権があるため、貸倒れの可能性がある債権として貸倒引当金を設定する必要があります。

また、契約上、契約期間が1年以上に渡る債権である分譲事業の割賦未収金とタウンビル事業の長期割賦未収金については、固定債権であるため、貸倒引当金も固定負債(又は固定資産のマイナス)に計上する必要があります。その他の債権は、契約期間が1年未満であるため、未収期間が1年以上にならない限り流動債権であるため、貸倒引当金も流動負債(又は流動資産のマイナス)に計上する必要があります(なお、分譲事業の割賦未収金が固定債権である理由は下記(1)のとおりです)。

事業	勘定	現状	あるべき処理
分譲事業	割賦未収金	とくに引当してない	貸倒引当金(固定)

	未収賃貸地代	とくに引当してない	貸倒引当金（流動）
賃貸事業	未収家賃等	空家及び貸倒引当金	貸倒引当金（流動）
タウンビル事業	タビル事業 長期割賦未収金	貸倒損失引当金	貸倒引当金（固定）
その他	未収金(下水管理費)	とくに引当してない	貸倒引当金（流動）

（４）貸倒損失引当金（固定負債 473,749 千円）

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、貸倒損失引当金は、「貸倒損失引当金の引当基準」「タウンビル事業長期割賦未収金に対する貸倒損失引当金取扱要領」に基づいて「滞納発生前までは一定率、滞納発生後は個別に必要な額」を設定しています。

企業会計上の貸倒損失引当金は、上記の貸倒引当金と全く同じものと考えべきであります。

（改善案）

岐阜県住宅供給公社の貸倒損失引当金は、規程に基づいて設定されています。ただし、滞納発生前の一定率の考え方について、上記の貸倒実績率などを用いるとともに、貸倒懸念債権がないかどうか確かめる必要があります。

（５）団地整備引当金（固定負債 500,684 千円）

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、団地整備引当金は、「現行地方住宅供給公社会計基準」に従って、「分譲資産及び賃貸資産のうち、公社が管理する団地内施設の新増設、改良及び維持管理に要する費用」に対して設定しています。

企業会計上、団地整備に関して特段引当金を設定することはありません。

（改善案）

岐阜県住宅供給公社の団地整備引当金は、合理的な引当基準がなく、利益留保性引当金と預り金を包含して計上しています。よって、引当金と設定することは望ましくなく、利益留保性の金額は、「地方住宅供給公社新会計基準案」に従って取崩し、特定準備金や剰余金などに振替え、預り金に該当する金額は、預り金へ振替える必要があります。

現状	内訳	あるべき処理
団地整備引当金 (固定)	利益留保性引当金	特定準備金、剰余金
	預り金	預り金

(6) 調査及び損害等引当金(固定負債 542,038 千円)

(現状及び問題点)

岐阜県住宅供給公社において、調査及び損害等引当金は、「現行地方住宅供給公社会計基準」に従って、「団地用地選定のための予備的調査に要する費用、公社の団地に係わる災害復旧に要する費用及び公社の団地等に係わる訴訟等に基づく損害賠償その他の補償のための費用」に対して設定しています。

企業会計上、団地用地選定のための予備的調査に要する費用、発生可能性の低い災害及び訴訟に係わる費用に関して特段引当金を設定することはありません。

(改善案)

岐阜県住宅供給公社の調査及び損害等引当金は、合理的な引当金基準がなく、利益留保性引当金と未造成土地に係わる災害復旧に要する将来発生費用を包含して計上しています。よって、利益留保性引当金の金額は、「地方住宅供給公社新会計基準案」に従って取崩し、特定準備金や剰余金などに振替え、未造成土地に係わる災害復旧に要する将来発生費用に該当する金額は、損害補償損失引当金などの名称の引当金を設定し、引当金基準を明確に設定した上で振替える必要があります

現状	内訳	あるべき処理
調査及び損害等引当金 (固定)	利益留保性引当金	特定準備金、剰余金
	未造成土地の将来費用	損害補償損失引当金

引当金を設定するならば、引当金基準を明確に設定する必要があります。

滞留債権の状況

(1) 分譲事業の割賦未収金(流動資産 136,810 千円の内 19,900 千円)

岐阜県住宅供給公社において、分譲住宅の販売促進を図るため、「分譲住宅自己負担金分割後払制度実施要綱」に基づき、岐阜県住宅供給公社の分譲住宅購入者に対して貸付金制度を設定しています。

ただし、この貸付金制度の貸付額は、分譲価額から分譲住宅購入者の公庫及び自己資金を差引いた不足額を対象としています。また、この貸付金の返済条件は、年2回の利息支払及び元本1,000万円以内を10年据置き後一括返済となっています。

・ 滞留債権者の状況

分譲事業の割賦未収金は、平成12年度末現在34名に136,810千円貸付けています。この内、利息滞納者が5名(延滞利息540千円)います。この利息滞納者の債権(割賦未収金)は、19,900千円あります。

・ 契約上の対応

(現状及び問題点)

上記 .の利息滞納者については、「分譲住宅自己負担金分割支払契約書」(後払)の第9条(期限の利息の喪失)によれば、利息の延滞により、後払金(元本)と延滞損害金を請求できることになっています。

(改善案)

利息延滞理由、資産状況、支払能力を勘案した上で、今後の利息支払、後払金(元本)返済に懸念があるならば、約定どおり後払金(元本)請求をして、損害を最小限に留める措置が必要です。

・ 会計上の対応

(現状及び問題点 .)

まず、債権の計上場所について、割賦未収金は、事業未収金として流動資産に計上されています。

(改善案)

割賦未収金は、契約期間が10年であるため、固定資産として計上する必要があります。

(現状及び問題点 .)

次に、利息滞納者がいます。

(改善案)

貸倒引当金の設定について、利息滞納者がいる状況から一般債権又は貸倒懸念債権に区分して引当金を計上する必要があります。

(現状及び問題点 .)

また、損益計算書の開示場所について、割賦未収金の利息(1,864千円)は、損益計算書上、事業損益のその他の事業収益に計上されています。

(改善案)

岐阜県住宅供給公社の分譲事業の割賦未収金は、分譲住宅の販売促進のため補助的に行っている制度であり、この割賦未収金から生じる利息は、事業損益の売上というより、事業外損益の受取利息に計上することが妥当です。

(現状及び問題点 .)

さらに、原価計算における間接原価の配賦について、上記で述べたように、分譲事業の割賦未収金は事業外損益の受取利息であります。

(改善案)

事業経費から構成される間接原価を配賦しない処理をすることが妥当です。

項目	現状	あるべき処理
.債権の計上場所	流動資産	固定資産
.貸倒引当金	設定していない	設定する
.損益計算書の開示場所	事業損益(売上)	事業外損益(受取利息)
.間接費の配賦	配賦する	配賦しない

(2) タウンビル事業の長期割賦未収金(固定資産13,785,539千円の内1,544,337千円)

賃貸住宅、店舗及び事務所などを建設しようとする土地所有者に代わって、土地の

高度利用、耐震耐火建築物の促進を図るために、岐阜県住宅供給公社が長期・低利の資金により建設し、分譲する制度を設定しています。

・ 滞留債権者の状況

タウンビル事業の長期割賦未収金は、平成 12 年度末現在 106 件に 13,785,539 千円あります。この内、延滞債権は以下のように 9 名 1,544,337 千円（滞納額 151,400 千円及び残債権額 1,392,937 千円の合計額）と岐阜県住宅供給公社の総資産の 6.7%を占める金額となっています。

（単位：千円）

ビル名	発生年度	当初債権額	滞納額 a	残債権額 b	計 a+b	備考
A	平成 4 年 3 月	106,500	7,226	83,909	91,136	家賃差押
B	平成 4 年 3 月	621,300	27,091	490,601	517,693	経営改善
C	平成 5 年 5 月	112,000	60,957		60,957	競売完了
D	平成 5 年 8 月	109,600	3,652	89,673	93,325	賃料差押
E	平成 6 年 6 月	443,400	51,025	397,812	448,837	家賃差押
F	平成 4 年 11 月	78,900	303	63,205	63,509	破産申立
G	平成 6 年 8 月	179,100	178	150,141	150,319	振込遅延
H	平成 6 年 6 月	69,400	710	58,048	58,759	経営改善
	平成 8 年 5 月	67,700	254	59,544	59,798	振込遅延
計		1,787,900	151,400	1,392,937	1,544,337	

発生年度：譲渡契約年月 a：回収期限到来債権 b：回収期限未到来債権

ABCD 物件については、特別貸倒損失引当金を積立中であります。また、C は 99%相当額 60,347 千円、F は 50%相当額 31,754 千円を債権償却特別勘定に繰入しています。

ビル A の状況（延滞債権 91,136 千円）

ビル A の当初債権額 106,500 千円は、平成 4 年 3 月譲渡契約により発生しましたが、平成 6 年 3 月から滞納が始まり、平成 13 年 3 月現在 7,226 千円の滞納額があり、残債権 83,909 千円と合わせて合計 91,136 千円が延滞債権といえます。岐阜県住宅供給公社は、ビル A の家賃を差押えています。

ビル B の状況（延滞債権 517,693 千円）

ビル B の当初債権額 621,300 千円は、平成 4 年 3 月譲渡契約により発生しましたが、平成 5 年 10 月から滞納が始まり、一旦全額入金されたものの、再度平成 11 年 4 月か

ら滞納が始まり、平成 13 年 3 月現在 27,091 千円の滞納額があり、残債権 490,601 千円と合わせて合計 517,693 千円が延滞債権といえます。

ビル C の状況（延滞債権 60,957 千円）

ビル C の当初債権額 112,000 千円は、平成 5 年 5 月譲渡契約により発生しましたが、平成 9 年 12 月から滞納が始まり、平成 10 年 9 月不動産競売申立、平成 13 年 1 月競売配当され、平成 13 年 3 月現在 60,957 千円の滞納額が延滞債権といえます。

ビル D の状況（延滞債権 93,325 千円）

ビル D の当初債権額 109,600 千円は、平成 5 年 8 月譲渡契約により発生しましたが、平成 11 年 3 月から滞納が始まり、平成 13 年 3 月現在 3,652 千円の滞納額があり、残債権 89,673 千円と合わせて合計 93,325 千円が延滞債権といえます。岐阜県住宅供給公社は、ビル D のテナント賃料を差押えています。

ビル E の状況（延滞債権 448,837 千円）

ビル E の当初債権額 443,400 千円は、平成 6 年 6 月譲渡契約により発生しましたが、平成 7 年 9 月から滞納が始まり、平成 13 年 3 月現在 51,025 千円の滞納額があり、残債権 397,812 千円と合わせて合計 448,837 千円が延滞債権といえます。岐阜県住宅供給公社は、ビル E の家賃を差押えています。

ビル F の状況（延滞債権 63,509 千円）

ビル F の当初債権額 78,900 千円は、平成 4 年 11 月譲渡契約により発生しましたが、平成 13 年 3 月から滞納が始まり、平成 13 年 3 月現在 303 千円の滞納額があり、残債権 63,205 千円と合わせて合計 63,509 千円が延滞債権といえます。なお、F は平成 13 年 4 月に自己破産申立しています。

ビル G の状況（延滞債権 150,319 千円）

ビル G の当初債権額 179,100 千円は、平成 6 年 8 月譲渡契約により発生しましたが、平成 12 年 2 月から一部滞納が始まり、少額ではありますが平成 13 年 3 月現在 178 千円の滞納額があり、残債権 150,141 千円と合わせて合計 150,319 千円が延滞債権とい

えます。

ビルHの状況（延滞債権 58,759 千円）

ビルHの当初債権額 69,400 千円は、平成 6 年 6 月譲渡契約により発生しましたが、平成 12 年 9 月から滞納が始まり、少額ではありますが平成 13 年 3 月現在 710 千円の滞納額があり、残債権 58,048 千円と合わせて合計 58,759 千円が延滞債権といえます。

ビルIの状況（延滞債権 59,798 千円）

ビルIの当初債権額 67,700 千円は、平成 8 年 5 月譲渡契約により発生しましたが、平成 12 年 12 月より滞納が始まり、少額ではありますが、平成 13 年 3 月現在 254 千円の滞納額があり、残債権 59,544 千円と合わせて合計 59,798 千円が延滞債権といえます。

． 管理上の対応

（現状及び問題点）

上記 の延滞状況に鑑み、タウンビル事業の未収金は、景気の低迷等による影響もあり、滞留金額が増大しています。

（改善案）

この滞留債権に対する管理強化のため、事後的な滞納者への督促の励行又は法的措置による解消をする必要があります。また、当初契約から最初の滞納発生まで短期間のものがあります。事前に与信管理を強化し、定期的に債権者の資産状況、支払能力を把握して、損害を最小限に留める措置が必要です。

． 会計上の対応

（現状及び問題点）

延滞債権がある状況です。

（改善案）

貸倒引当金の設定について、延滞債権がある状況から一般債権又は貸倒懸念債権に区分して引当金を計上する必要があります。

(3) その他債権

・ 分譲事業の未収賃貸地代 (流動資産 117 千円)

(現状及び問題点)

定期借地権付の分譲土地使用料に係わる債権です。この内、平成 12 年度末現在滞納額が 117 千円あります。

(改善案)

貸倒引当金の設定について、滞納額がある状況から一般債権又は貸倒懸念債権に区分して引当金を計上する必要があります。

・ 賃貸事業の未収家賃等 (流動資産 4,788 千円の内 2,346 千円)

(現状及び問題点)

中堅勤労者に対して、愛宕賃貸住宅ほか 3 団地において、住宅 493 戸及び 13 店舗及び駐車場・物置の貸付に係わる債権です。この内、平成 12 年度末現在 24 名 4,788 千円延滞があります。

(改善案)

従来、空家及び貸倒引当金を計上していましたが、今後は「地方住宅供給公社新会計基準案」に基づき、貸倒引当金を計上する必要があります。

(現状及び問題点)

また、岐阜県住宅供給公社の不納欠損処理について、「家賃等賃貸料滞納措置要領」により「債務者の資力が不十分なため債権の取り立てが著しく困難と認められる」場合行くと規定しています。延滞債権の内 3 名 2,346 千円について、すでに退去した者の債権であります。

(改善案)

上記延滞債権は、「債権取り立てが著しく困難と認められる」場合に該当すると考えられるため、不納欠損処理することが望まれます。

・ 未収金（その他）（流動資産 22,089 千円の内 798 千円）

（現状及び問題点）

未収金（その他）には、下水処理管理費に関する債権があります。この内、平成 12 年度末 798 千円延滞があります。

（改善案）

滞納額がある状況から一般債権又は貸倒懸念債権に区分して引当金を計上する必要があります。

原価未精算勘定（流動負債 89,675 千円）

（現状及び問題点）

岐阜県住宅供給公社において、原価未精算勘定とは、「現行地方住宅供給公社会計基準」において、「特に認められた複数事業単位（当該事業が公庫の貸付金に係わる事業である場合は公庫の承認を単位とする。）の分譲資産の譲渡価額の調整増額による本来価額と譲渡価額との差額を記載する」勘定とされています。

企業会計上、複数事業単位の調整差額自体を資産又は負債計上することはありません。

（改善案）

岐阜県住宅供給公社の原価未精算勘定は、資産性負債性の不明瞭な勘定であり、住宅供給公社の損益計算書の損益を 0（均衡）に利益調整する際に用いられる勘定となってしまう。従って、利益留保性の金額は、「地方住宅供給公社新会計基準案」に従って取崩し、特定準備金などに振替える必要があります。

現状	内訳	あるべき処理
原価未精算勘定	複数事業単位の調整差額 （利益留保性）	特定準備金

本来の計上目的以外に損益 0（均衡）に利益調整する際に用いられる勘定となってしまう。

固定資産について

(1) 簿外資産

(現状及び問題点)

団地名	所在地	面積	用途
城田寺	岐阜市	884.18	処理場用地、水路
北山	岐阜市	810.38	歩道、残地
古城	大野町	517.96	公園用地
清水	揖斐川町	524.76	公園
浜下	揖斐川町	31.52	処理場
新池	美濃加茂市	6,945.95	処理場用地、道路、水路、公園
稻荷山	御嵩町	456	道路敷
前山	多治見市	1,560	道路法面
明賀台	瑞浪市	198	山林
上鐘	坂下町	1635.55	町営住宅用地
合計	10 団地	13,564.3 m ²	

岐阜県住宅供給公社において、上記 10 団地の土地につき簿外となっています。固定資産が簿外になっていること自体が問題ですが、簿外となった主な理由は、分譲事業などにより分譲資産販売後の残地や下水処理場が引き渡されず、残ってしまったことが挙げられます。

(改善案)

公社保有の土地であるため、例え固定資産税を払わない土地であっても、当然資産計上する必要があります。また、公社の資産管理面において、簿外資産を作らないよう管理面を強化する必要があります。

(2) 土地の処分

(現状及び問題点)

上記簿外土地と資産計上している土地(118 千円)について、宅地分譲後の周辺の土地や下水処理場があります。

(改善案)

このような土地については、すでに分譲後の公社が所有していること自体ふさわしくないものも含まれており、売却や譲渡するなど処分を検討することが望まれます。

.(社)岐阜県森林公社

10. 監査対象の概要

17.2. 事業の内容

1.1.26. 事業の目的

公社は、岐阜県における造林又は育林の事業及び分収方式による造林または育林の促進その他県土の緑化の推進並びに特定森林地域開発林道の維持管理を行うことにより森林生産力の増大を図るとともに、水資源の確保、県土保全及び林野の高度利用並びに森林整備を担う林業労働力の確保を図りあわせて農山村経済力の振興と住民の福祉の向上により産業の進展に寄与することを目的としています。

1.1.27. 事業の現況

公社は、上記の事業の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- (1) 造林又は育林に関する事業
- (2) 分収方式による造林又は育林の促進に関する事業
- (3) 森林の管理及び経営、森林及び林業に係る調査、森林土木事業の設計積算及び施工管理等それらの受託に関する事業
- (4) 特定森林地域開発林道の整備及び維持管理に関する事業
- (5) 林業労働力の確保に関する事業
- (6) 森林、林業に関する啓蒙普及及び緑化の推進に関する事業
- (7) 農山村の経済及び文化の振興のために必要な事業
- (8) その他公社の目的を達成するために必要な事業

1.1.28. 県との関係

(注：以下の数値においては、平成12年度において公社はそれまでの企業会計原則に

準拠した処理から公益法人会計基準へ準拠するものへ変更したために単純な比較とならない場合があります)

(1) 出資

出資先	平成 11 年度末	平成 12 年度末
県	2,620 千円 (47.8%)	2,620 千円 (47.8%)
その他	2,860 千円 (52.2%)	2,860 千円 (52.2%)
合計	5,480 千円 (100.00%)	5,480 千円 (100.00%)

(2) 借入金

借入先	平成 11 年度末	平成 12 年度末	主要な借入条件
県	13,648,351 千円	14,451,448 千円	利率 0% ~ 3.5%
その他	12,209,009 千円	12,742,403 千円	利率 0% ~ 6.5%
合計	25,857,360 千円	27,193,851 千円	

(3) 県からの補助金

	補助の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
分収造林事業	新植事業補助金	1,078,365 千円	191,994 千円
	保育保護事業補助金		697,000 千円
	育成天然林補助金		507 千円
	利子補給補助金		4,879 千円
白山林道事業	県単林道改良補助金	23,852 千円	14,400 千円
	公庫支払利息補助金		9,126 千円
林業労働力対策事業	確保支援センター補助金	12,538 千円	14,010 千円
	合計	1,114,755 千円	931,916 千円

(4) 県からの委託料

委託の内容	平成 11 年度	平成 12 年度
県営林管理受託	195,394 千円	160,870 千円
合計	195,394 千円	160,870 千円

(5) 債務保証 (経営指導念書等を含む)

保証

保証人	平成 11 年度末	平成 12 年度末
県	12,209,009 千円	12,742,403 千円
その他	0 千円	0 千円
合計	12,209,009 千円	12,742,403 千円

補足事項...県借入金以外の借入のすべてに対して県が保証をしています。

保証類似行為

該当ありません。

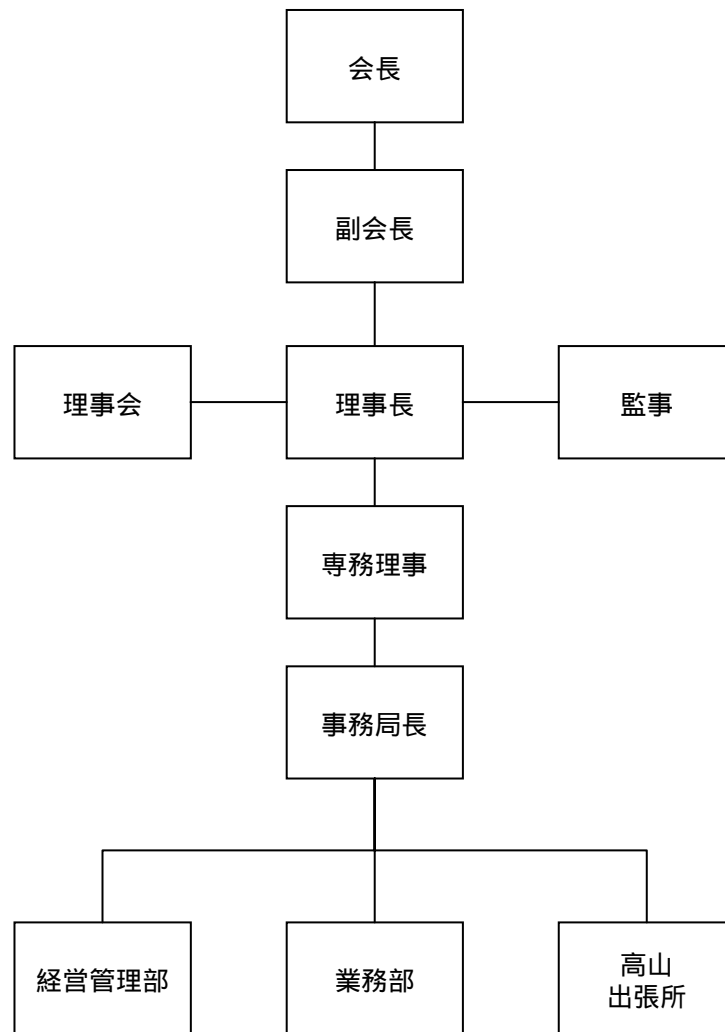
17.3. 組織

(1) 人員体制 (カッコ内は、非常勤役員数、または兼務者数)

単位：人

	平成 11 年度	平成 12 年度
会 長	1 (1)	1 (1)
副 会 長	1 (1)	1 (1)
理 事 長	1 (0)	1 (0)
理 事	14 (13)	13 (12)
監 事	3 (3)	3 (3)
職 員	23 (0)	22 (0)
県 派 遣	5 (0)	5 (0)
県OB嘱託員	9 (0)	7 (0)
嘱 託 員	1 (0)	1 (0)
日 々 雇 用	5 (0)	6 (0)
合 計	65 (18)	62 (17)

(2) 組織の状況



18. 監査の範囲及び実地監査期間

18.1. 監査の範囲

原則として平成12年度

18.2. 実地監査期間

平成13年7月24日～平成13年7月27日まで

19. 監査の結果

19.1. 監査の結果について

3.4.11. 収支状況及び財政状態

貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成11年度	平成12年度	増減額	増減率
資産の部				
流動資産	799,812	688,689	-111,123	-14%
固定資産				
基本財産		5,480	5,480	-
その他	30,145,382	31,852,624	1,707,242	6%
固定資産計	30,145,382	31,858,104	1,712,722	6%
繰延資産	17,174		-17,174	-100%
資産合計	30,962,368	32,546,793	1,584,425	5%
負債の部				
流動負債	289,230	489,353	200,123	69%
固定負債				
公庫借入金	12,209,010	12,272,403	63,393	1%
県借入金	13,648,352	14,451,449	803,097	6%
県借入金未払利息	4,501,006	5,006,760	505,754	11%
退職給与引当金	84,684	132,064	47,380	56%
長期前受金		2,684	2,684	-
固定負債計	30,443,052	31,865,360	1,422,308	5%
負債合計	30,732,282	32,354,713	1,622,431	5%
正味財産の部	230,086	192,080	-38,006	-17%

収支計算書（平成12年度）（単位：千円）

科目	金額
[収入の部]	
補助金等収入	931,919
借入金収入	1,284,410
事業収入	476,638
受託料収入	6,367
会費収入	7,335
森林保険金等収入	13,474
貸付金返済収入	1,261
負担金収入	673
他会計繰入金収入	7,000
長期前受金受入収入	6
雑収入	19,102
当期収入合計	2,748,185
前期繰越収支差額	330,442
収入合計	3,078,627
[支出の部]	
事業費	1,782,501
管理費	570,703
分収交付金支出	5,184
固定資産取得支出	12,166
借入金返済支出	252,079
特定預金支出	245,766
貸付金支出	720
他会計繰入金支出	2,000
納税充当金	5,487
当期支出合計	2,876,606
当期収支差額	-128,421
次期繰越収支差額	202,021

正味財産増減計算書（平成12年度）（単位：千円）

科目	金額
[増加の部]	
資産増加額	1,790,702
負債減少額	252,172
増加額合計	2,042,874
[減少の部]	
資産減少額	231,740
負債増加額	1,837,550
減少額合計	2,069,290
当期正味財産減少額	26,416
前期繰越正味財産	218,496
期末正味財産合計額	192,080

注) 各科目金額は四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(平成12年度より公益法人会計に移行したため収支計算書、正味財産増減計算書については平成11年度については省略しています。)

財政状態について

当期に固定資産のその他が1,707百万円増加していますが、このうち1,509百万円については、分収造林事業の分収造林勘定が増加したことによります。同時にこの分収造林事業を行うための事業資金を賄うために県借入金803百万円、公庫借入金63百万円増加しています。またこの県借入金の未払利息が505百万円増加しています。

収支状況について

支出では、事業費1,782百万円、管理費570百万円などかかっています。いずれも主なものは分収造林事業にかかるものです。しかし分収造林事業はまだ生育途中にあるために基本的に事業としての本格的な収入は当分見込めません。そのため財源として補助

金等による収入が 931 百万円あります。このうち主なものは分収造林事業にかかるもので 894 百万円です。しかし、これでは事業費や管理費を賄いきれませんので、当期は 1,284 百万円の借入を行っています。

3.1.2. 監査の結果

以上、岐阜県森林公社全体の経営状況等について述べてきましたが、監査の結果、平成 12 年度における岐阜県森林公社における県の財政援助等に関する出納その他の事務の執行は、概ね適正におこなわれています。

3.2. 意見

分収造林事業について

(1) 分収造林勘定の時価について

(現状及び問題点)

分収造林勘定は、これまでの分収造林事業に関する直接事業費や管理費、借入金利息等の合計額から補助金収入額等を控除した残額であり、分収造林の原価をさします。当該勘定の残高は平成 12 年度末で 305 億円と多額に上っていますが、分収造林勘定の現時点における時価については試算していません。

(改善策)

分収造林勘定の時価の計算方法については、いまのところ決定的なものはなく全国的にも試行錯誤の段階と思われませんが、今後は計算方法の定着をにらみつつ、経営管理上簡便的にでも試算することが望まれます。

(2) 県借入金

(現状及び問題点)

分収造林事業は、いまだ主伐期を迎えていないため、木材を販売して事業費を賄うには至っていません。そのため、事業費の財源は補助金や借入金に依存せざるを得ない状況です。

分収造林事業には、平成 12 年度末時点で合計 260 億円の借入金残高があります。このうち、県以外からの借入金が 125 億円あります。またこれらの県以外からの借入金に関する利息額は、平成 12 年度で 4 億円となっています。

(改善策)

県と公社が実質的に一体であることを考えると、可能な限り県及び公社外に資金流出することを防ぐことがいわゆる連結会計的には望まれます。

そのためには、県借入金以外からの借入を極力減らすことがよいものと思われます。県借入金以外からの借入を減らすためには、新たな財源が必要となります。その財源としては県借入金の増額や利子の減免などが方策として考えられます。

これらの方策には当然県民の負担も想定されますが、あわせて森林公社の分収林が有する水源かん養機能や土砂流出防止機能などの公益的機能(公社試算では年間 441 億円)を積極的に県民へ PR し、県民の理解を得ることなども一法と思われます。

森林の公益的機能の評価額(岐阜県森林公社試算) (単位:億円/年)

機能の種類		平成 12 年度 全国評価額	平成 12 年 岐阜県森林公社分収 林
水源かん養機能	流域貯留機能	87,400	67
	洪水防止機能	55,700	35
	水質保全機能	128,100	72
土砂流出防止	土砂流出防止機能	282,600	158
土砂崩壊防止	土砂崩壊防止機能	84,400	47
保健休養	保健休養機能	22,500	13
野生鳥獣保護	野生鳥獣保護機能	37,800	21
大気保全	二酸化炭素吸収機能	12,400	7
	酸素供給機能	39,000	22
合計		749,900	441

注) 岐阜県森林公社分収林の評価額は、平成 12 年度の林野庁の公益的機能評価法に基づき試算されています。

白山林道事業について

(1) 減価償却の会計方針の見直しについて

(現状及び問題点)

白山林道事業会計の建物・構築物の減価償却は、期末正味財産合計額が0円となるまで、税法上許される範囲内で行っています。「公益法人会計基準」(昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定)においては、減価償却は必ずしも強制されてはいませんが、実施することが望ましいという立場をとっています。

(改善策)

減価償却の額は、時の経過などに基づく資産の価値の減少に起因するものであり、公社が会計方針として採用している期末正味財産合計額を0円にすることとの因果関係はまったくありません。現在の会計方針の見直しが望まれます。

(2) 白山林道事業の経営状況について

(現状及び問題点)

次に、白山林道事業の建物・構築物について税法で認められる通常の方法(定率法)で償却してきたものと比較すると、平成12年度末時点で、累計で549,865千円の償却不足となっています。これを同様に平成12年度の単年度でみると36,592千円の減価償却不足となっています。

正味財産増減計算書を見るかぎり、期末正味財産合計額が0円となる金額だけ減価償却の額としていますので白山林道事業の正味財産は増減していませんが、通常減価償却を考慮すると平成12年度の単年度で36,592千円の赤字を計上していることが分かります。このままでは白山林道事業の建物・構築物の取得に要した事業費を回収することができません。

さらに、公社の12年度末時点の正味財産は公社全体で192,080千円ですので、この549,865千円の償却不足額を考慮すると、公社は極めて厳しい財政状態に陥っていることとなります。

(改善策)

今後、白山林道事業の経営のあり方について、検討していく必要があると思われます。

退職給与引当金の計上基準について

(現状及び問題点)

受託事業会計(収益事業)については期末自己都合要支給額100%(7名)、それ以外の会計は40%(分収造林事業10名、白山林道事業2名、労働対策事業1名)となっており、会計間に設定率の乖離があります。

(改善策)

退職給与引当金については、要支給額の100%を引当てる会計方針に統一することが望まれます。

第3 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の利害関係はありません。

以上